

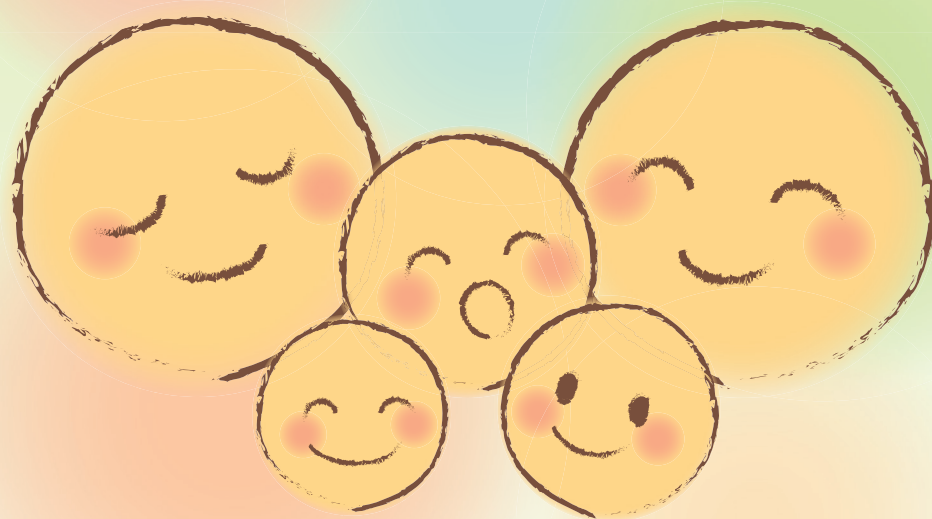
さいたま

子ども・青少年の^ゆの^めびのび希望プラン

— さいたま市子ども・子育て支援事業計画 —

平成27年度～平成31年度

「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」
を目指して



平成27年3月

 **さいたま市**

はじめに

子どもは社会全体の宝であり、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現することは、私たち大人の大切な役割です。

近年、急速な少子化の進行や、家庭・地域を取り巻く環境が変化する中、子育てに関する不安や負担、孤立感はますます高まっています。そのため、地域、事業者、行政等社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、社会全体で子どもを育てていくという気運を醸成していく必要があります。

平成26年度に実施した市民意識調査では、さいたま市を「住みやすい」と感じている方や、「今住んでいる地域にこれからも住み続けたい」という方が8割を超える結果となっております。今後も、このように感じる市民の割合を増やすため、「特に、今後力を入れて取り組んで欲しい事業分野」の第2位にもあげられております「子育て支援」を、更に充実させていかなければなりません。

今回策定いたしました「さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン-さいたま子ども・子育て支援事業計画-」は、平成27年度から平成31年度までの5年間に、本市がどのように子ども・青少年施策に取り組んでいくかという方向性を示しています。

妊娠・出産から青少年まで、切れ目のない総合的な支援を質・量ともに充実させることにより、「子育てするならさいたま市」を一步進めた、「子育て楽しいさいたま市」を目指し、幅広い施策を推進してまいります。

おわりに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見を賜りました、さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員の皆様をはじめ、市民の皆様方や関係各位の方々に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

さいたま市長 清水 勇人



目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象	4
5 計画の策定体制	5
6 計画の推進体制	6
第2章 さいたま市の現況.....	7
1 人口・家族・社会の状況	8
2 乳幼児期の教育・保育の状況	14
3 地域における子育て支援の状況	20
4 ひとり親家庭の状況	25
5 青少年・若者の状況	32
第3章 「さいたま子ども・青少年 ^{ゆめ} 希望プラン」の分析・評価.....	41
1 基本目標1 親と子ども・青少年が安心して健やかに暮らせるまちづくり.....	42
2 基本目標2 子ども・青少年が育つすべての家庭を支援する仕組みづくり.....	44
3 基本目標3 働きながら子育てをしている家庭を支援する体制づくり.....	45
4 基本目標4 子ども・青少年の人権が尊重され、のびのびと心豊かに成長できる社会づくり..	46
5 基本目標5 安心して子育てができる生活・都市環境づくり.....	48
6 基本目標6 次代を担う子ども・青少年の自立を支援する環境づくり.....	48
第4章 計画の基本的な考え方.....	51
1 計画の基本理念	52
2 計画の視点	52
3 基本目標	53
4 施策の体系	56
5 重点事業	62
第5章 施策の展開.....	77
1 乳幼児期の教育・保育の充実	79
2 地域における子育て支援の充実	87
3 専門的な知識・技術を要する支援の充実.....	97
4 ひとり親家庭等への支援の充実	102
5 青少年・若者への支援の充実	106

巻末資料.....	111
さいたまキッズなCity大会宣言	112
計画の策定経過	113
委員名簿	114
用語集	115

第1章 計画策定に当たって



第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景

近年の我が国は、ライフスタイルや家族構成の変化、地域コミュニティの希薄化等によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が少なくありません。国や地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築するということが必要であり、社会の役割となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が推計した「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」における出生中位（死亡中位）推計を基に見てみると、総人口は、2048年に1億人を割る9,913万人となり、2060年には8,674万人になるものと見込まれています。特に、14歳以下の年少人口については、今後も減少傾向となり、2010年の1,684万人から、2060年には791万人まで減少すると予測されています。

このような中、国では、平成17年度から平成26年度までの10年間に集中的かつ計画的に対策を実施するための時限法として次世代育成支援対策推進法が制定され、同法に基づき関係機関が子ども・子育て支援について総合的な施策に取り組んできました。そしてこの度、平成24年8月に、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

本市においては、地域における子育て支援や教育環境の整備、子育てと仕事の両立の支援など、幅広い観点から次世代育成支援の充実を図るため、次世代育成支援対策推進法に基づく「さいたま子ども・子育て希望プラン-さいたま市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）-」（平成17年度～平成21年度）、「さいたま子ども・青少年希望プラン-さいたま市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）-」（平成22年度～平成26年度）を策定し、子育て中の親だけではなく、次代の親となるべき子ども・青少年への支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをすることにより、大きな喜びが感じられるようなまちづくりを推進してきました。

今後は、上記計画の後継計画として、子ども・子育て支援法に基づく「さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン-さいたま市子ども・子育て支援事業計画-」を新たに策定することで、乳幼児期の教育・保育及び地域の子どもの子育て支援を総合的に推進するとともに、未来を担う子ども・青少年が夢と希望を持ち、生き生きと輝きながら成長できるよう、子ども・青少年に関する事業を推進してまいります。

2 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第1条の目的、第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本市の子ども・青少年に関する総合的な計画として、「さいたま市総合振興計画」の下に、「さいたま市保健福祉総合計画」の部門別計画として位置付けます。

また、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含し、本市の子ども・青少年に関する施策を幅広く記載します。

なお、平成36年度まで10年間延長された次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の内容のうち、関連する事項についても記載しています。

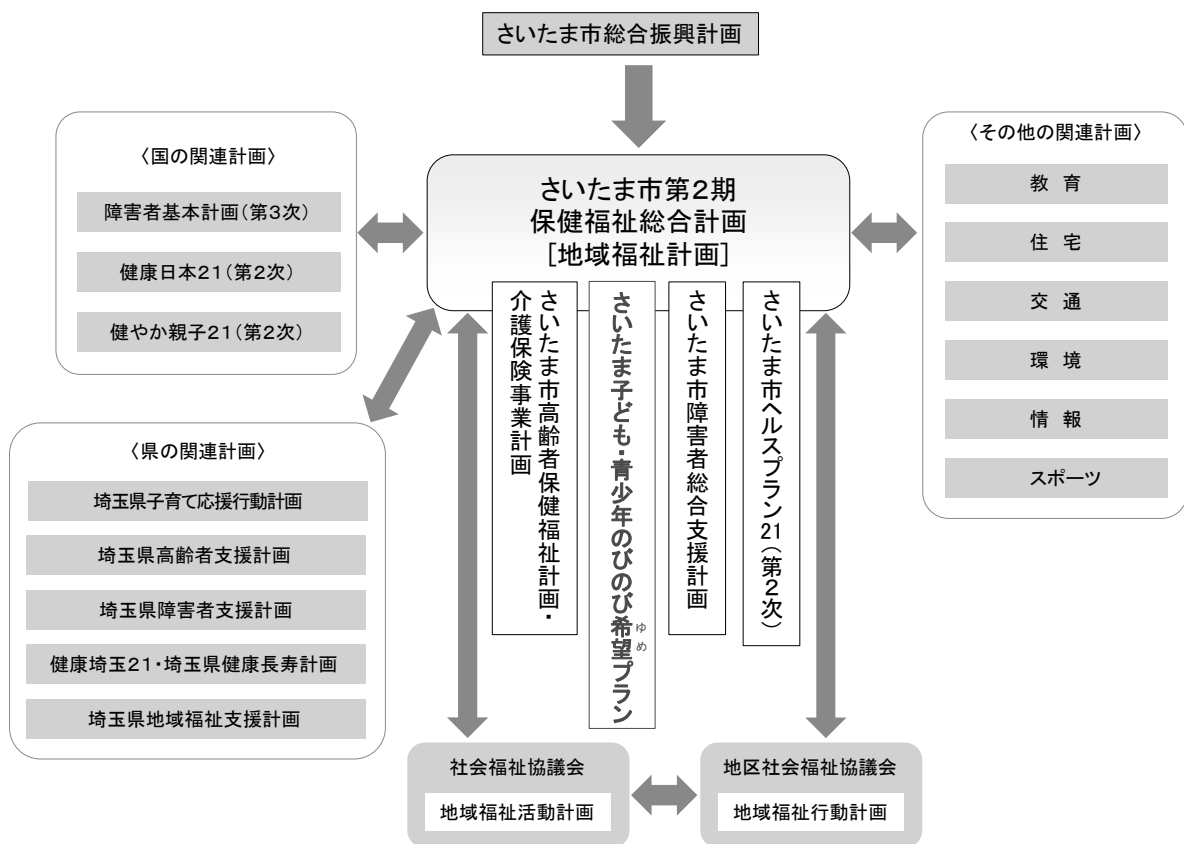


図 計画の位置付け



子ども・子育て支援法

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年を目安に見直しを行うこととします。

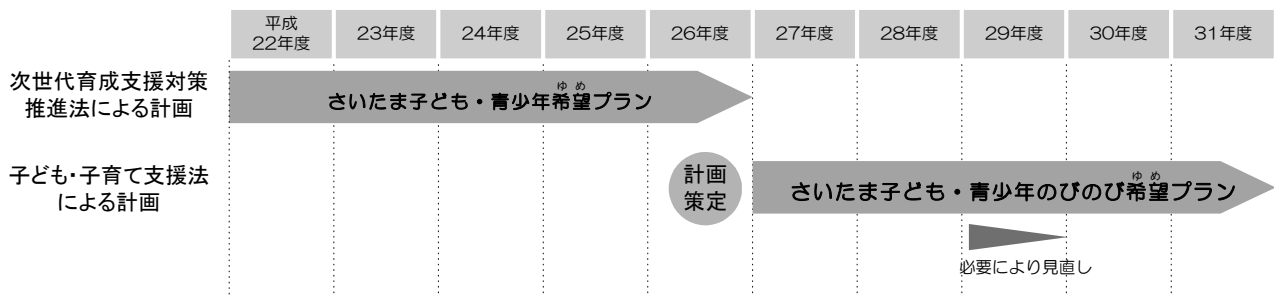


図 計画の期間

4 計画の対象

この計画は、すべての子ども・青少年（おおむね 24 歳まで）とその家庭、事業者、行政などすべての個人及び団体を対象とします。ただし、一部の施策についてはおおむね 40 歳未満までの若者も対象とします。

5 計画の策定体制

本計画の策定においては、アンケート調査の実施や分科会等の開催により、市民や関係機関・団体、行政が協働し計画策定を推進する体制としました。

(1) 基礎調査の実施

平成 25 年度に、幼稚園・認可保育所などの教育・保育施設、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業等について、利用状況や利用希望を把握することを目的として、市民に対しアンケート調査を実施しました。

●調査の種類と対象者

種類	対象者	対象者数
就学前児童世帯	平成 25 年 10 月 1 日現在で、住民基本台帳に掲載されている 0～5 歳児のお子さんのいる世帯を無作為抽出	3,000 世帯
小学生児童（1～4 年生）を持つ世帯	市内児童数の多い小学校 15 校（学区を考慮）を選定し、当該小学校の各学年 1 クラスを選定し、その児童の保護者	2,400 世帯
小・中・高校生本人	市内児童数の多い小・中学校各 10 校（学区を考慮）及び市立高校 4 校を選定し、当該学校の各学年 1 クラスを選定し、その児童・生徒本人	2,240 人
青年（18～24 歳）	平成 25 年 10 月 1 日現在で、住民基本台帳に掲載されている 18～24 歳の方を無作為抽出	1,500 人
妊婦	区役所等窓口妊娠届を提出した方及び母親学級等に参加された方を対象	856 人
ひとり親世帯	平成 25 年 10 月 1 日現在で、住民基本台帳に掲載されているひとり親世帯の方を無作為抽出	1,500 世帯

●実施概要

各調査について、対象地域はさいたま市全域に調査を実施し、調査形式はアンケート調査となっています。

種類	配布・回収方法	調査時期
就学前児童世帯	郵送配布・郵送回収	平成 25 年 10 月 28 日 ～11 月 22 日
小学生児童（1～4 年生）を持つ世帯	小学校を經由して配布・回収	
小・中・高校生本人	小学校・中学校・高校を經由して配布・回収	
青年（18～24 歳）	郵送配布・郵送回収	
妊婦	窓口配布・郵送回収	
ひとり親世帯	郵送配布・郵送回収	



●回収結果

この調査の回収結果は下表のとおりです。

区 分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童世帯	3,000 世帯	1,596	53.2%
小学生児童（1～4年生）を持つ世帯	2,400 世帯	1,798	74.9%
小・中・高校生本人	2,240 人	2,007	89.6%
青年（18～24歳）	1,500 人	376	25.1%
妊婦	856 人	196	22.9%
ひとり親世帯	1,500 世帯	419	27.9%

（2）さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会における審議

学識経験者、教育・保育関係者、子育て当事者等から構成される「さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（地方版子ども・子育て会議）」において、計画内容を総合的に審議しました。

（3）パブリック・コメントの実施

計画を策定する過程においては、計画案の内容を公開し、広く市民の意見の収集に取り組みました。

6 計画の推進体制

この計画の進捗状況は、「さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（地方版子ども・子育て会議）」において、毎年度点検・評価を行います。

第2章 さいたま市の現況

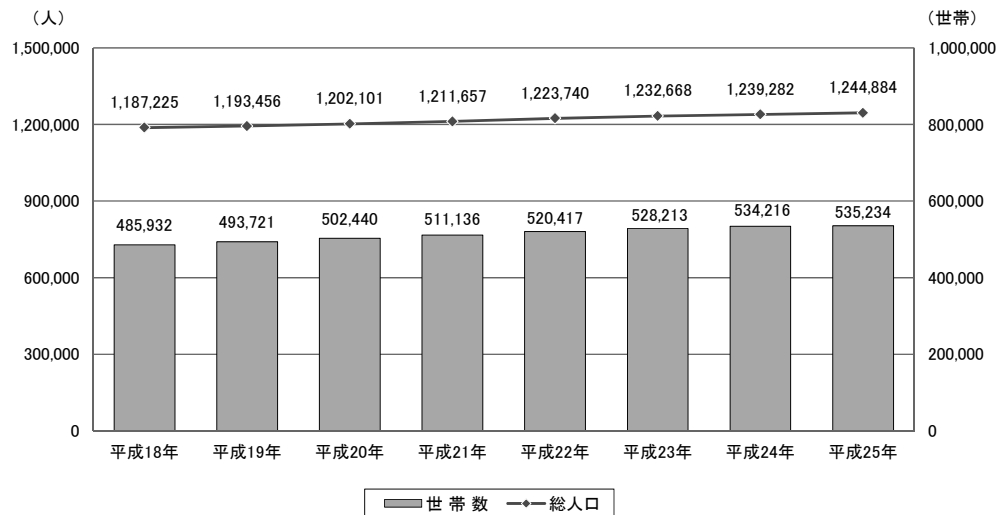


第2章 さいたま市の現況

1 人口・家族・社会の状況

①人口の推移

本市の人口は、近年増加傾向となっており、平成25年では平成18年に比べ57,659人増加の1,244,884人となっています。また、世帯数も同様に増加傾向となっており、平成25年では平成18年に比べ49,302世帯増加の535,234世帯となっています。

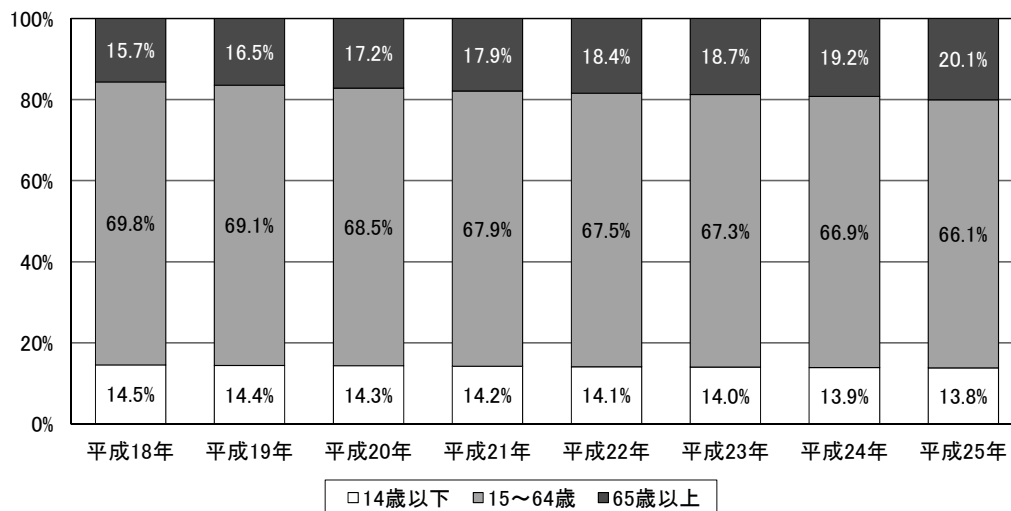


※各年1月1日時点

(出典：さいたま市総務課「さいたま市統計書」)

②人口構成の推移

人口構成を見ると65歳以上の高齢者人口が増加し、14歳以下の年少人口が減少しています。特に年少人口は平成18年に比べ0.7ポイント減少し、平成25年では13.8%となっており、本市においても少子高齢化の傾向が顕著に表れています。

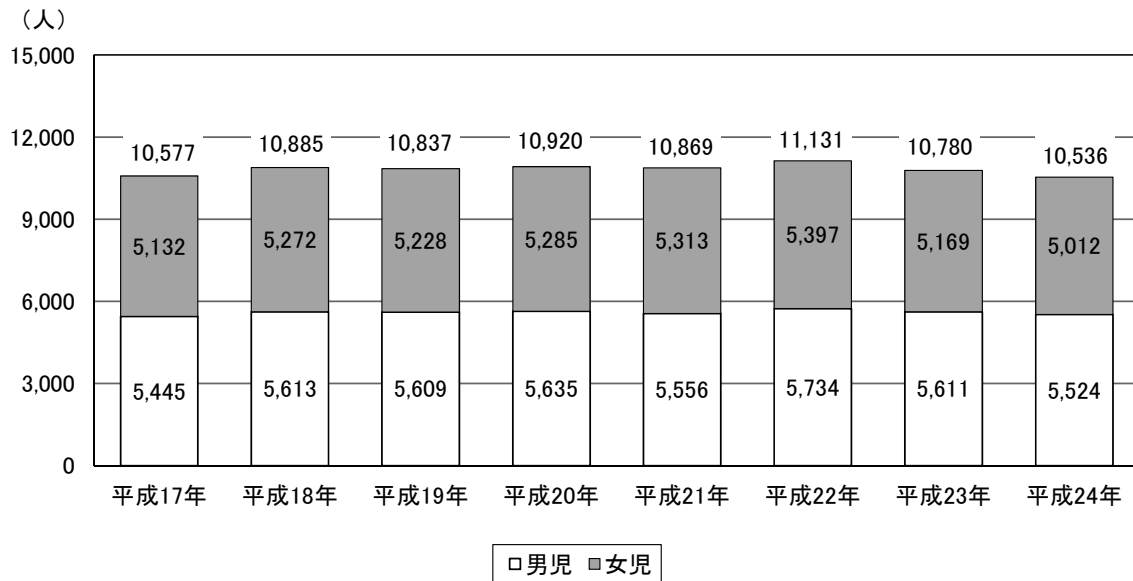


※各年1月1日時点

(出典：さいたま市総務課「さいたま市統計書」)

③出生数の推移

本市における出生数の推移は、増減を繰り返し、近年では、平成22年をピークに減少傾向となり、平成24年では10,536人となっています。

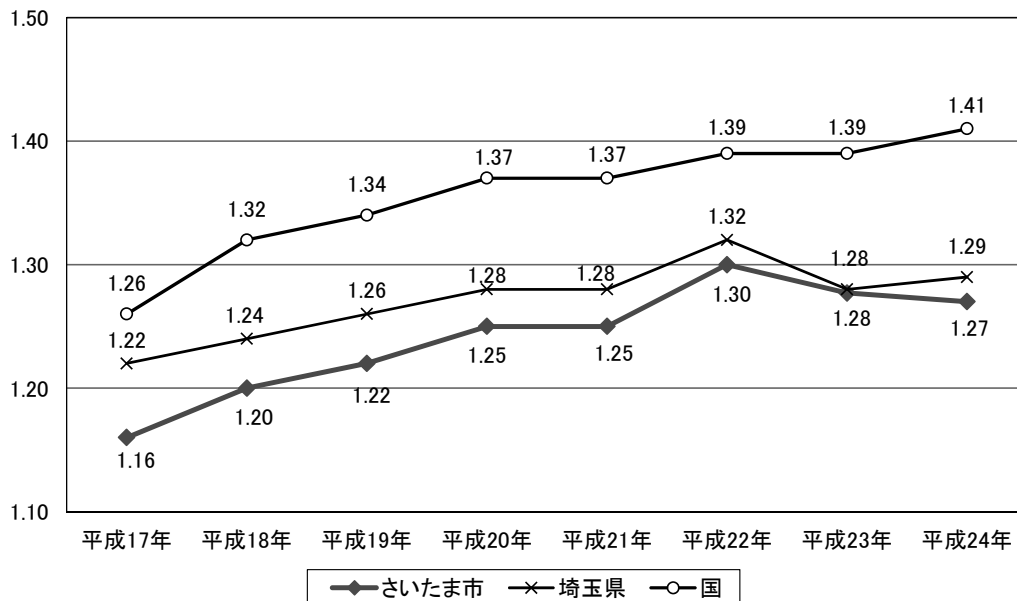


(出典: さいたま市総務課「さいたま市統計書」)

④合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率を見ると上昇傾向となっていますが、国、県よりも低い状況にあります。

本市の平成24年における合計特殊出生率は1.27となり、平成17年に比べ0.11ポイント上昇していますが、人口を維持するのに必要と言われている2.08を大きく下回っています。



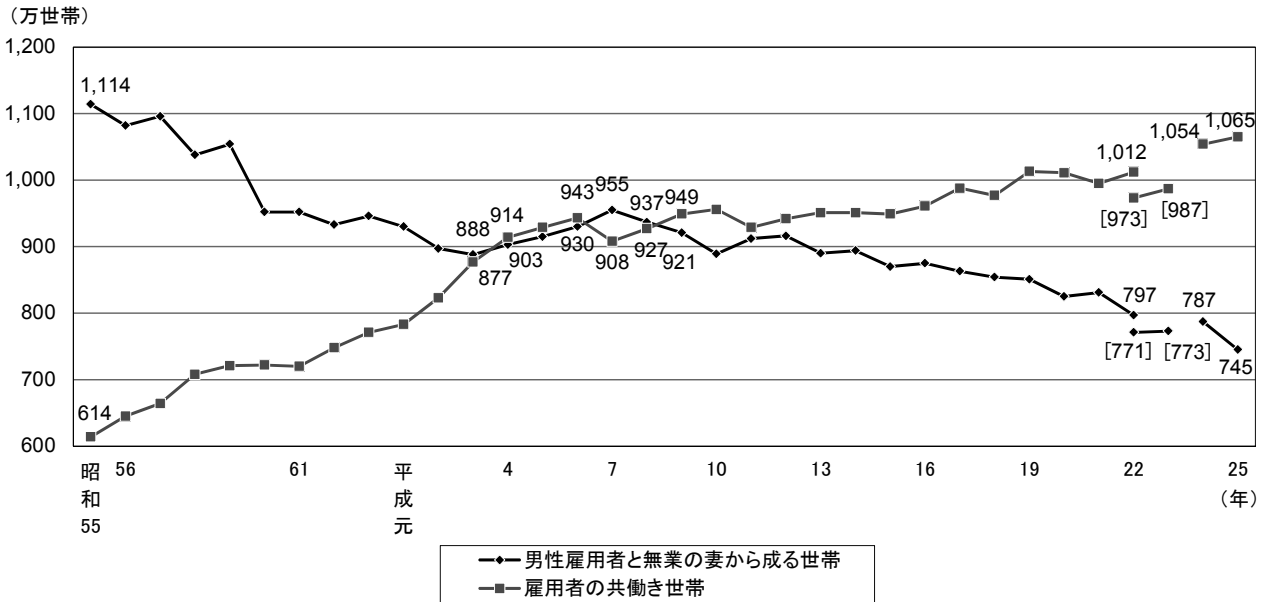
(出典: 厚生労働省「人口動態調査」、さいたま市総務課「さいたま市統計書」)



⑤ 共働き世帯数の推移

我が国の共働き世帯は増加傾向にあり、平成9年からは雇用者の共働き世帯の数が、男性雇用者と無業の妻から成る世帯の数を上回って推移しています。

平成25年の雇用者の共働き世帯は1,065万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯は745万世帯となっています。



※昭和55年から平成13年までは総務省「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成

※「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯

※「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯

※平成22年及び23年の〔 〕内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

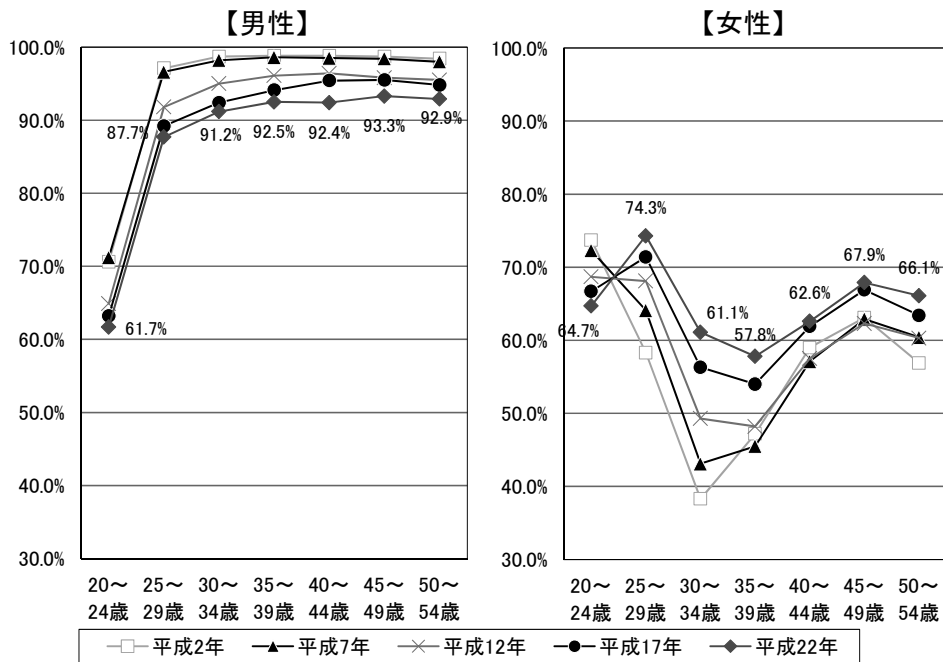
（出典：内閣府「平成26年版男女共同参画白書」）

⑥労働力率の推移

国勢調査によると、本市の平成22年時点の男性の労働力率は、平成17年に比べすべての年代でやや減少しています。

女性の労働力率は、25歳以上において平成17年より上昇しており、特に30～34歳、35～39歳の上昇率が大きくなっています。

結婚、出産、育児期に女性が離職し、子育てが終わると再び労働力となる、いわゆる女性の労働力率の「M字型曲線」は緩やかになってきており、平成12年からは30～34歳より35～39歳の労働力率が低くなっています。



※平成12年までは旧浦和市・大宮市・与野市・岩槻市の合計数値

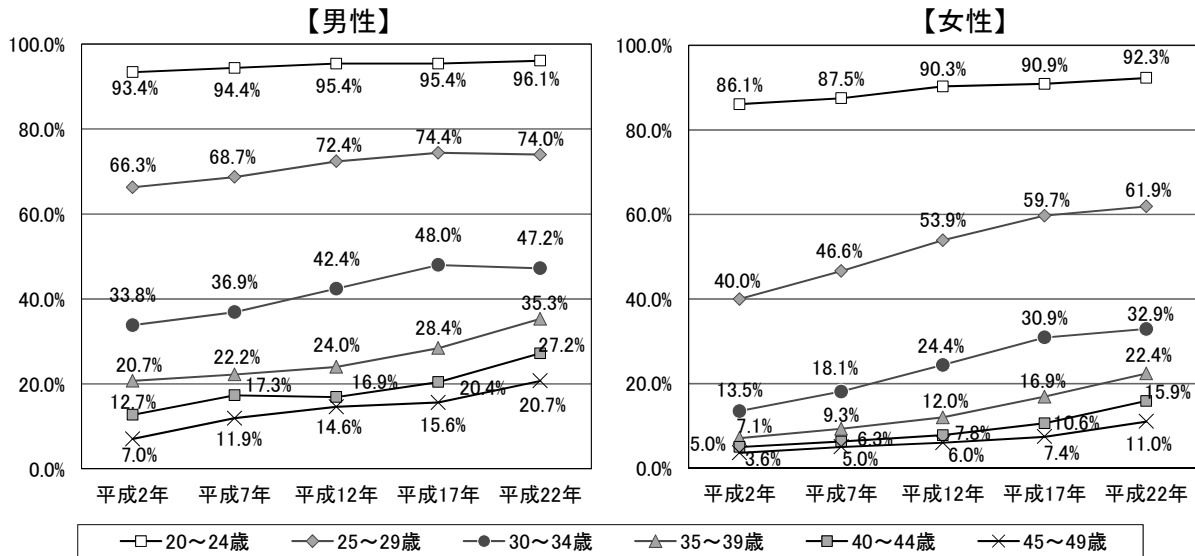
(出典：総務省「国勢調査」)



⑦未婚率の推移

国勢調査によると、本市の平成22年時点の男性の未婚率は、30～34歳が47.2%、35～39歳は35.3%、40～44歳では27.2%で4人に1人以上が未婚者となっています。平成12年と比較すると、30～34歳以下の未婚率はおおむね横ばいからやや減少傾向に対し、35～39歳以上の未婚率は上昇しています。

女性の未婚率は25～29歳が61.9%、30～34歳が32.9%、35～39歳が22.4%となっており、全年代においておおむね未婚率が上昇しています。



※平成12年までは旧浦和市・大宮市・与野市・岩槻市の合計数値

(出典：総務省「国勢調査」)

⑧家庭類型

・現在の家庭類型

平成25年度に実施した基礎調査による、就学前児童のいる世帯の現在の家庭類型を見ると、タイプD（専業主婦（夫））が54.55%と最も多く、以下、タイプB（両親ともフルタイム）、タイプC（フルタイム×パートタイム【保育利用】）となっており、半数以上の方が専業主婦（夫）と回答しています。

タイプ	父母の就労状況	構成比
A	ひとり親家庭	4.05%
B	フルタイム×フルタイム	26.42%
C	フルタイム×パートタイム【保育利用】	10.07%
C'	フルタイム×パートタイム【教育利用】	4.77%
D	専業主婦(夫) (フルタイム×無業)	54.55%
E	パートタイム×パートタイム【保育利用】	0%
E'	パートタイム×パートタイム【教育利用】	0%
F	無業×無業	0.13%

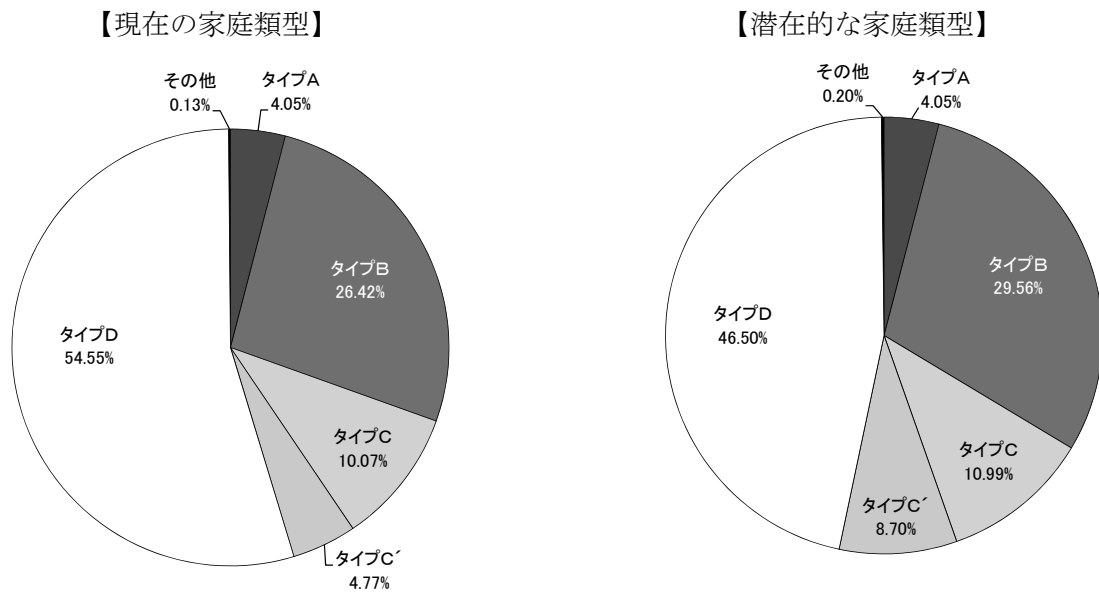
※基礎調査結果（就学前児童世帯調査）を使用し、国の手引きに基づき、現在の就業状況、利用している教育・保育施設、希望する教育・保育施設等により分類

・潜在的な家庭類型

今後の就労意向（現在専業主婦（夫）の方が今後働きたいなど）や希望する教育・保育施設等を考慮した、潜在的な家庭類型（潜在的ニーズを含めた家庭類型）を見ると、タイプD（専業主婦（夫））が約8%減少し、タイプB、タイプC、タイプC'、タイプEが増加しています。

タイプ	父母の就労状況	構成比	現在の家庭類型との差
A	ひとり親家庭	4.05%	±0%
B	フルタイム×フルタイム	29.56%	+3.14%
C	フルタイム×パートタイム【保育利用】	10.99%	+0.92%
C'	フルタイム×パートタイム【教育利用】	8.70%	+3.93%
D	専業主婦（夫）（フルタイム×無業）	46.50%	-8.05%
E	パートタイム×パートタイム【保育利用】	0.07%	+0.07%
E'	パートタイム×パートタイム【教育利用】	0%	±0%
F	無業×無業	0.13%	±0%

※基礎調査結果（就学前児童世帯調査）を使用し、国の手引きに基づき、現在の就業状況、希望する就業状況、希望する教育・保育施設等により分類



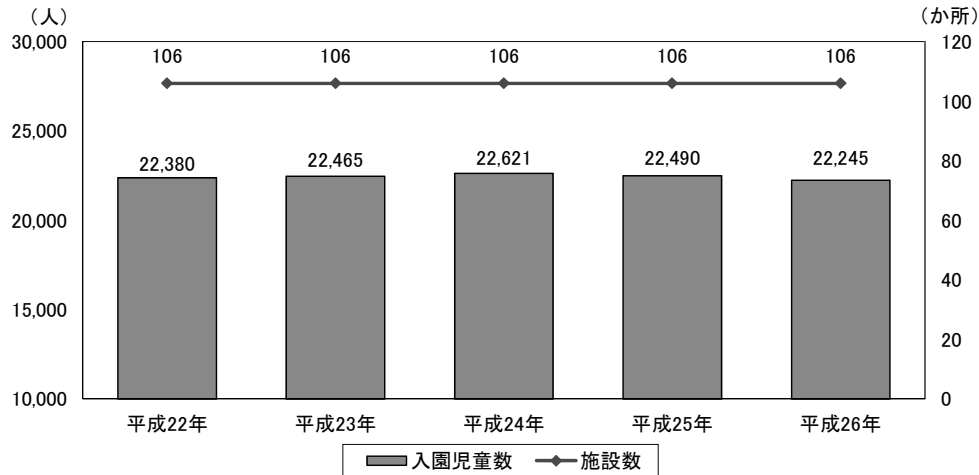


2 乳幼児期の教育・保育の状況

①教育・保育施設の施設数・入所児童数等

・幼稚園

幼稚園の施設数は、106 施設で増減がなく、入園児童数も、おおむね 22,500 人前後で推移しています。



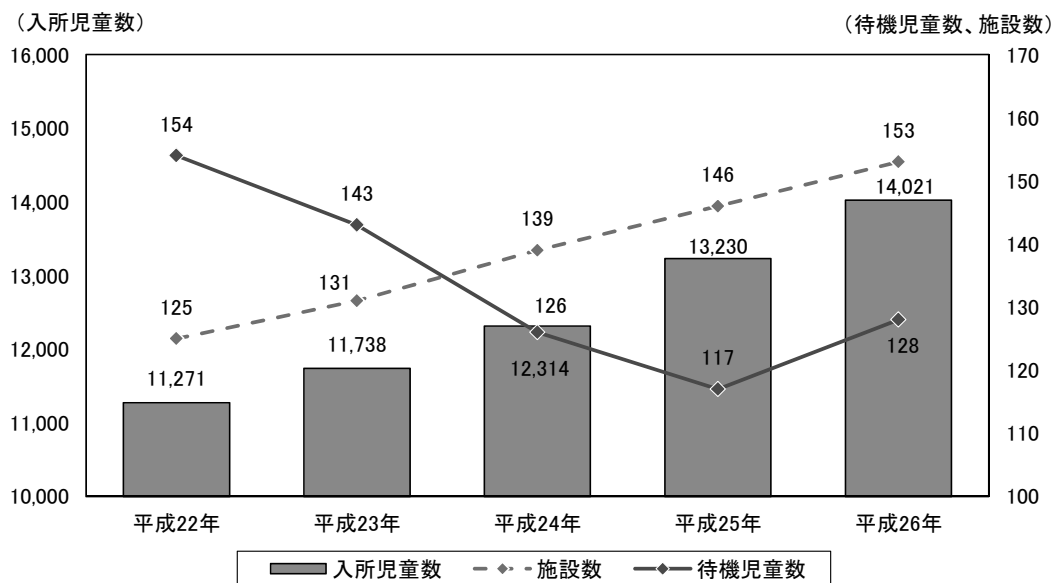
※各年 5 月 1 日時点

※幼保連携型認定子ども園を構成する幼稚園を含む（平成 25 年までは 1 か所、平成 26 年は 2 か所）

（出典：さいたま市幼児政策課）

・認可保育所

認可保育所の施設数は増加しており、平成 26 年では、平成 22 年に比べ 28 施設増加の 153 施設となっています。また、入所児童数は大きく増加しており、平成 26 年では平成 22 年に比べ 2,750 人増加の 14,021 人となっています。しかし、待機児童数は減少傾向にあるものの、未だ 100 人以上が待機している状況です。



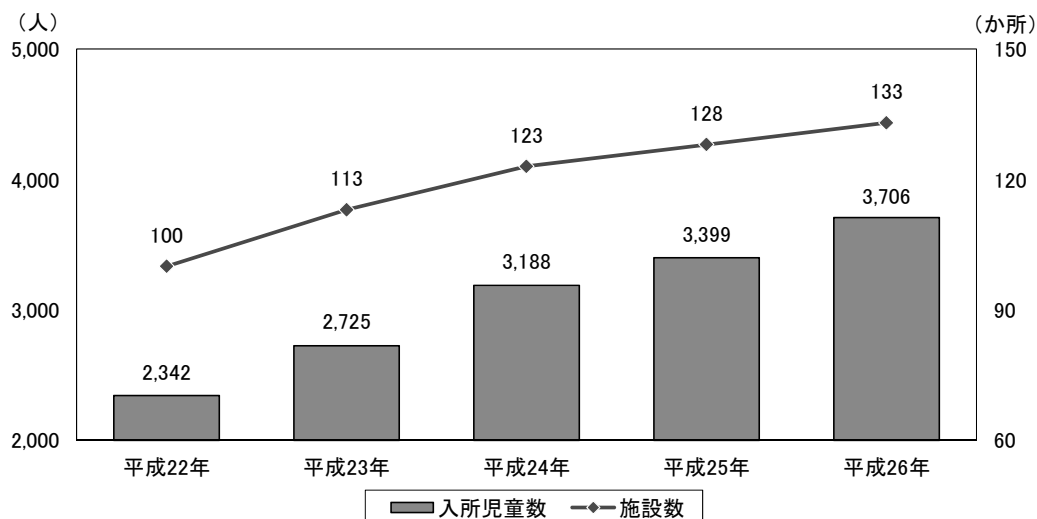
※各年 4 月 1 日時点

※幼保連携型認定子ども園を構成する認可保育所を含む（平成 25 年までは 1 か所、平成 26 年は 2 か所）

（出典：さいたま市のびのび安心子育て課）

・ナーサリールーム・家庭保育室

ナーサリールーム・家庭保育室は施設の増加に伴い入所児童数も増加しています。平成26年では平成22年に比べ施設数で33施設、入所児童数で1,364人増加しています。



※各年4月1日時点

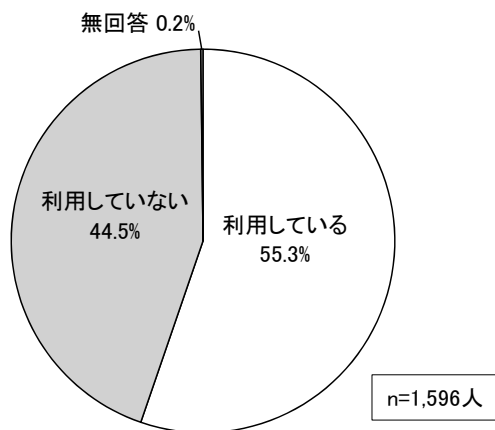
※地方裁量型認定こども園を構成するナーサリールームを含む（平成26年から1か所）

（出典：さいたま市幼児政策課）

②基礎調査結果（就学前児童世帯調査）

・現在、定期的に利用している教育・保育施設の利用状況

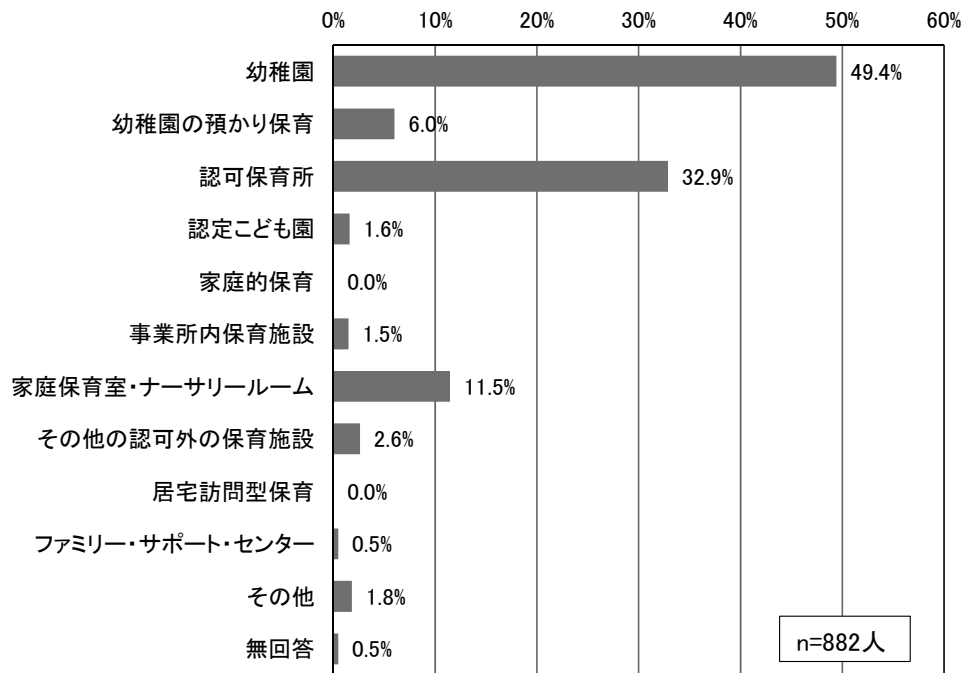
平日の定期的な教育・保育施設の利用状況は、「利用している」が55.3%に対し、「利用していない」が44.5%と、利用している方が上回っています。





・現在、定期的に利用している教育・保育施設の利用種別

平日の教育・保育施設の利用種別は、「幼稚園」が49.4%と最も高く、次いで「認可保育所」が32.9%となっています。

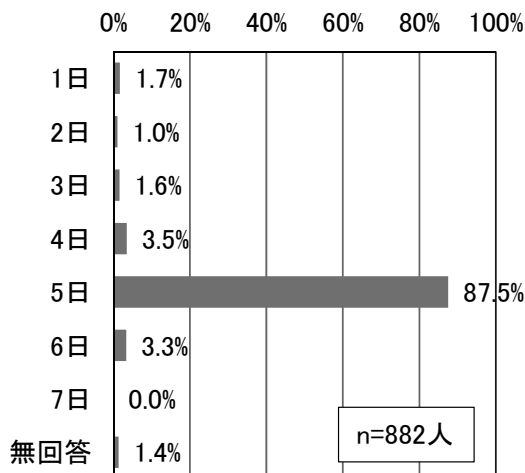


※複数回答

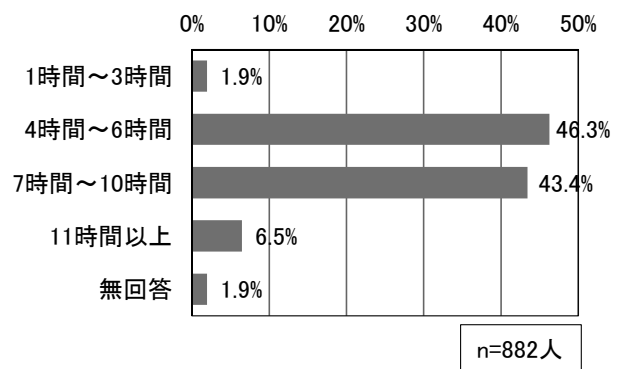
・現在、定期的に利用している教育・保育施設の利用量

平日の教育・保育施設の日数などの現在の利用量は、1週当たりの日数については、「5日」が87.5%、1日当たりの時間については、「4時間～6時間」が46.3%と、それぞれ最も高くなっています。また、利用時間帯では、開始時間については、「9時(41.8%)」「8時(36.2%)」、終了時間については、「14時(33.8%)」「18時(22.1%)」の割合が比較的高くなっています。

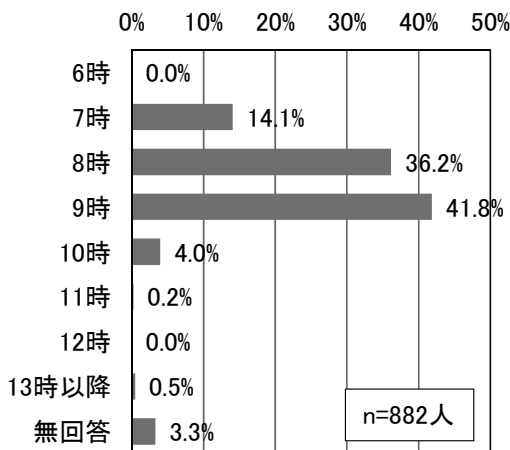
【1週当たりの利用日数】



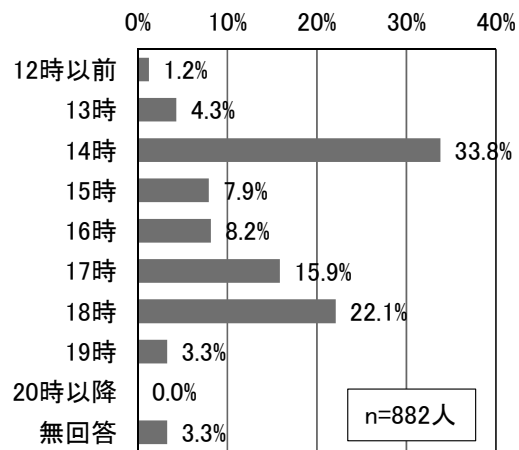
【1日当たりの利用時間】



【利用開始時間】



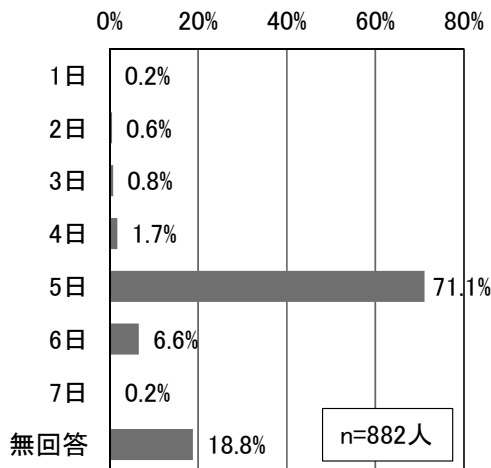
【利用終了時間】



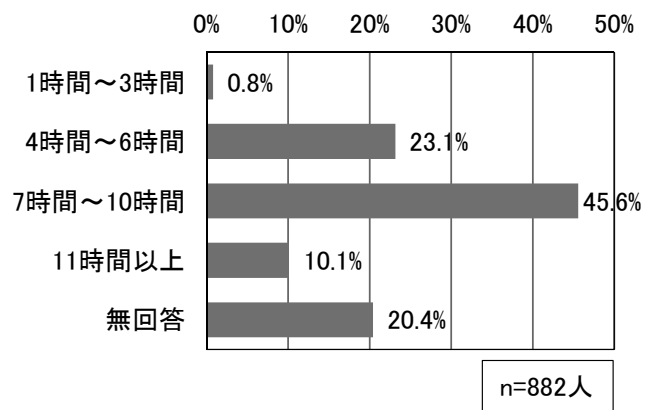
・今後、定期的に利用したい教育・保育施設の希望利用量

平日の教育・保育施設の日数などの今後の希望利用量は、1週当たりの日数については、「5日」が71.1%、1日当たりの時間については、「7時間～10時間」が45.6%と、それぞれ最も高くなっています。また、利用時間帯では、開始時間については、「8時（32.9%）」「9時（29.6%）」、終了時間については、「15時（17.8%）」「18時（16.2%）」の割合が比較的高くなっています。

【1週当たりの希望日数】

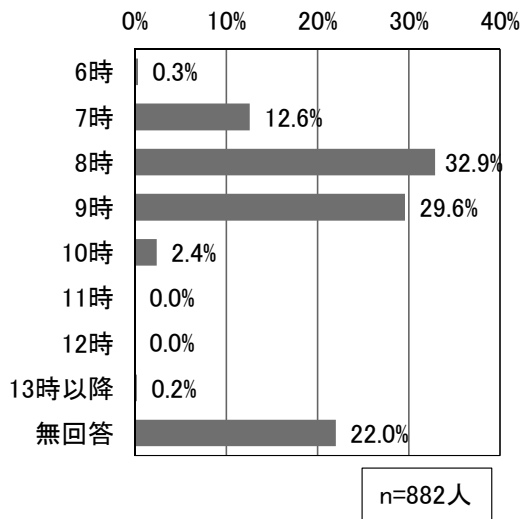


【1日当たりの希望時間】

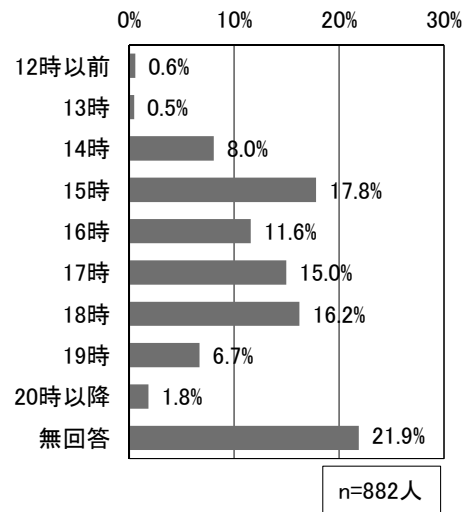




【希望開始時間】



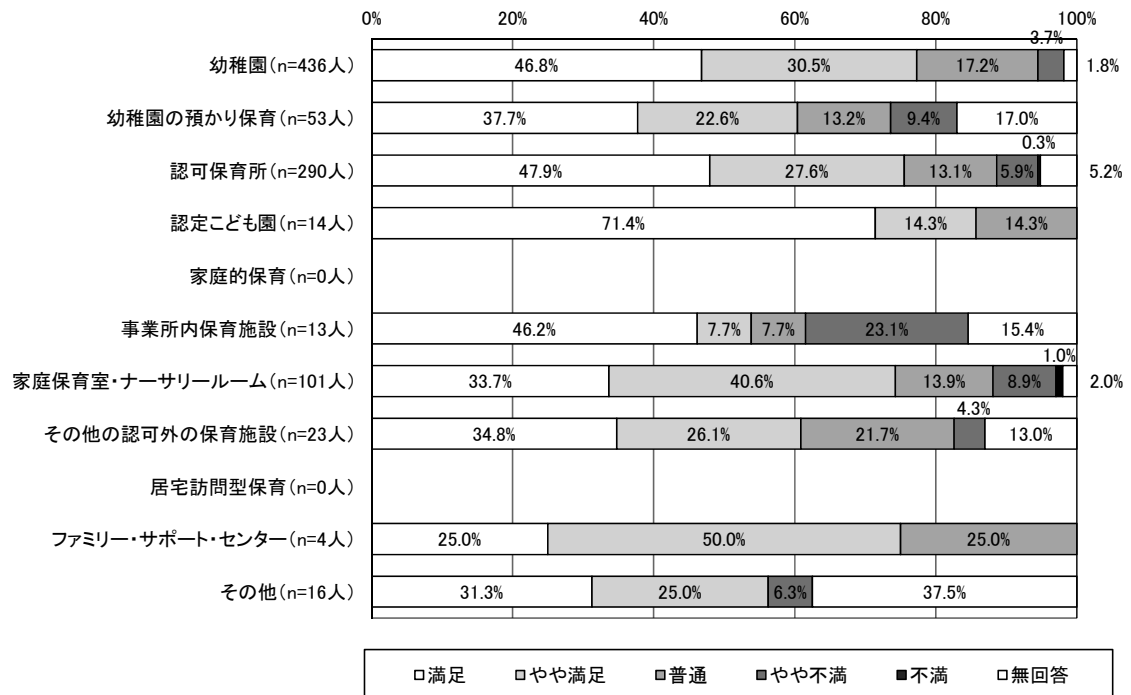
【希望終了時間】



・現在、定期的にご利用している教育・保育施設の満足度

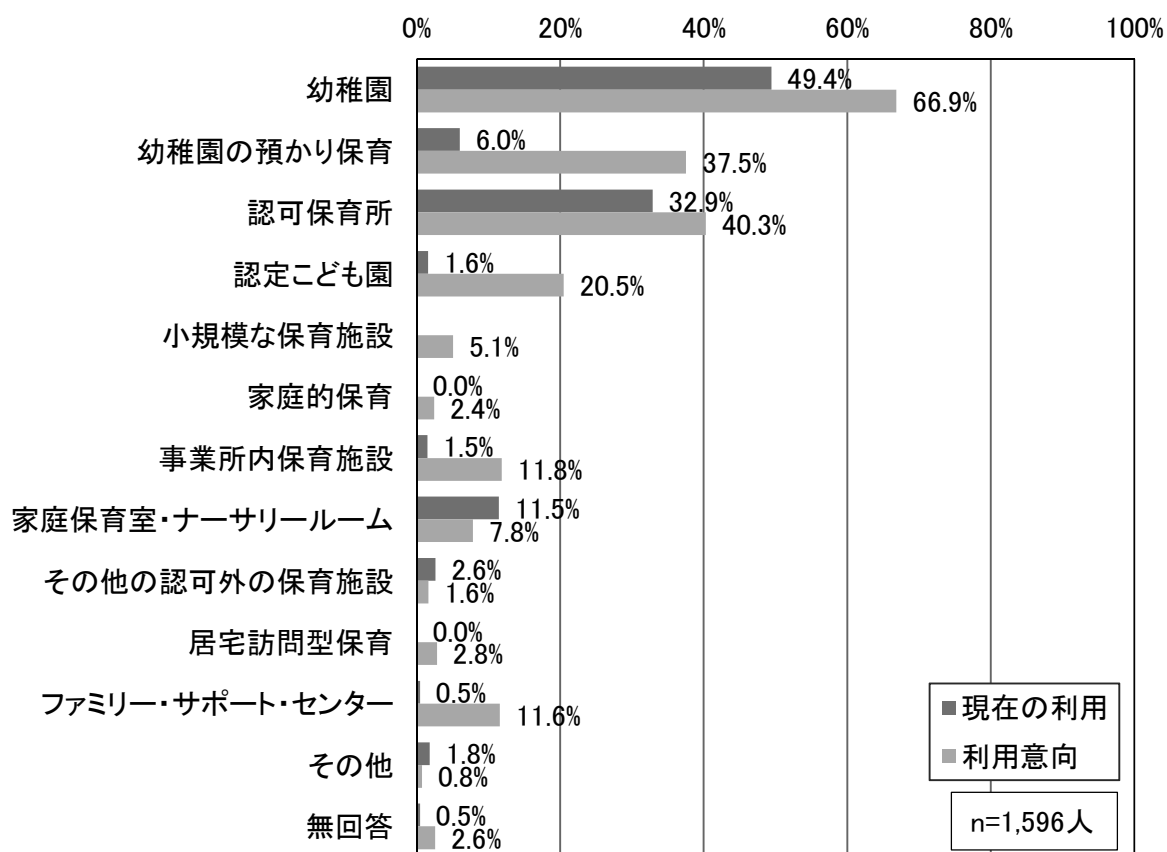
現在利用している教育・保育施設の満足度については、「満足」、「やや満足」を合わせた満足していると答えた方が、「幼稚園」、「認可保育所」、「家庭保育室・ナーサリールーム」でそれぞれ7割を超えています。

※回答者数の少ない項目については、参考程度となっています。



・現在、利用している、利用していないにかかわらず、今後、定期的にご利用したい教育・保育施設

今後希望する平日の教育・保育施設の利用意向は、「幼稚園」が66.9%と最も高く、次いで「認可保育所」が40.3%、「認定こども園」が20.5%となっています。また、「幼稚園の預かり保育」が37.5%となっています。



※複数回答

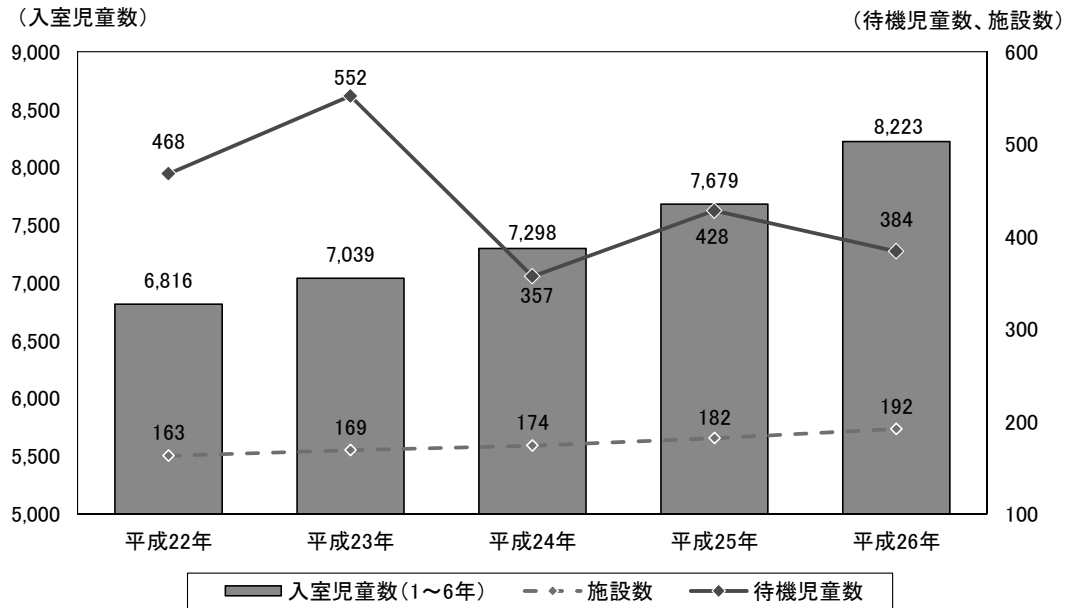


3 地域における子育て支援の状況

①地域子ども・子育て支援事業の施設数・入室児童数等

・放課後児童クラブ

放課後児童クラブの施設数は年々増加しており、平成26年では、平成22年に比べ29施設増加の192施設となっています。また、入室児童数は大きく増加しており、平成26年では平成22年に比べ1,407人増加の8,223人となっています。しかし、待機児童数は減少傾向にあるものの、未だ400人前後が待機している状況です。



※各年4月1日時点

(出典：さいたま市青少年育成課)

・地域子育て支援拠点事業の施設数

地域子育て支援拠点事業には、子育て支援センター（単独型）、子育て支援センター（保育所併設型）、のびのびルームがあり、平成22年から平成26年の施設数の推移は下記のとおりとなっています。

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
子育て支援センター（単独型）	8	9	9	10	10
子育て支援センター（保育所併設型）	43	45	46	48	48
のびのびルーム	34	34	34	34	33

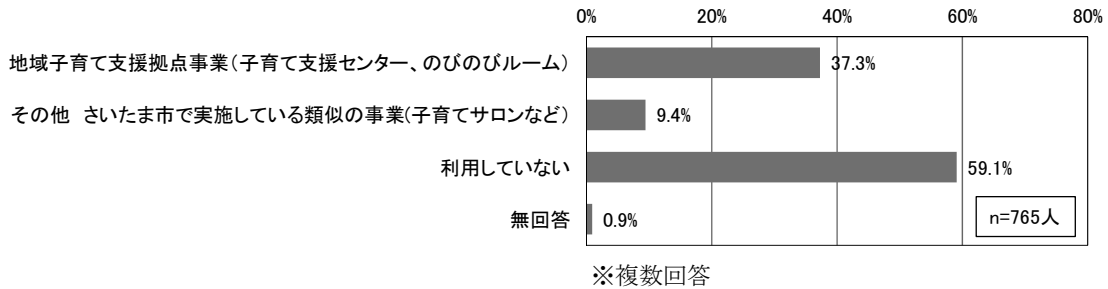
※各年4月1日時点

(出典：さいたま市子育て支援政策課・のびのび安心子育て課)

②基礎調査結果（就学前児童世帯調査）

・地域子育て支援拠点事業の利用状況

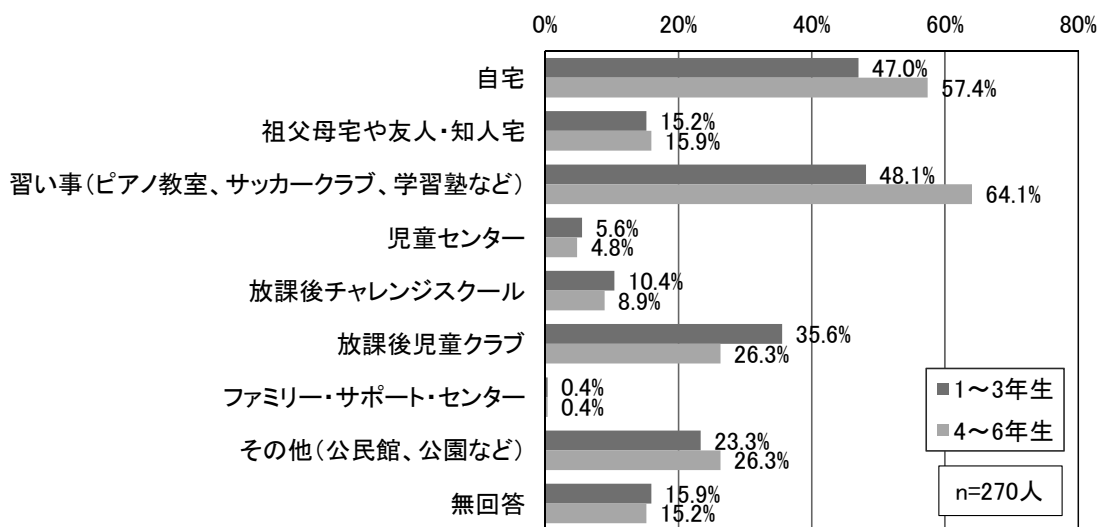
地域子育て支援拠点事業の利用対象である0～2歳の利用状況は、「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、のびのびルーム）」を利用している割合が37.3%、「その他 さいたま市で実施している類似の事業（子育てサロンなど）」を利用している割合が9.4%に対し、「利用していない」が59.1%となっています。



・将来希望する放課後の過ごし方

将来、子どもが小学生になった時に希望する放課後の過ごし方は、小学校低学年（1～3年生）になった時では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が48.1%と最も高く、「自宅」も47.0%と同程度に高くなっています。また、「放課後児童クラブ」も35.6%と比較的高くなっています。

小学校高学年（4～6年生）になった時では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が64.1%と最も高く、「自宅」も57.4%と続いています。また、「放課後児童クラブ」の割合は、低学年の時と比べ減少し、26.3%となっています。

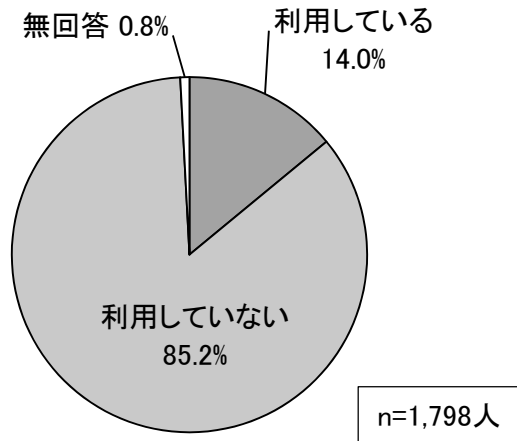




③基礎調査結果（小学生児童を持つ世帯調査）

・現在の放課後児童クラブの利用状況

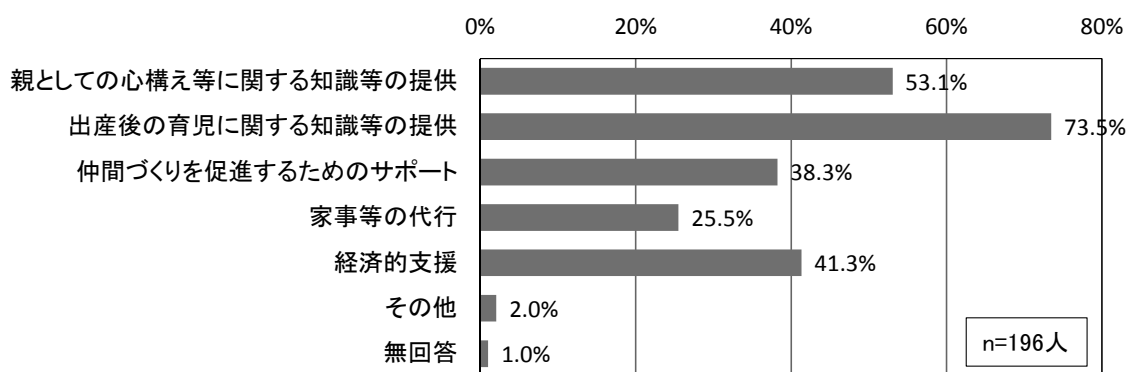
現在の放課後児童クラブの利用状況は、「利用していない」が 85.2%に対し、「利用している」が 14.0%となっています。



④基礎調査結果（妊婦調査）

・妊娠期間中に必要なサポート

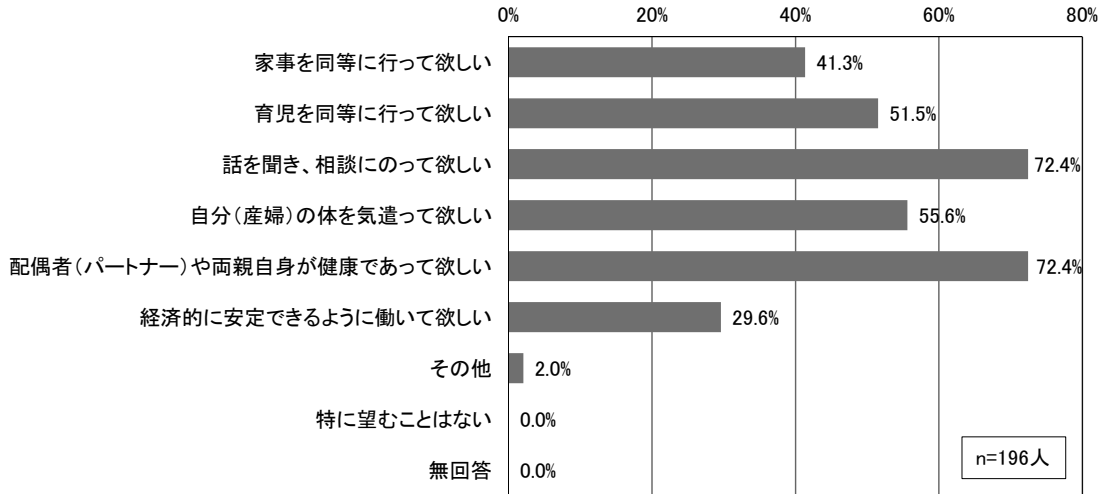
妊娠期間中はどのようなサポートが必要だと思いますかでは、「出産後の育児に関する知識等の提供」が 73.5%と最も高く、「親としての心構え等に関する知識等の提供」が 53.1%、「経済的支援」が 41.3%となっています。



※複数回答

・ 出産後、配偶者（パートナー）や両親等に望むもの

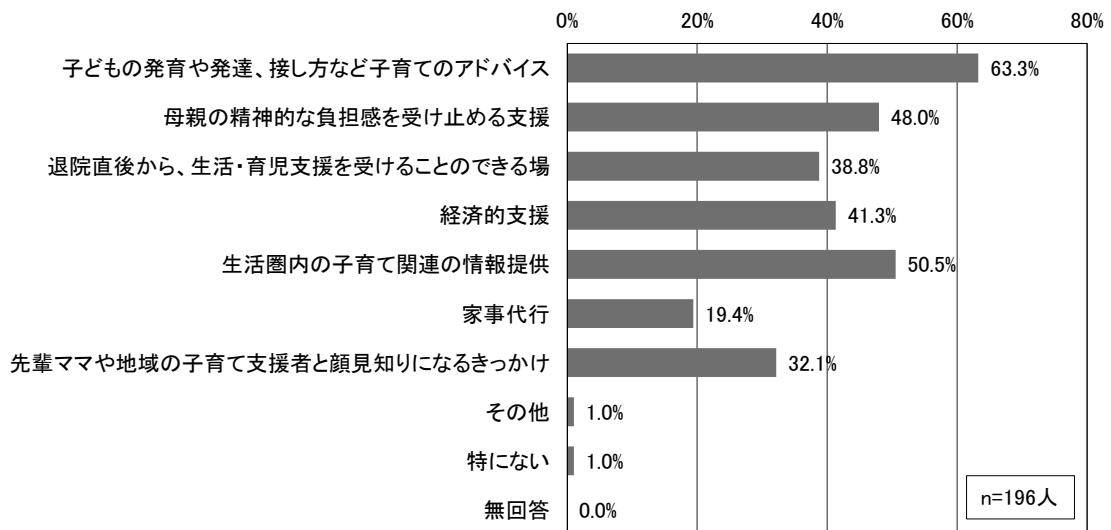
出産後、配偶者や両親等に望むものについては、「話を聞き、相談にのって欲しい」と「配偶者（パートナー）や両親自身が健康であって欲しい」がそれぞれ 72.4%で高くなっています。



※複数回答

・ 出産後、家族以外からの必要なサポート

家族以外からのサポートについては、「子どもの発育や発達、接し方など子育てのアドバイス」が 63.3%で最も高く、「生活圏内の子育て関連の情報提供」が 50.5%、「母親の精神的な負担感を受け止める支援」が 48.0%となっています。

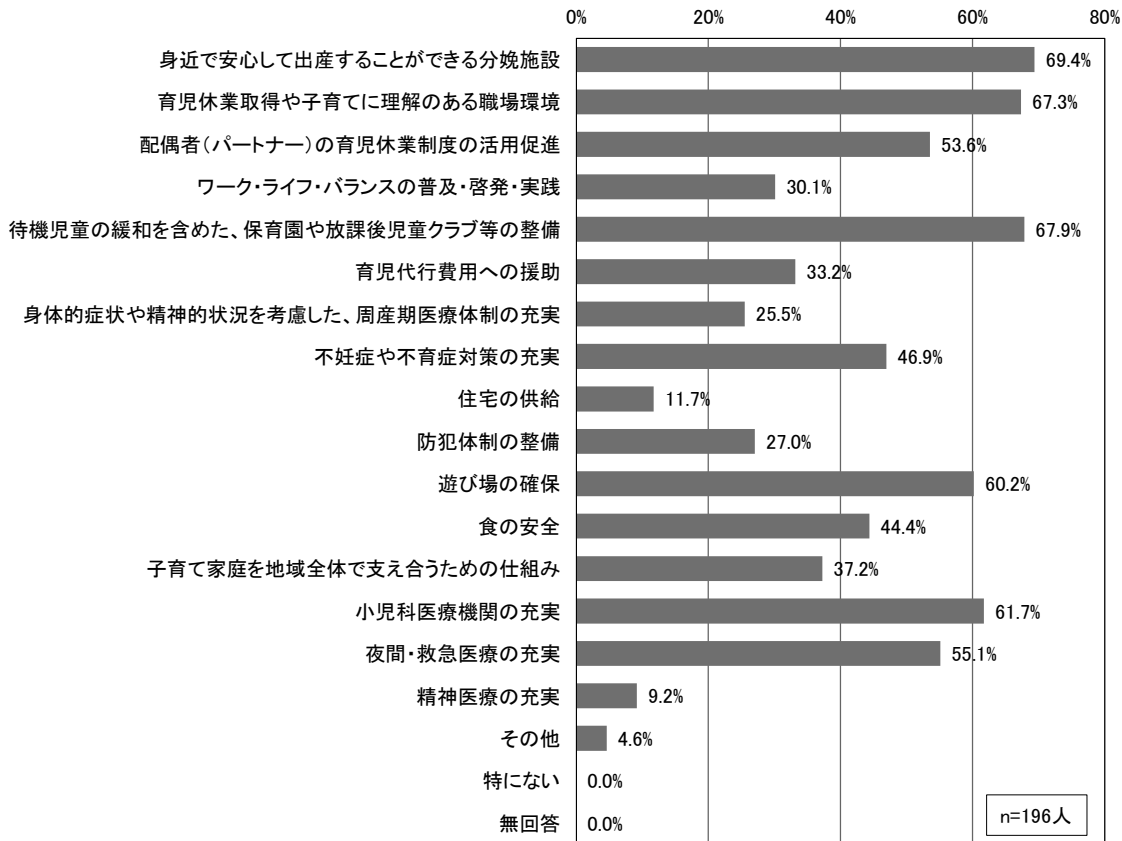


※複数回答



・少子化対策も含め、今後、重要だと考えること

今後、重要なことについては、「身近で安心して出産することができる分娩施設」が 69.4%で高く、「待機児童の緩和を含めた、保育園や放課後児童クラブ等の整備」が 67.9%、「育児休業取得や子育てに理解のある職場環境」が 67.3%とそれぞれ7割弱の回答となっています。

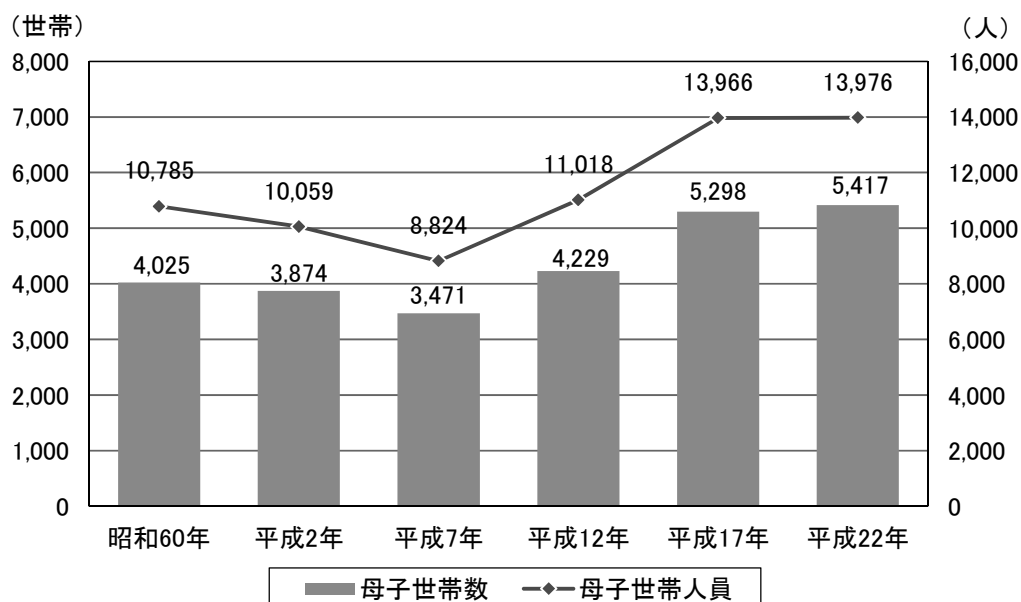


※複数回答

4 ひとり親家庭の状況

①母子世帯数・人員数

国勢調査による母子世帯数は、平成22年では5,417世帯となり、平成17年の5,298世帯から119世帯の増加となっています。また、母子世帯人員は平成22年で13,976人、1世帯当たり2.58人となっています。

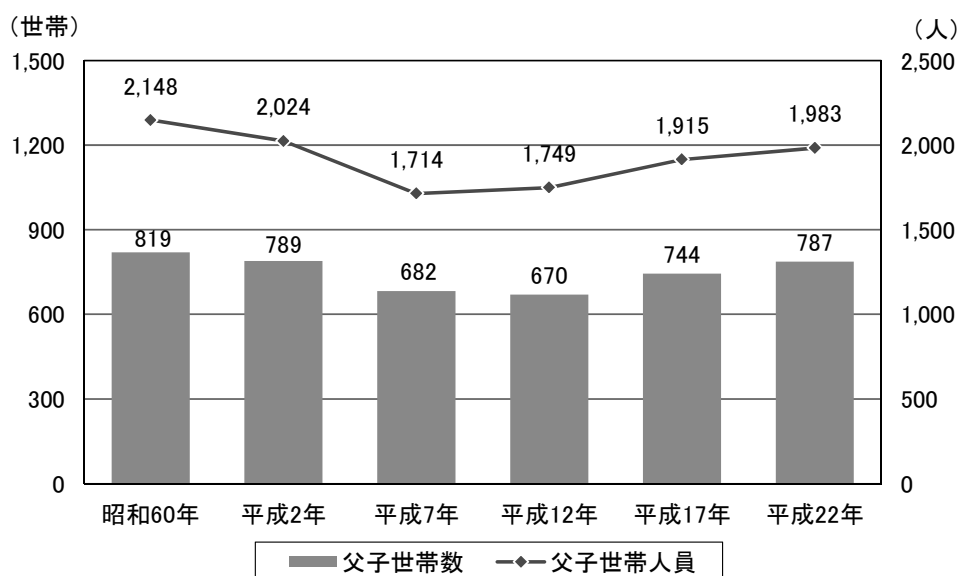


※平成12年までは旧浦和市・大宮市・与野市・岩槻市の合計数値

(出典：総務省「国勢調査」)

②父子世帯数・人員数

国勢調査による父子世帯数は、平成22年で787世帯、世帯人員は1,983人となっており、1世帯当たり2.52人となっています。



※平成12年までは旧浦和市・大宮市・与野市・岩槻市の合計数値

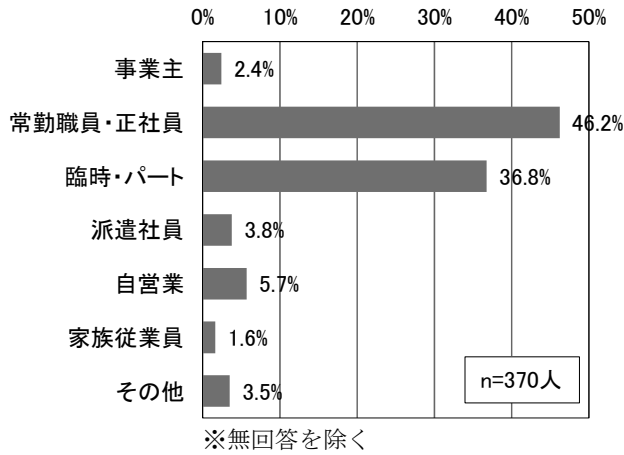
(出典：総務省「国勢調査」)



③基礎調査結果（ひとり親世帯調査）

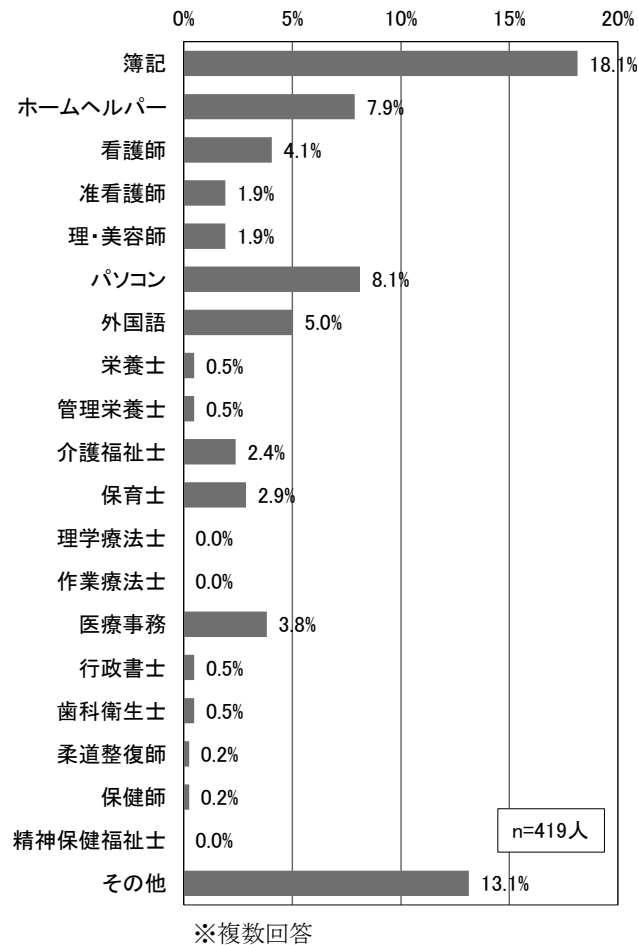
・現在の就業上の地位

現在の就業上の地位については、「常勤職員・正社員」が 46.2%で高く、「臨時・パート」が 36.8%となっています。

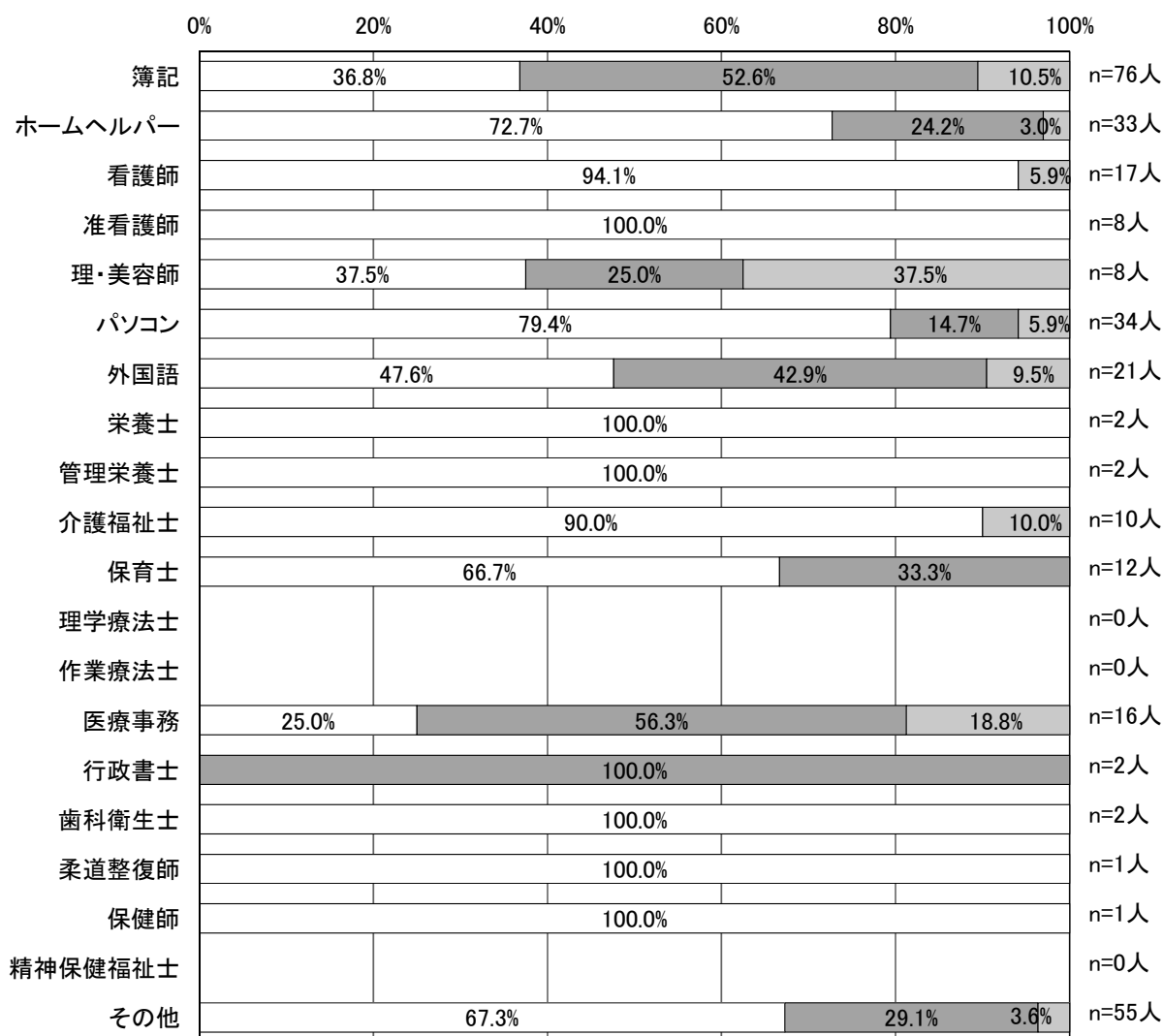


・取得している資格

取得している資格については、「簿記」が 18.1%で高く、「パソコン」が 8.1%、「ホームヘルパー」が 7.9%となっています。



- ・取得している資格が直接仕事に役に立っている（または役に立っていた）か
 取得している資格が仕事に役立っているかについては、「簿記」で「はい」が36.8%、「いいえ」が52.6%となっています。

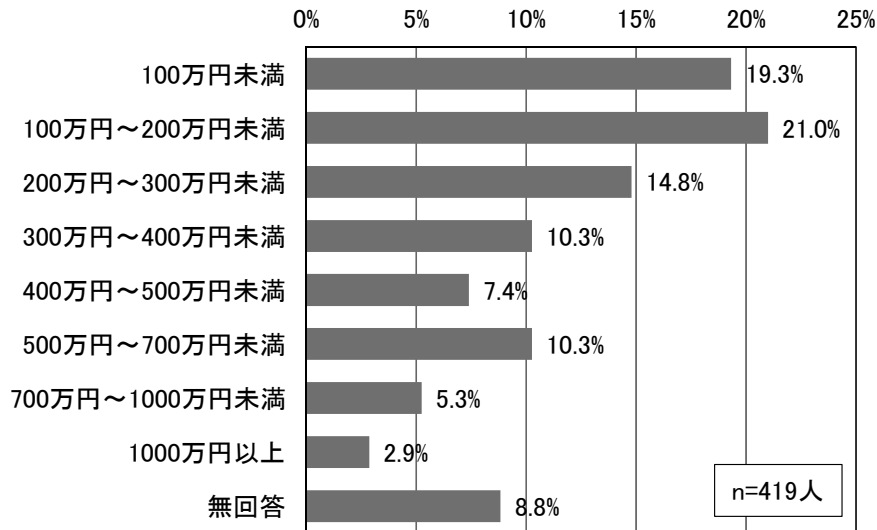


□はい ■いいえ □無回答



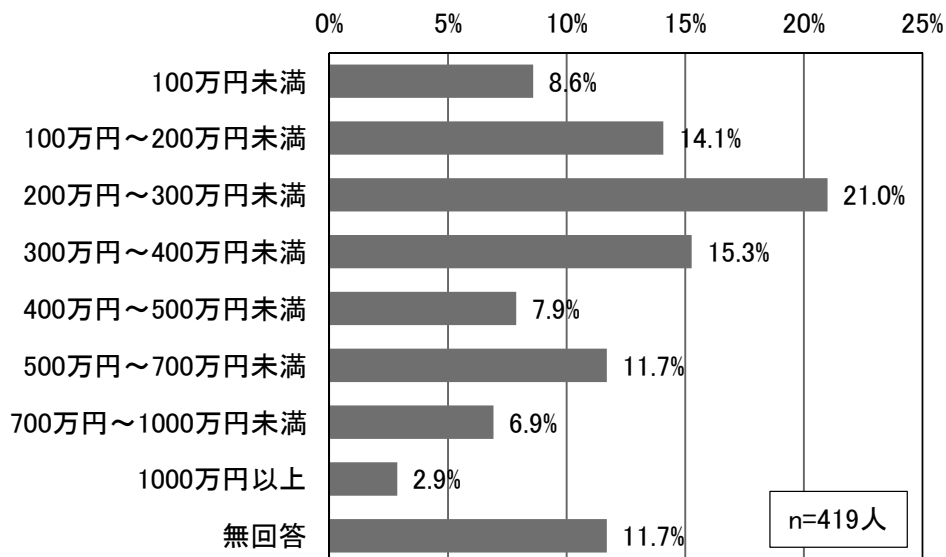
・就労によって得た収入

昨年の1年間の就労によって得た収入は、「100万円～200万円未満」が21.0%で高く、「100万円未満」が19.3%、「200万円～300万円未満」が14.8%となっています。



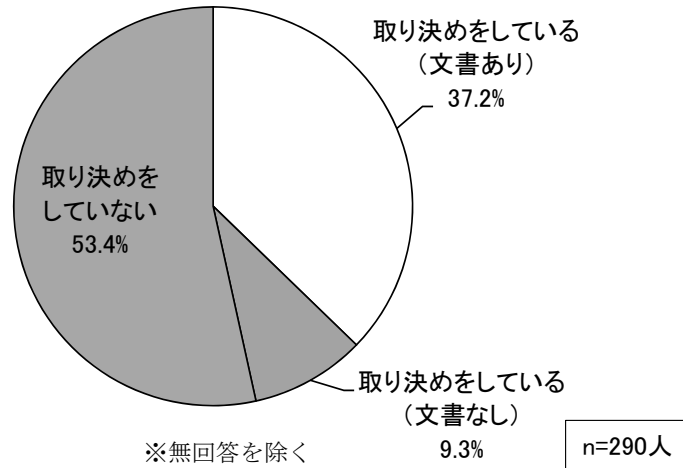
・総収入

昨年の1年間の総収入は、「200万円～300万円未満」が21.0%で高く、「300万円～400万円未満」が15.3%、「100万円～200万円未満」が14.1%となっています。



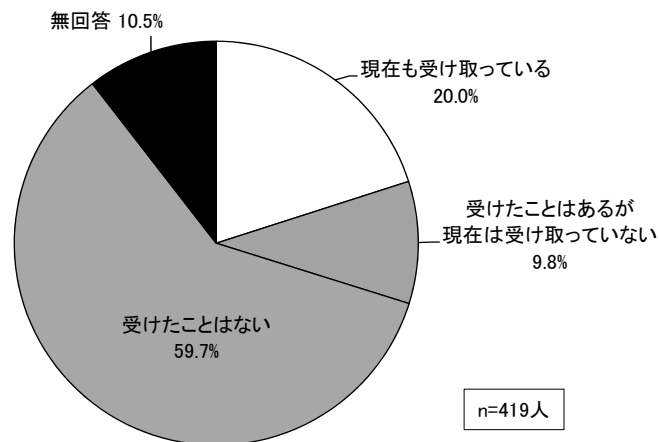
・養育費の取り決めの状況

養育費の取り決めの状況については、「取り決めている（文書あり）」が53.4%で高く、「取り決めている（文書なし）」が37.2%となっています。



・養育費の受け取り状況

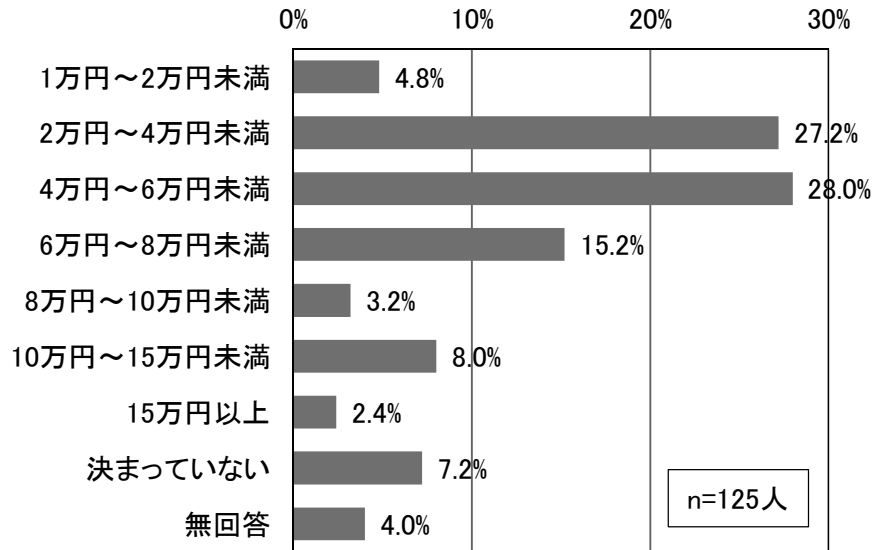
子どもの養育費の受け取り状況では、「受けたことはない」が59.7%で最も高く、「現在も受け取っている」が20.0%となっています。



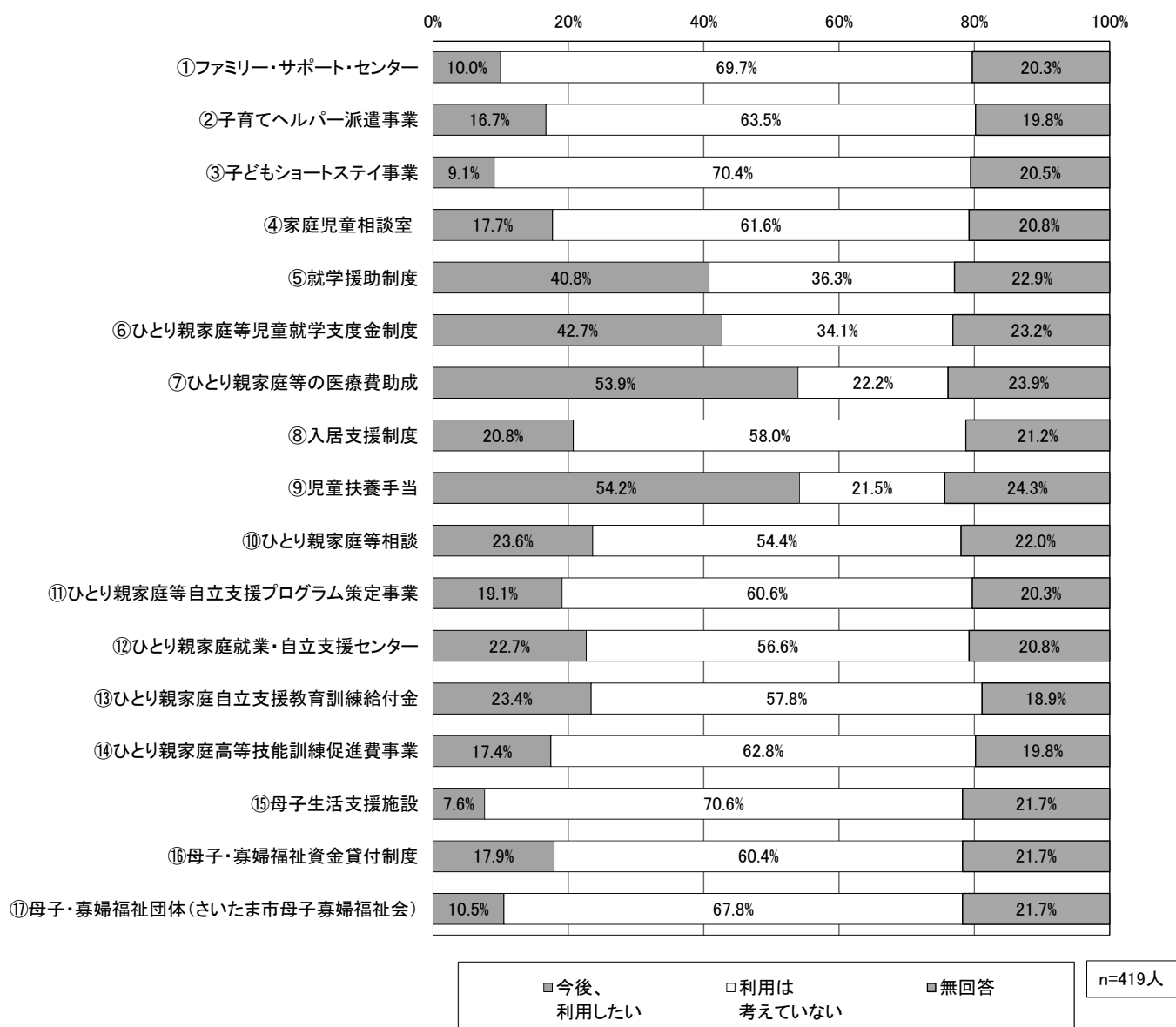


・月額^{ゆめ}の養育費

養育費を受けている、受けていた方の月額については、「4万円～6万円未満」が28.0%、「2万円～4万円未満」が27.2%とそれぞれ3割弱となっています。



- ・さいたま市で行っているひとり親世帯の方を支援するための施策・事業等の利用意向
 施策・事業等の今後の利用意向は、「⑨児童扶養手当」が54.2%、「⑦ひとり親家庭等の医療費助成」が53.9%と5割を超え、「⑥ひとり親家庭等児童就学支度金制度」が42.7%、「⑤就学援助制度」が40.8%となっています。

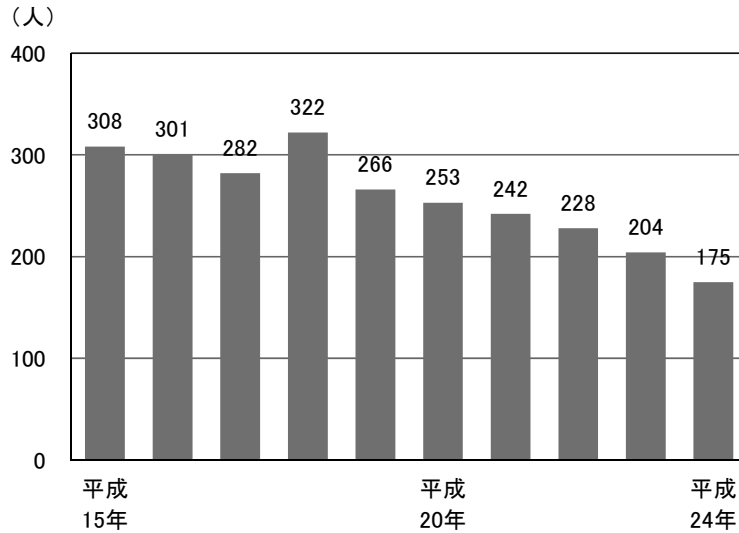




5 青少年・若者の状況

①不登校児童数（小学生）

本市の小学生の不登校児童数の推移は、平成 18 年の 322 人をピークに減少傾向となっており、平成 24 年では、175 人と平成 18 年の約半数となっています。

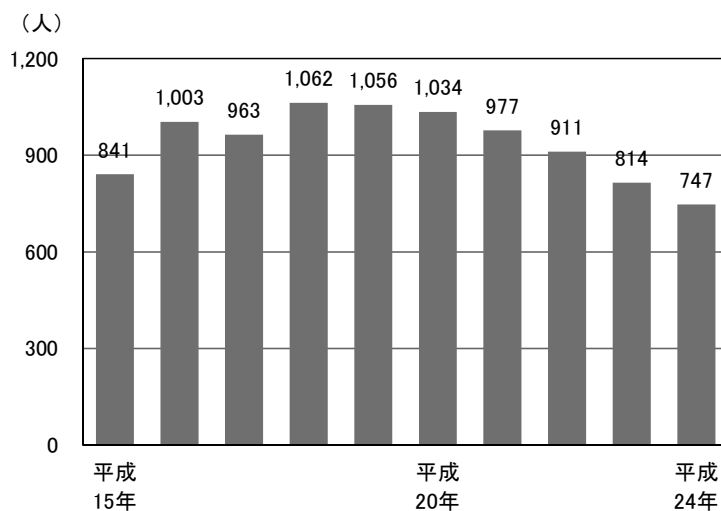


※1年間に、病気や経済的理由以外の何かしらの理由で登校しない（できない）ことにより、連続又は断続して30日間以上欠席した人数

（出典：文部科学省「学校基本調査」）

②不登校生徒数（中学生）

本市の中学生の不登校生徒数は、小学生よりも全体数が多くなっており、小学生と同様に平成 18 年をピークに減少傾向となっています。平成 24 年では、747 人と平成 18 年の約 7 割まで減少しています。

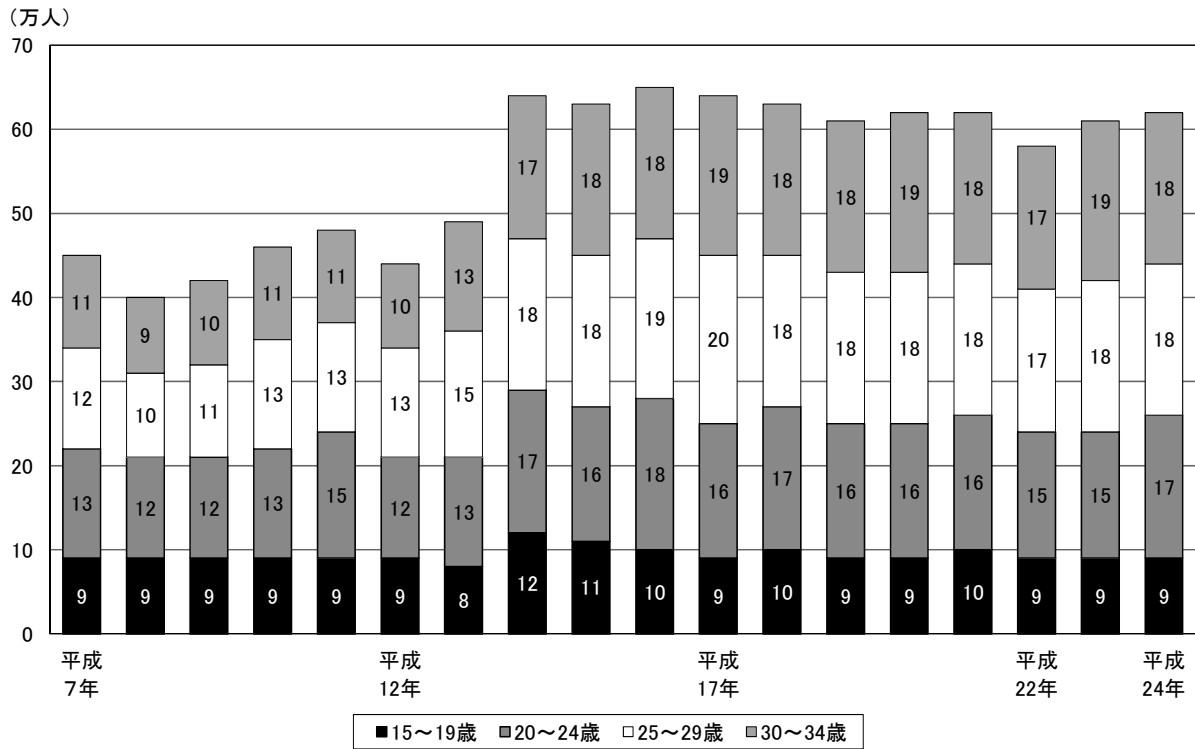


※1年間に、病気や経済的理由以外の何かしらの理由で登校しない（できない）ことにより、連続又は断続して30日間以上欠席した人数

（出典：文部科学省「学校基本調査」）

③若年無業者数

若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人）の推移は、平成14年に大きく増加して以降、おおむね横ばいで推移しています。年齢階級別にみると、平成24年では15～19歳が9万人、20～24歳が17万人、25～29歳が18万人、30～34歳が18万人となっています。



※平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く

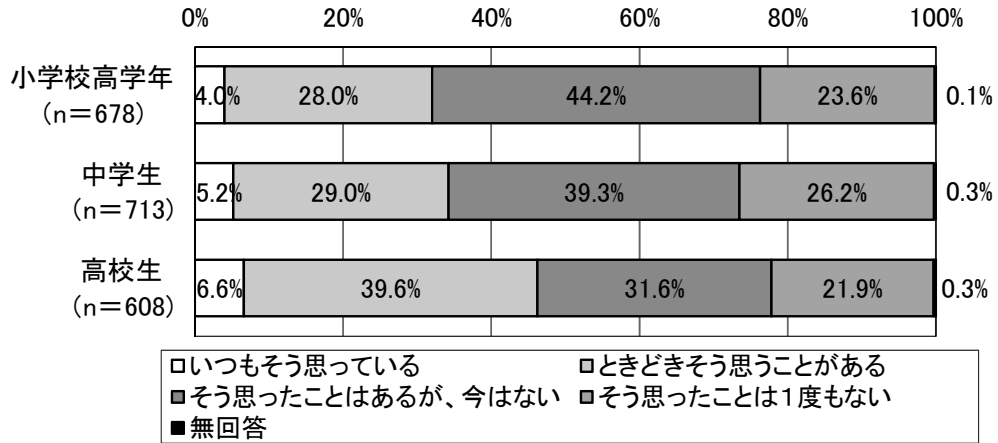
(出典：総務省「労働力調査」)



④基礎調査結果（小・中・高校生本人調査）

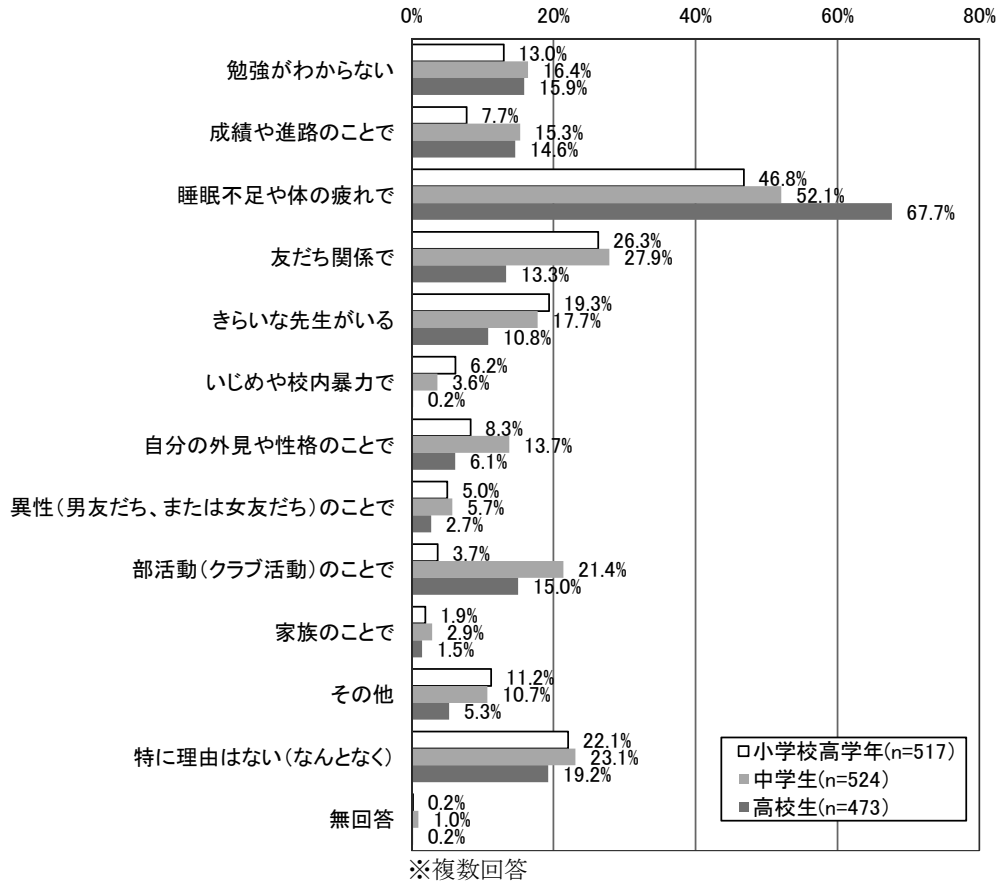
・学校に行きたくないと思ったことがあるか

学校に行きたくないと思ったことがあるかについては、「いつもそう思っている」と「ときどきそう思うことがある」を合わせると、小学校高学年と中学生で約3割、高校生では5割弱となっています。



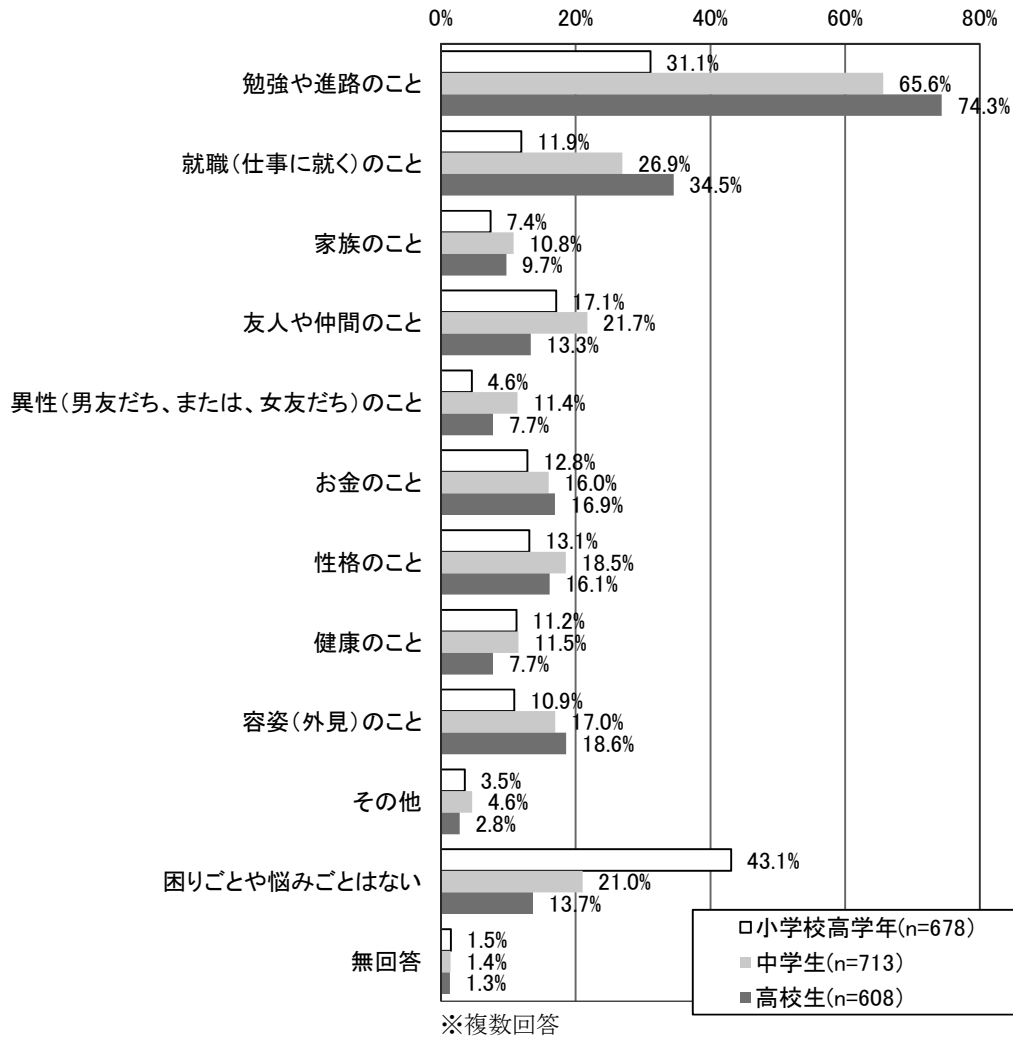
・学校に行きたくないと感じた理由

学校に行きたくないと感じた理由は、「睡眠不足や体の疲れで」の割合が小・中・高校生それぞれで高く、年代が上がるにつれて割合も高くなっています。



・困りごとや悩みごとはあるか

困りごとや悩みごとについては、小学校高学年では「困りごとや悩みごとはない」が43.1%で高く、中学生、高校生では「勉強や進路のこと」がそれぞれ65.6%、74.3%と高くなっています。

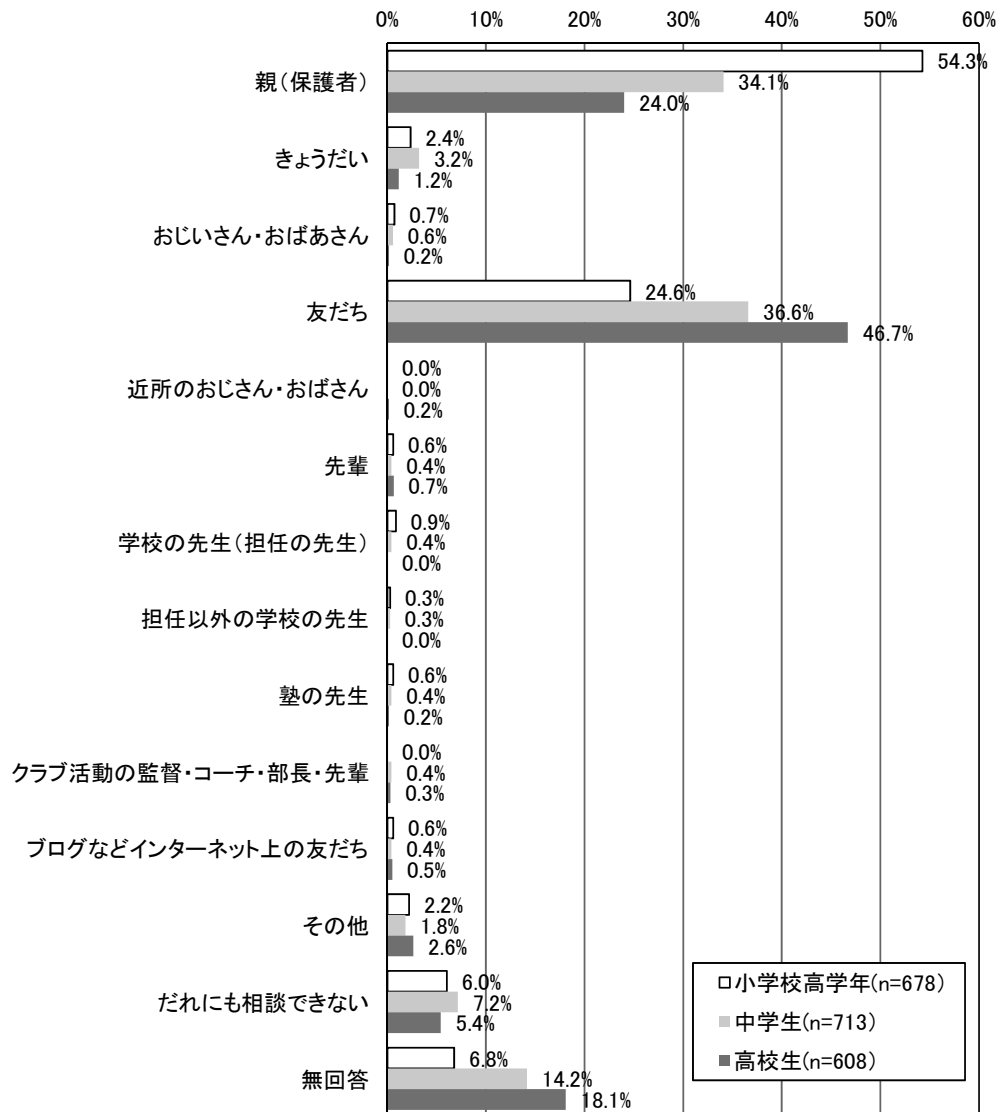




・困ったり悩んだりした時に最も相談する相手

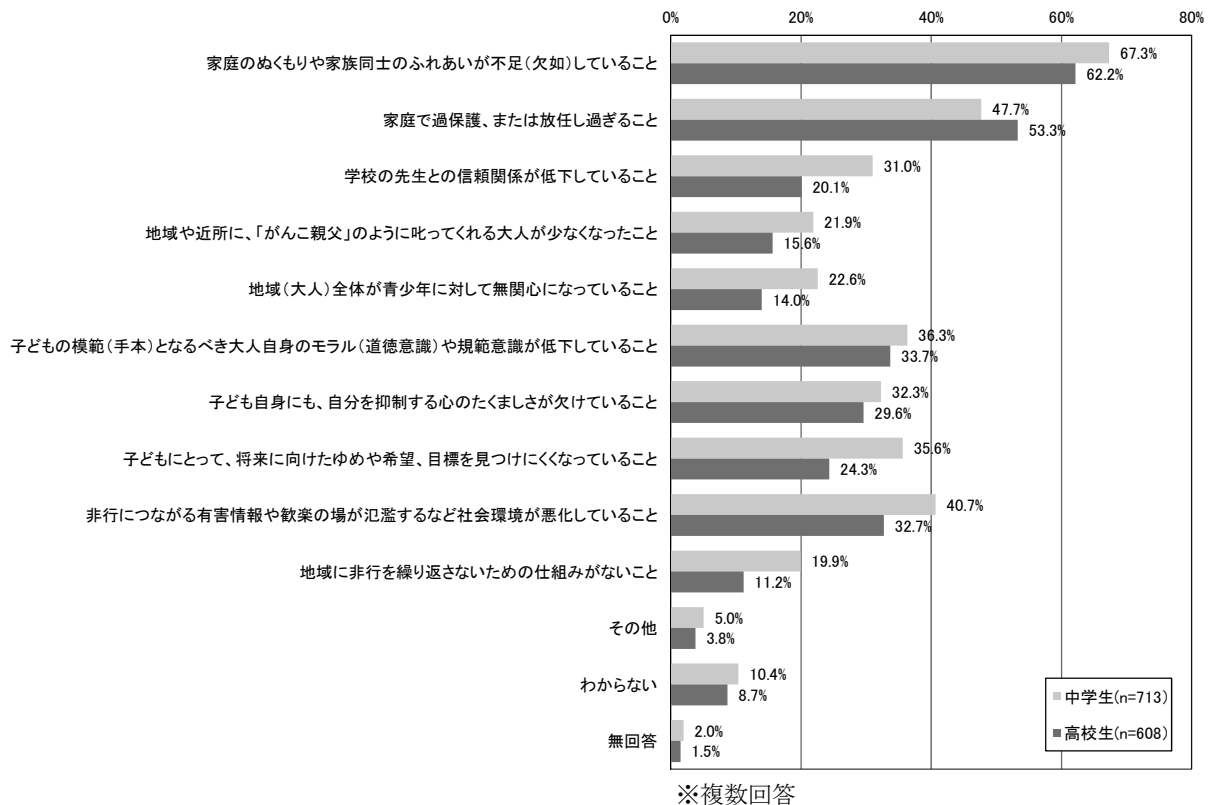
困ったり悩んだりした時に最も相談する相手は、小学校高学年では「親（保護者）」が 54.3%で最も高く、中学生では、「友だち」が 36.6%、「親（保護者）」が 34.1%とそれぞれ高く、高校生では「友だち」が 46.7%で最も高くなっています。

一方で、「だれにも相談できない」と答えた人が、小学校高学年で 6.0%、中学生で 7.2%、高校生で 5.4%となっています。



・未成年者が非行に走る原因（背景）

未成年が非行に走る原因については、「家庭のぬくもりや家族同士のふれあいが不足（欠如）していること」が、中学生で 67.3%、高校生で 62.2%と高くなっています。また、「家庭で過保護、または放任し過ぎること」は、中学生で 47.7%、高校生で 53.3%と高くなっています。

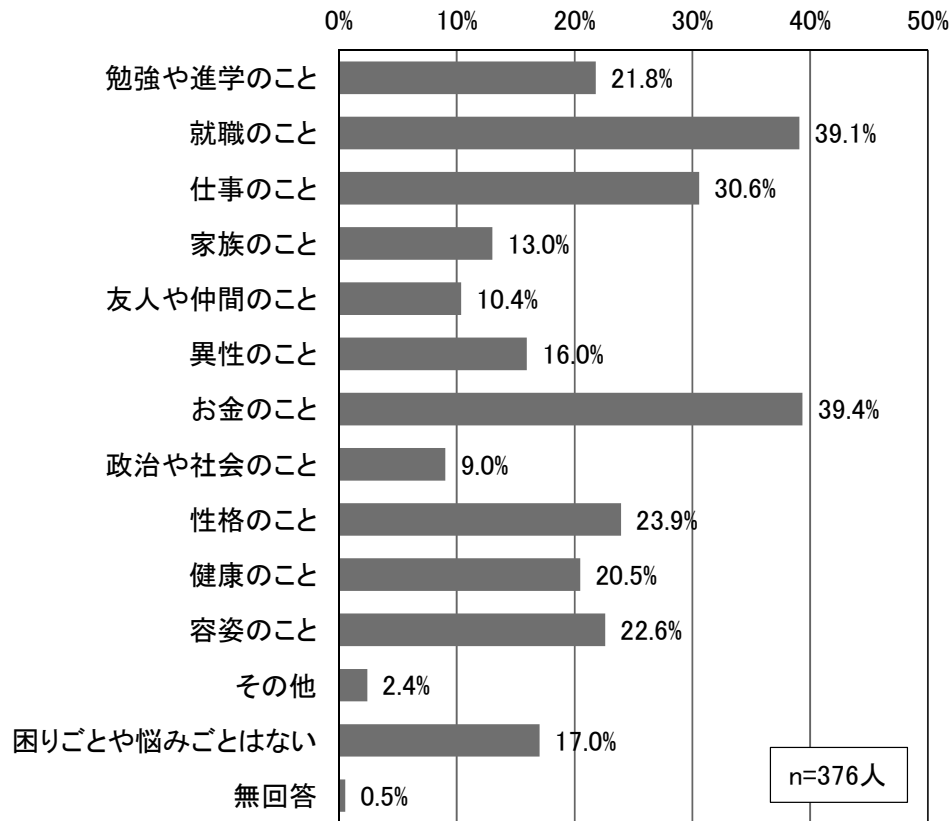




⑤基礎調査結果（青年調査）

・困りごとや悩みごとはあるか

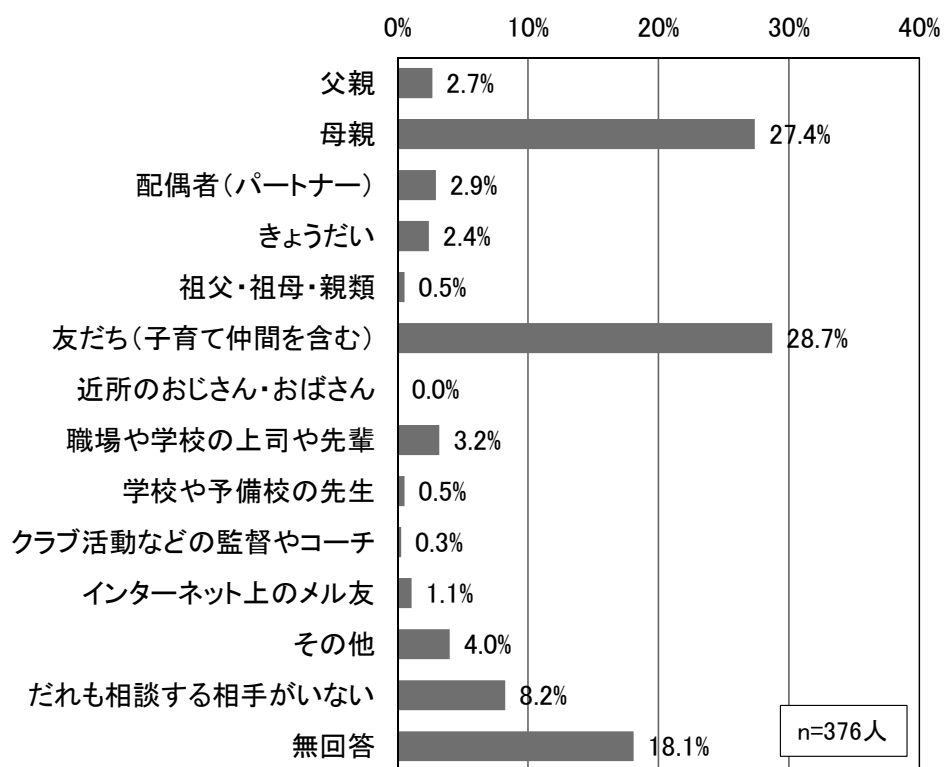
困りごとや悩みごとについては、「お金のこと」が 39.4%で高く、「就職のこと」が 39.1%となっています。また、「仕事のこと」が 30.6%で約 3 割となっています。



・困ったり悩んだりした時に最も相談する相手

困ったり悩んだりした時に最も相談する相手は、「友だち(子育て仲間を含む)」が28.7%で高く、「母親」で27.4%となっています。

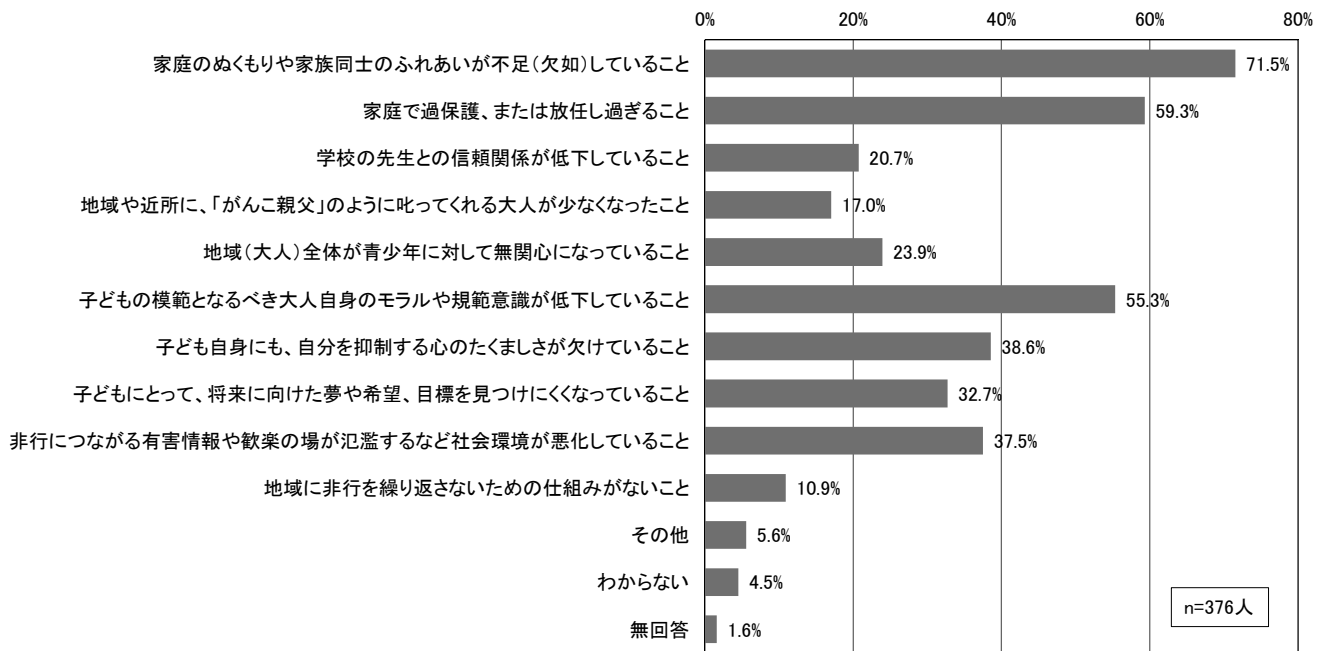
一方で、「だれも相談する相手がいない」と答えた人が8.2%います。





・青少年が非行に走る原因（背景）

青少年が非行に走る原因については、「家庭のぬくもりや家族同士のふれあいが不足（欠如）していること」が71.5%で最も高く、「家庭で過保護、または放任し過ぎること」が59.3%、「子どもの模範となるべき大人自身のモラルや規範意識が低下していること」が55.3%とそれぞれ5割を超えています。



第3章

「さいたま子ども・青少年^{ゆめ}希望プラン」の 分析・評価



第3章 「さいたま子ども・青少年希望プラン」の分析・評価

「さいたま子ども・青少年希望プラン」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした次世代育成支援対策推進法に基づく、「さいたま市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」として、平成22年3月に策定されました。

計画は、「さいたま市の未来を担う子どもや青少年が心身ともに健やかに育つ『子育てしやすいまち 若い力の育つまち』を目指して」を基本方針に、「すべての家庭の子育て力の向上を支援する視点」、「子ども・青少年の視点」、「社会全体で支援する視点」の3つの視点に立った6つの基本目標と、それぞれにつながる基本施策によって構成され、平成22年度から26年度までの5年間の計画期間中、毎年事業評価がなされてきました。

本章では、本市の子ども・青少年に関する総合的な計画である「さいたま子ども・青少年のびのび希望プラン」の前の計画である、「さいたま子ども・青少年希望プラン」に関する分析と評価の結果を述べていきます。

1 基本目標1 親と子ども・青少年が安心して健やかに暮らせるまちづくり

すべての子ども・青少年が健やかに成長するためには、親と子ども・青少年の健康の保持・増進や相談支援体制の充実など、様々なニーズに対応した施策が必要です。

安心して妊娠、出産できる環境づくりでは、委託医療機関以外での妊婦健康診査の受診に対する償還払い制度が、平成23年1月から開始され、徐々に浸透しました。また、妊産婦・新生児訪問指導では、母親・両親学級や母子健康手帳発行時の周知、広報への掲載などを進めた結果、希望者が増え、それに応じて訪問延べ人数も増加しました。

親子の健やかな成長のための支援では、出産後間もない時期に、家庭の中にいる保護者と地域社会・行政をつなぐ最初の機会を提供することを目的に、ハローエンゼル訪問事業を実施しました。本事業の対象は、妊産婦・新生児訪問指導を利用しなかった家庭のため、面会率を高めることにより、家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保などに寄与しました。

青少年のこころと身体の健康づくりでは、平成25年1月にひきこもり相談センターをこころの健康センター内に開設し、週2回のひきこもり専門相談電話の設置に加え、面接やグループ活動、訪問、メールなどによる相談支援を実施しました。

子どもたちや青少年が安心して過ごせる居場所づくりでは、平成24年度に放課後チャレンジスクールの全校での実施が実現しました。また、子どもや保護者が交流し、親子で運動や工作などが体験できる場である児童センターについて、未整備区解消に向け、浦和区の仲本児童センターの開設（平成23年度）と緑区の児童センターの実施設計（平成25年度）を行いました。

また、青少年のための活動拠点のあり方についての調査・検討をし、平成25年8月に、青少年の居場所づくりとして相談・支援を行う若者自立支援ルームを開設しました。

事業評価においては、全101事業のうち、95%の事業が適切、またはおおむね適切と評価されました。一方で、青少年活動センター運営事業のように、市民ニーズとのずれや立地条件などにより、利用が減少している事業については、改善余地ありと評価され、事業を廃止しました。

※事業評価状況 A：適切 B：おおむね適切 C：改善余地あり D：不適切・不十分

施策名	事業数	平成25年度事業評価状況			
		A	B	C	D
1-1 安心して妊娠、出産できる環境づくり	12	8	3	1	
1-1-1 妊婦の健康管理体制の充実	4	3	1		
1-1-2 妊娠、出産に関する相談・支援体制の充実	5	4	1		
1-1-3 周産期医療体制の充実	1		1		
1-1-4 生涯を通じた女性の健康支援の実施	2	1		1	
1-2 親子の健やかな成長のための支援	22	17	5		
1-2-1 健康診査と健康診査後の支援体制の充実	7	7			
1-2-2 子どもの健康や子育てに関する相談・支援体制の充実	8	6	2		
1-2-3 子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立	3	3			
1-2-4 感染症予防対策の充実	4	1	3		
1-3 親子が安心して生活できる環境づくり	8	1	6	1	
1-3-1 子どもの事故防止対策の推進	1		1		
1-3-2 小児救急医療体制の整備	1		1		
1-3-3 子どもの病気に対する医療給付と健康支援体制の充実	6	1	4	1	
1-4 食育の推進等による心身の健全育成	10	4	4	2	
1-4-1 ライフステージに応じた食育の推進	3	2		1	
1-4-2 学校における食育の推進	5	1	3	1	
1-4-3 「食」の安全・安心に関する取り組みの充実	2	1	1		
1-5 青少年のこころと身体の健康づくり	5	3	2		
1-5-1 思春期保健相談体制の充実	5	3	2		
1-6 健全で安心・安全な地域環境づくりの推進	37	23	14		
1-6-1 有害環境の浄化	2	1	1		
1-6-2 問題行動・非行の防止	8	5	3		
1-6-3 安心・安全なまちづくりの推進	27	17	10		
1-7 子どもたちや青少年が安心して過ごせる居場所づくり	7	2	4	1	
計	101	58	38	5	



2 基本目標2 子ども・青少年が育つすべての家庭を支援する仕組みづくり

子ども・青少年を持つ家庭が抱える様々な負担感を解消するためには、親子が生活に楽しみを感じることや、社会全体で子育て家庭を支えることが重要です。

子育て支援体制の整備では、単独型子育て支援センターを平成22年度に西区、平成24年度に南区へ開設したことにより、全区の整備が終了し、各区1施設の目標を達成することができました。保育所併設型子育て支援センターについては、センター未整備地域に新たな保育所が設置される際に本事業の実施を促すことで、平成21年度の40施設から平成26年度の48施設まで、拡大することができました。

ひとり親家庭等への支援では、母子生活支援施設における支援や母子家庭等就業・自立支援センター事業、就業に向けた能力開発支援、母子自立支援員による相談事業など、14の事業を推進し、そのすべてについて適切、またはおおむね適切と評価されました。

家庭・地域における男女共同参画の促進では、父親等の子育てへの参加を応援することを目的とした1日保育士・幼稚園教諭体験を実施しました。周知の拡充や開催日程の弾力化を進めたことにより、平成21年度の482人から平成25年度の2,369人へ、参加者を大幅に増やすことができました。

事業評価においては、全64事業のうち、約90%の事業が適切、またはおおむね適切と評価されました。一方で、改善の余地ありと評価された事業としては、子育て支援総合コーディネート事業や子育てヘルパー派遣事業などがあり、それぞれ対象者のニーズを更に見極めた上での対応が課題となっています。

施策名	事業数	平成25年度事業評価状況			
		A	B	C	D
2-1 子育て支援体制の整備	34	13	15	6	
2-1-1 市レベルの支援体制の整備	14	5	7	2	
2-1-2 区レベルの支援体制の整備	5	4	1		
2-1-3 地域レベルの支援体制の整備	9	2	5	2	
2-1-4 子育てを地域社会で支えている方への支援体制の整備	6	2	2	2	
2-2 子育て家庭への経済的支援	7	4	3		
2-3 ひとり親家庭等への支援	14	2	12		
2-3-1 子育て・生活支援策の充実	6	2	4		
2-3-2 就業支援策の推進	2		2		
2-3-3 養育費確保・相談体制等の充実	2		2		
2-3-4 経済的支援	4		4		
2-4 家庭・地域における男女共同参画の促進	9	6	1	2	
2-4-1 子育てへの男女共同参画の促進	7	4	1	2	
2-4-2 女性に対する暴力のないまちづくり	2	2			
計	64	25	31	8	

3 基本目標3 働きながら子育てをしている家庭を支援する体制づくり

核家族化の進行や保護者の就労環境の変化などにより、仕事と子育ての両立を推進することが必要です。

多様な保育サービスなどの充実では、仕事と子育ての両立支援の中心となる、認可保育所の整備を可能な限り前倒して進めたことにより、平成21年度の実績定員10,503人、平成26年度の目標定員12,403人に対して、平成26年度の実績は13,560人と、目標を大きく上回ることができました。また、ナーサリールーム・家庭保育室についても、平成21年度の実績定員2,488人、平成26年度の目標定員3,988人に対し、平成26年度の実績は4,416人と目標を超える拡充ができました。

放課後児童健全育成事業の充実では、放課後児童クラブの施設整備を進めたことにより、平成21年度の入室児童数5,706人、平成26年度の目標入室児童数7,506人に対し、平成26年度の実績入室児童数は8,223人となり、こちらも目標を超える拡充ができました。

一方で、目標を上回る整備を実施したにもかかわらず、保育施設・放課後児童クラブともに待機児童が存在していることから、今後も積極的な拡充が必要となっています。

子育てと仕事が両立できる環境の整備では、ワーク・ライフ・バランスについて、ホームページや冊子、会議や講座の開催による啓発や、九都県市ワーク・ライフ・バランス推進連絡会議の場での情報共有・意見交換を行いました。その結果、平成21年度に24.2%だったワーク・ライフ・バランスの認知度は、平成25年度には53.7%まで高まりました。

事業評価においては、全31事業のうち、約90%の事業が適切、またはおおむね適切と評価されました。一方で、こども送迎センターの創設や特別支援学校放課後児童対策事業などについては改善の余地ありとなりましたが、認可保育所の利用状況や他サービスのニーズを踏まえ、今後の改善と展開を図っていきます。

施策名	事業数	平成25年度事業評価状況			
		A	B	C	D
3-1 多様な保育サービスなどの充実	18	9	8	1	
3-1-1 待機児童の解消	7	3	3	1	
3-1-2 多様な保育ニーズへの対応	9	6	3		
3-1-3 保育サービスの質の確保と向上	2		2		
3-2 放課後児童健全育成事業の充実	6	2	3	1	
3-3 子育てと仕事が両立できる環境の整備	7	6		1	
計	31	17	11	3	



【さいたま子ども・青少年希望プランの目標年度（平成26年度）における特定事業の目標と実績】

取組内容	指標	(参考) 平成21年度実績	目標	実績
認可保育所の整備（認定こども園保育所部分を除く）	定員	10,503	12,403	13,560
認定こども園の整備（幼保一体含む）	定員	93	113	211
ナーサリールーム・家庭保育室の整備	定員	2,488	3,988	4,416
事業所内保育の促進	定員	9	74	32
家庭的保育の整備	定員	0	60	0
延長保育事業の拡充	施設数	119	143	152
（うち2時間以上実施）	施設数	22	27	31
トワイライトステイ事業の拡充	施設数	1	2	2
休日保育事業の拡充	施設数	5	6	6
病児・病後児保育事業の実施	施設数	3	8	8
放課後児童クラブの整備	入室児童数	5,706	7,506	8,223
幼稚園における預かり保育の促進	—	充実	充実	充実
一時預かり事業の拡充	施設数	46	52	67
単独型子育て支援センターの拡充	施設数	7	10	10
併設型子育て支援センターの拡充	施設数	40	51	48
ファミリー・サポート・センター事業	—	充実	充実	充実
ショートステイ事業の拡充	施設数	5	7	5

4 基本目標4 子ども・青少年の人権が尊重され、のびのびと心豊かに成長できる社会づくり

子ども・青少年が、個性を活かし、健やかにゆとりを持って成長するためには、一人の人間として認められ、尊重される環境づくりを進めることが必要です。

子ども・青少年の相談・支援体制の充実では、深刻化する児童虐待に対する関心と理解を深め、虐待防止に向けた機運の醸成を図るため、オレンジリボンキャンペーンを警察と連携して実施しました。また、職員向けに新たに精神保健の講義やサインズ・オブ・セーフティの知識習得などの研修を導入したほか、児童虐待を早期に発見し対応することを目的とした24時間・365日体制強化事業では、虐待通告電話相談員の専門技術向上のための研修を計画通りに実施し、その内容の充実に努めました。

児童相談所における支援では、増加を続ける虐待相談への迅速かつ適切な対応を維持・拡充するため、増員と専門性の高い職員の育成を図りました。その結果、計画期間内において、児童福祉司、児童心理司、児童精神科医師を計16名増員しました。しかし、相談件数も更に増加しているため、専門性の底上げに加え、外部機関との連携などが今後の対応として必要となっています。社会的な養育を必要とする子どもを支援する里親制度では、里親応援の集いや里親公開講座などを継続的に実施し、登録数の増加に努めました。その

結果、平成22年度から平成25年度の間、新たに89組の里親の登録を得て、計138組の登録となりました。また、里子についても、平成21年度末の26人から平成25年度末には86人まで増加しました。

専門相談機能の集積と連携の推進では、(仮称)さいたま市子ども総合センターに、児童相談所、こころの健康センター、総合教育相談室などの各分野の専門機関を集積し、それぞれの経験、ノウハウを共有することで、市民からの相談や様々な課題の解決において連携を推進できるよう、各専門相談機関の意見を聴きながら建築基本設計を作成しました。また、専門相談機関職員を対象にIPWに関する研修会を実施しました。

障害や発達に遅れのある子どもへの支援では、診断と治療を早期に行いその後の適切な療育につなげるよう、医療と福祉が一体となった心身障害児総合療育機能の充実を図り、診療・検査ともにはほぼ予約状況に沿って実施することができました。

事業評価においては、全28事業のうち、約90%が適切、またはおおむね適切と評価されました。一方で、家庭での養育が困難となった乳幼児を養育する乳児院の施設整備のあり方については、施設の小規模化等によって家庭的養護の推進を図っていく国の方針を踏まえた抜本的な検討が必要となっています。

施策名	事業数	平成25年度事業評価状況			
		A	B	C	D
4-1 子ども・青少年の権利を尊重し、地域で見守る体制の整備	4		4		
4-2 子ども・青少年の相談・支援体制の充実	16	9	5	2	
4-2-1 子ども・青少年の虐待防止対策の充実	11	7	4		
4-2-1 社会的養育が必要な子ども・青少年への支援体制の充実	5	2	1	2	
4-3 障害・発達に遅れのある子どもへの支援	8	6	1	1	
計	28	15	10	3	



5 基本目標5 安心して子育てができる生活・都市環境づくり

安心して子育てができるために、バリアフリーのまちづくりの推進や、安心して快適に生活できる環境の整備が必要です。

安心して外出ができる快適な生活・都市環境の整備では、子育てや子どもに配慮した施設の整備事業において、公共施設を中心とする施設のバリアフリー化のため、整備基準を基準整備マニュアルによって示し、バリアフリー整備を推進しました。

身近な公園・広場の整備では、都市公園を補完する民間児童遊園地についてその管理者と連携し、劣化した遊具の修繕などに対する補助金の助成を通じて、安全な子どもの遊び場の整備を進めました。

事業評価においては、全6事業のうち、5事業が適切、またはおおむね適切と評価されました。一方で、身近な公園・広場の整備については、改善余地ありとなったことから、老朽化が見られる施設に対し、引き続き計画的な維持管理が必要となっています。

施策名	事業数	平成25年度事業評価状況			
		A	B	C	D
5-1 安心して外出ができる快適な生活・都市環境の整備	5	1	3	1	
5-2 住宅環境の整備	1	1			
計	6	2	3	1	

6 基本目標6 次代を担う子ども・青少年の自立を支援する環境づくり

将来の地域社会を支え、次世代の子ども・青少年を生き育てる親となる現在の子ども・青少年が、豊かな人間性と社会性を獲得しながら自立していく過程を支援することは、私たちの社会にとって極めて大切なことです。

さいたま市教育総合ビジョンの推進では、子どもの自主的な学習をサポートし、学ぶ楽しさを教え、基礎学力の向上や学習習慣の定着を図るさいたま土曜チャレンジスクール推進事業を実施し、平成24年度には市内すべての小・中学校での実施が実現しました。

青少年の自主的活動の推進では、新しい人生の門出を祝福する成人式を開催し、厳かな中にも感動を呼ぶ式典として参加者の好評価を得ました。毎年実施している青少年の主張大会については、平成24年度まで徐々に増加していた応募作品数が、平成25年度に減少したことから、大会を周知するタイミングの最適化が課題となっています。

青少年団体・青少年リーダーの育成では、青少年団体補助事業において、青少年団体の自主活動やボランティア活動、イベント事業などに対し、補助金の交付を通じた活動支援を行いました。

青少年の就労支援では、勤労観や職業観を育み、学ぶことの意義を考える機会とするために実施している中学生職場体験事業については、参加生徒の感想や学校の反省などの分

析や、事業に協力いただいた事業所の約90%から「今後も本事業に協力する」との肯定的回答が寄せられていることから、事業の目的はほぼ達成されていると評価されました。

事業評価においては、全98事業のうち、約90%が適切ないしおおむね適切と評価されました。一方で、改善の余地ありとなった事業も、スポーツボランティアの育成・活動支援や地域での読み聞かせ活動の支援など10件あり、ニーズの把握や周知方法について課題が残りました。

施策名	事業数	平成25年度事業評価状況			
		A	B	C	D
6-1 さいたま市教育総合ビジョンの推進	24	13	11		
6-1-1 きめ細かな教育の推進	10	5	5		
6-1-2 教育環境の整備	6	4	2		
6-1-3 創意ある学校施策の推進	2	1	1		
6-1-4 地域の教育力との連携	6	3	3		
6-2 青少年の自主的活動の推進	59	32	18	9	
6-2-1 地域活動への参画の推進	17	9	5	3	
6-2-2 スポーツ・レクリエーション活動の推進	9	6	1	2	
6-2-3 文化活動の振興	16	12	2	2	
6-2-4 国際交流の推進	10	3	5	2	
6-2-5 自然とのふれあいの推進	7	2	5		
6-3 青少年団体・青少年リーダーの育成	4	2	2		
6-3-1 青少年関係団体への支援	2	2			
6-3-2 青少年活動のリーダー養成	2		2		
6-4 連携・協力体制の構築	3	2	1		
6-4-1 相談体制の整備	1	1			
6-4-2 青少年育成関係団体等の連携強化	1	1			
6-4-3 首都圏における連携の推進	1		1		
6-5 青少年の就労支援	8	5	2	1	
6-5-1 青少年の就労意識の向上	2	1	1		
6-5-2 職業訓練・キャリア教育の推進	6	4	1	1	
計	98	54	34	10	



第4章

計画の基本的な考え方



第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」

を目指します

未来を担う子ども・青少年が夢と希望を持ち、生き生きと輝きながら成長することは市民すべての願いであり、そのためには人々が互いに助け合い、いたわりあい、支えあいながら、社会全体で育むことが大切です。本市では、すべての子ども・青少年がその個性を尊重され、健やかに育ち、自立し、社会で輝いて生きられるよう、「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」の実現を目指します。

2 計画の視点

子ども・青少年の視点

「子ども・青少年の最善の利益」が実現される社会を目指し、子ども・青少年が生き生きと輝きながら成長できるよう、子ども・青少年の視点に立った支援を行います。

すべての子ども・青少年・子育て家庭への支援の視点

虐待、障害、貧困、家族の状況、その他の事情により社会的な支援の必要性が高い者を含め、子ども・青少年がその個性を尊重され、健やかに育ち、自立し、社会で輝いて生きられるよう、すべての子ども・青少年・子育て家庭に対し支援を行います。

社会全体による支援の視点

家族、地域、事業者、行政等社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・青少年に対する関心や理解を深め、互いに助け合い、いたわりあい、支えあいながら、子ども・青少年を社会全体で育んでいく気運を醸成します。

3 基本目標

本計画では、「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」を目指し、次の5つを基本目標として、各施策を推進していきます。

I 乳幼児期の教育・保育の充実

II 地域における子育て支援の充実

III 専門的な知識・技術を要する支援の充実

IV ひとり親家庭等への支援の充実

V 青少年・若者への支援の充実



I 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期は、基本的な身体機能や運動機能が発達するとともに、自我や主体性が芽生える大切な時期であり、徐々に人間関係を広げ、そのかわりを通じて社会性を身に付けていくなど、他者とのかわりや基本的な生きる力を獲得する段階に当たります。

そのため、すべての子どもが笑顔で成長し、すべての子育て家庭が安心して喜びを感じながら子育てができるよう、教育・保育施設の充実を図るとともに、質の高い教育・保育の提供を図ります。また、教育・保育の一体的提供や、教育・保育施設と小学校との連携を推進します。

さらに、子育て家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、保育環境の整備を推進し、待機児童の解消を目指します。

II 地域における子育て支援の充実

現在、多くの子育て家庭において、核家族の増加や地域のつながりの希薄化、親自身の出産前に赤ちゃんに触れ合う経験の不足などが指摘されています。このような背景の中、子育てへの不安や負担、孤立感が高まっており、行政や地域社会を始めとする社会全体で子育てへの不安感等を軽減し、子どもの育ちと親の子育てを支えることが重要となっています。

そのため、すべての子育て家庭が求める地域の子育て支援に関するニーズを確実に捉え、その上でニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実を図ります。また、各子育て家庭が必要とする支援を選択して利用できるよう、充実した情報の提供や、相談・援助などを実施します。

さらに、子育て家庭の仕事と子育ての両立を支援するため、放課後児童クラブの整備を推進し、待機児童の解消を目指します。

III 専門的な知識・技術を要する支援の充実

児童虐待は深刻な社会問題であり、その発生の未然防止から早期の対応、家族の再統合やアフターケアまでの切れ目のない支援が重要となっています。

そのため、虐待を受けた子どもやその家族に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を充実させ、虐待の予防から早期の発見と保護、保護者への指導、保護された子どもの治療やケアに至る総合的な対策を講じます。

また、障害の早期発見と早期療育を通じて、障害のある子どもの健やかな成長と自立を支援します。

IV ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うため、子どもの養育や健康、経済面などに大きな不安を抱え、様々な困難に直面しています。また、親との死別・離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要です。

そのため、ひとり親家庭等が安定し自立した生活を送ることができるよう、子育てや生活、就業に関する支援や各種助成の充実など、総合的な支援を図ります。

V 青少年・若者への支援の充実

青少年・若者をめぐる環境の悪化や、社会生活を営む上での困難を抱えた青少年・若者の問題が深刻な状況にあるなど、青少年・若者をめぐる状況は大きく変化しています。

そのため、一人ひとりの青少年・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人として自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるよう支援します。

また、困難を抱えている青少年・若者に対し、その置かれている状況を克服することができるよう、対策を講じます。



4 施策の体系

《基本目標》

「子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える地域社会」

を目指します

I 乳幼児期の教育・保育の充実

II 地域における子育て支援の充実

III 専門的な知識・技術を要する支援の
充実

IV ひとり親家庭等への支援の充実

V 青少年・若者への支援の充実

《基本施策》

- (1) 教育・保育施設の充実
- (2) 教育・保育の一体的提供・連携の推進

- (1) 多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実
- (2) 子育て相談・情報提供の充実

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 社会的養護施策の充実
- (3) 障害児施策の充実

- (1) 子育て・生活の場の支援
- (2) 就業支援
- (3) 経済的支援

- (1) 青少年・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
- (2) 困難を有する青少年・若者やその家族を支援する取組
- (3) 地域における多彩な担い手の育成



《基本目標》

《関連事業》

基本目標Ⅰ

乳幼児期の教育・保育の充実

(1) 教育・保育施設の充実

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1 幼稚園・認定こども園 p79 | 2 保育所等(3~5歳児) p81 |
| 3 保育所等(0~2歳児) p82 | |

(2) 教育・保育の一体的提供・連携の推進

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| 4 認定こども園の普及 p86 | 5 保幼小連携推進事業 p86 |
| 6 公開保育研究推進事業 p86 | |
| 7 保育者小学校等体験研修事業 p86 | |
| 8 幼稚園・保育所等と小学校の連携 p86 | |

基本目標Ⅱ

地域における子育て支援の充実

(1) 多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| 9 放課後児童クラブ p87 | |
| 10 時間外保育(延長保育)事業 p88 | |
| 11 子どもショートステイ事業 p88 | 12 トワイライトステイ事業 p88 |
| 13 子育て支援センター(単独型)事業 p89 | |
| 14 子育て支援センター(保育所併設型)事業 p89 | |
| 15 のびのびルーム事業 p89 | |
| 16 預かり保育事業(幼稚園) p90 | |
| 17 一時預かり事業(保育所) p90 | |
| 18 一時預かり事業(単独型子育て支援センター) p90 | |
| 19 病児保育事業 p91 | |
| 20 ファミリー・サポート・センター運営事業 p91 | |
| 21 子育て緊急サポート事業 p91 | |
| 22 多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営 p92 | |

(2) 子育て相談・情報提供の充実

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| 23 (仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業 p93 | |
| 24 子育て支援総合コーディネート事業 p93 | |
| 25 保育コンシェルジュ事業 p93 | |
| 26 保育コーディネーター事業 p94 | |
| 27 妊婦健康診査事業 p94 | 28 出産前教室事業 p94 |
| 29 妊産婦・新生児訪問指導事業 p94 | |
| 30 ハローエンゼル訪問事業 p95 | |
| 【再掲】子育てヘルパー派遣事業 | |
| 【再掲】子ども虐待予防家庭訪問事業 | |
| 31 乳幼児健康診査事業 p95 | 32 育児相談事業 p95 |
| 33 子育て支援医療費助成事業 p95 | |
| 34 さいたま子育てWEB事業 p95 | |
| 35 子育て支援ネットワーク事業 p96 | |
| 36 子育て応援ブック事業 p96 | |
| 37 子育てきっかけ応援ブック事業 p96 | 38 ブックスタート事業 p96 |
| 39 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業 p96 | |

《基本目標》

《関連事業》

基本目標Ⅲ

専門的な知識・技術を要する支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

- 【再掲】(仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業
- 40 要保護児童対策地域協議会事業 p97
- 41 家庭児童相談事業 p97
- 42 児童相談所における支援 p97
- 43 虐待の発生予防・援助における職員の能力の向上 p97
- 44 児童虐待防止啓発事業 p97
- 45 子育てヘルパー派遣事業 p98
- 46 子ども虐待予防家庭訪問事業 p98
- 【再掲】ハローエンゼル訪問事業
- 47 24時間・365日体制強化事業 p98
- 48 社会福祉審議会児童虐待検証専門分科会 p98

(2) 社会的養護施策の充実

- 49 里親制度 p99
- 50 児童養護施設等整備推進事業 p99
- 51 母子生活支援施設事業 p99
- 52 児童虐待防止家族支援事業 p99

(3) 障害児施策の充実

- 【再掲】乳幼児健康診査事業
- 53 総合療育センター事業 p100
- 54 特別支援事業 p100
- 55 保育施設等における障害児保育の推進 p101
- 56 放課後児童クラブにおける障害児保育の推進 p101
- 57 発達障害者支援センターの充実 p101
- 58 自立支援医療(育成医療)給付 p101



《基本目標》

《関連事業》

基本目標Ⅳ

ひとり親家庭等への支援
の充実

(1) 子育て・生活の場の支援

- 【再掲】ファミリー・サポート・センター運営事業
- 59 保育所の優先入所 p102
- 60 放課後児童クラブの優先入所 p102
- 【再掲】母子生活支援施設事業
- 61 市営住宅における母子世帯等の優先入居 p102
- 62 さいたま市入居支援制度 p102
- 【再掲】子育てヘルパー派遣事業
- 【再掲】子どもショートステイ事業
- 【再掲】トワイライトステイ事業
- 63 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(生活支援) p103

(2) 就業支援

- 64 ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業 p104
- 65 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(就労支援) p104
- 66 ひとり親家庭高等技能訓練促進費・生活支援給付金 p104
- 67 ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 p104
- 68 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 p104

(3) 経済的支援

- 69 ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業(養育費相談) p105
- 【再掲】母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度
- 70 児童扶養手当 p105
- 71 ひとり親家庭等医療費支給事業 p105
- 72 ひとり親家庭等児童就学支度金 p105
- 73 就学援助制度 p105

≪基本目標≫

≪関連事業≫

基本目標Ⅴ

青少年・若者への支援の
充実

(1) 青少年・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組

- 74 チャレンジスクール推進事業 p106
- 75 さいたま市放課後子ども総合プラン p106
- 【再掲】放課後児童クラブ
- 76 非行防止対策の推進 p106 77 成人式 p106
- 78 グリーンライフ猿花キャンプ場運営事業 p107
- 79 児童センター事業 p107
- 80 さいたま市中学生職業体験事業「未来(みらくる)ワーク体験」 p107

(2) 困難を有する青少年・若者やその家族を支援する取組

- 81 子ども・若者支援ネットワーク事業 p108
- 82 若者自立支援ルーム事業 p108
- 83 若者ユースアドバイザー事業 p108
- 84 地域若者サポートステーションの設置 p108
- 85 いじめのないまちづくり推進事業 p108
- 86 ひきこもり対策推進事業 p108
- 87 不登校の子どもへの支援 p109

(3) 地域における多彩な担い手の育成

- 88 青少年の主張大会・青少年フォーラム p110
- 89 青少年による郷土芸能伝承活動支援事業 p110
- 90 青少年団体補助事業 p110



5 重点事業

1 保育環境の整備 【幼児政策課・のびのび安心子育て課】

■重点プログラム

認可保育所の整備を積極的に推進するとともに、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園での預かり保育などの様々な事業を組み合わせることにより、保育環境の整備を推進し、総合的に待機児童の解消を目指します。

■趣旨・ねらい

国は、平成 25 年 4 月に発表した「待機児童解消加速化プラン」において、地方自治体の取組を支援することで、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度末までに、潜在的な保育ニーズも含め、約 40 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すこととしています。

本市でも、今後ますます高まることが予想される保育ニーズに対応するため、平成 25 年 12 月に策定した「しあわせ倍増プラン 2013」において、新待機児童ゼロプロジェクトとして待機児童ゼロを目指すことを掲げ、喫緊の課題である待機児童の解消に取り組んでいきます。

■現状

①認可保育所

平成 26 年 4 月 1 日現在、認可保育所の定員は 13,655 人であり、待機児童数は 128 人となっています。

②ナーサリールーム・家庭保育室・地域型事業所内保育施設（市認定の認可外保育施設）

平成 26 年 4 月 1 日現在、ナーサリールーム及び家庭保育室、地域型事業所内保育施設の定員合計は 4,448 人となっています。

■取組内容

認可保育所の整備を積極的に推進するとともに、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園での預かり保育などの様々な事業を組み合わせることにより、保育環境の整備を推進し、総合的に待機児童の解消を目指します。

【目標値】

対象施設	認定区分	平成31年度(人)
幼稚園・認定こども園 (幼稚園部分)	1号認定	17,408
	2号認定 ※幼稚園利用希望	2,847
保育所等(3～5歳児)	2号認定	11,646
保育所等(0～2歳児)	3号認定(0歳児)	2,392
	3号認定(1・2歳児)	9,185

※2号、3号認定については、フルタイム就労等を想定した「保育標準時間」利用と、パートタイム就労等を想定した「保育短時間」利用の2区分の保育必要量が設けられます。

また、多様化している保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり、病児・病後児保育などの保育事業を充実させるとともに、子育て中の親子のふれあいの場づくりとして、子育て支援センターの整備拡充を図ります。



2

放課後児童クラブの整備 【青少年育成課】

■重点プログラム

適切な遊び及び生活の場を提供することにより、小学校放課後等における対象児童の健全育成に資するため、放課後児童クラブの整備を推進します。

■趣旨・ねらい

本市では、放課後児童健全育成事業の最重要課題である待機児童の解消に取り組んでいますが、需要に供給が追いついていない状況であり、待機児童の解消に当たっては、絶対的に不足している施設数を拡大することが必要不可欠となっています。

また、入室対象児童を「小学校に就学している児童」まで拡大することで、今後新たな需要が喚起されることに対する注視が必要です。

施設整備への取組は「しあわせ倍増プラン2013」に掲げている重点事業でもあり、民設放課後児童クラブの整備を促進することで、受入可能児童数を拡大し、待機児童の解消を図ります。

施設整備に当たっては、民間物件の既存施設を活用するほか、小学校の余裕教室の活用も検討し、児童の安心安全な小学校放課後の生活の場を提供していきます。

■現状

①施設数

平成26年4月1日現在で、公設放課後児童クラブ74か所、民設放課後児童クラブ118か所の計192か所を整備しています。昨年度比で10か所の増加で、すべて民設放課後児童クラブによる整備となっています。

②入室児童数

平成26年4月1日現在で、公設放課後児童クラブ3,544人、民設放課後児童クラブ4,679人の計8,223人であり、昨年度比で544人増となっています。

③待機児童数

本市の待機児童数は384人（平成26年4月1日現在）で、昨年度に比べて44人減少していますが、待機児童の解消に向けて、施設整備を更に進めていかなければなりません。

■取組内容

公設放課後児童クラブのみ設置の小学校区を重点的に、民設放課後児童クラブの新設・規模拡大（移転）・保育環境の整備により、受入可能児童数及び施設数を拡大します。

【目標値】

①受入可能児童数

平成27年度以降、各年度において420人規模の増加、平成29年度において待機児童解消を目標とします。

②施設数

平成27年度以降、各年度において12か所の新規整備を行い、平成29年度において待機児童解消を目標とします。



3

質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の推進

【青少年育成課・幼児政策課・保育課】

■重点プログラム

質の高い教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を推進するため、各種取組を実施します。

■趣旨・ねらい

保育所の待機児童解消に向けた保育の量的拡大とともに、就学前のすべての子どもに関わる幼児教育の質の維持・向上を図ることは、喫緊の課題です。幼児の健やかな育成を図るため、保育者の資質の向上を図る研修を充実させるとともに、幼稚園や保育所、認定こども園等と小学校との緊密な連携を一層推進し、より良い幼児教育に資する各種事業を実施します。

また、施設に入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、幼稚園教育要領や保育所保育指針等に示されている施設の社会的な役割を果たすとともに、子ども一人ひとりの個性を尊重した質の高い教育・保育を推進するため、需要を的確に捉えた様々な教育・保育の充実を図ります。

放課後児童クラブの最重要課題である待機児童の解消のためには、量的拡大とともに、放課後児童クラブを継続的・安定的に運営できる体制基盤の確立が必要です。そのため、研修を通しての職員への支援、人材確保のための方策、施設面でのきめ細やかな整備等の各課題に取り組むことにより、利用者満足度を上げ、より質の高い放課後児童クラブ運営を展開します。

■現状

①質の高い幼児教育の推進

・幼児教育推進のための有識者会議

平成 25 年度から、「さいたま市幼児教育のあり方検討会議」の報告・提言を踏まえた事業を具体的に推進するため、教育委員会との連携のもと、学識経験者や幼稚園・保育所等の関係者、子育て中の保護者等を委員とする「さいたま市幼児教育推進のための有識者会議」を設置し、全般的な助言を受けながら、事業化の具体的な検討や事業の試行的な実施をしました。

・保幼小連携推進事業

さいたま市幼児教育推進のための有識者会議の専門部会である「保幼小連携推進実務担当者会」を平成 25 年度に 4 回開催しました。幼稚園・保育所等と小学校とが緊密に連携し、子ども一人ひとりが実りある幸せな学校生活を円滑にスタートする上で重要な指導要録等の記載や活用について検討し、幼稚園・保育所等向けと小学校向けの資料を作成して配付しました。さらに、本資料の説明会を実施し、周知しました。

・公開保育研究推進事業

平成25年度は、保育所で公開保育研究を試行実施し、保育士同士が保育を参観しました。カンファレンスを通して保育のあり方を研究し、相互理解と資質の向上を図りました。

・保育者小学校等体験研修事業

平成25年度は、公立保育所保育者に限定して実施し、41園の保育者57名が小学校46校での教育活動を体験的に研修しました。保育者が、小学校教育についての理解を深め、見通しをもった保育実践に生かすとともに、小学校の様子を掲示して子どもや保護者に紹介するなど、子どもが安心して小学校に入学できるように工夫するなどの具体的な成果が見られました。

②質の高い保育の推進**・子育て支援センター（保育所併設型）事業**

子育て家庭の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供を行うなど、幅広く子育て家庭の支援を行っています。

・病児保育事業

保育士及び看護師等の資格を有する者が、医療機関等に併設した専用スペースで、病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童を保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援しています。

・保育コーディネーター事業

保護者や保育施設に対する相談支援や、行政と保育施設または保育施設相互の連携強化のため、区役所支援課に保育コーディネーターを配置し、地域における保育施設の質の向上を図っています。

③質の高い地域子ども・子育て支援事業の推進（放課後児童クラブ）**・職員の研修**

市と運営事業者は職員研修を積極的に行い、職員が自己研鑽に励むことを目的に、市主催の研修を年6回実施しています。

・施設整備等の良質な環境の確保

運営事業者による消耗品・備品購入、施設改修等の初期費用に関する補助を行っています。

・施設・事業の運営状況に関する評価・改善等

各運営事業者による苦情処理体制を築いています。また、定期的に利用者アンケートを実施し、運営改善につなげている運営事業者もあります。

・質の向上に対する取組

職員の平均在職年数が3年程度と定着しにくく、人材確保及び人材育成が課題となっています。



■取組内容

①質の高い幼児教育の推進

・幼児教育推進のための有識者会議

幼児教育推進のための有識者会議を年3回開催し、小学校就学前のすべての子どもを対象とした、さいたま市らしい、よりよい幼児教育の実現を目指して、実施あるいは実施予定の事業について助言をいただき、推進します。

・保幼小連携推進実務担当者会

保幼小連携推進実務担当者会を年5回開催し、有識者会議から示された事柄等について、現状や課題、具体的な解決策等を明らかにし、幼稚園・保育所等と小学校との連携を一層推進します。

・公開保育研究推進事業

幼稚園や保育所等で公開保育研究会を開催し、互いの保育を参観し合い、交流を深めることにより、相互理解と資質の向上を図ります。

・保育者小学校等体験研修事業

幼稚園・保育所等の保育者が、小学校や特別支援学校の授業を参観・体験し、小学校等の教員との交流を深めることにより、相互理解と資質の向上を図ります。

②質の高い保育の推進

・子育て支援センター（保育所併設型）事業

子育て家庭の負担感・不安感を緩和し、子どもが健やかに育つよう子育て家庭に交流の場を提供する「子育て支援センター（保育所併設型）」の拡充を図ります。

【目標値】

平成 25 年度	平成 31 年度
48 施設	54 施設

・病児保育事業

病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童を保育することのできる病児保育施設の拡充を図り、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

【目標値】

平成 25 年度	平成 31 年度
6 施設	11 施設

・保育コーディネーター事業

保育現場に長年携わった公立保育園の園長経験者からなる保育コーディネーターを各区役所に適正配置し、保護者や保育施設に対する相談支援の充実を図ります。

【目標値】

平成 25 年度	平成 31 年度
3 区配置	全区配置

③質の高い地域子ども・子育て支援事業の推進（放課後児童クラブ）

・職員の研修

効果的な人材育成を図るため、県において実施する資格取得のための研修を踏まえながら、カリキュラムに基づいた研修体制を検討します。

・施設整備等の良質な環境の確保

これまで同様、児童の安心安全を第一に施設整備を促進し、施設訪問により随時環境状況をチェックします。

・施設・事業の運営状況に関する評価・改善等

放課後児童クラブの運営事業者による自己評価を実施します。

・質の向上に対する取組

人材確保とその定着のための職員の処遇改善方策を検討し確立します。



4

(仮称) さいたま市子ども総合センター整備事業

【子ども総合センター開設準備室】

■重点プログラム

子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、さいたま市らしさを生かした中核施設として、(仮称)さいたま市子ども総合センターを整備します。

■趣旨・ねらい

家庭・学校内・本人の問題等が絡み合った、子どもの問題の複雑化、子育てに関する相談窓口の分かりづらさ、相談ニーズの増加といった課題への対応のために、専門機関が複数で総合的に対応し、相談者の利便性を高めるとともに、専門機関同士の連携のしやすさや効率を高めること、市域全体の相談対応力を向上させること、施設内外の子育て支援力を向上させることが必要です。

そのため、専門機関を集積し、連携を強化した専門相談機能、ワンストップ相談窓口を持つ総合相談機能、地域の子育て支援機能、企画・研究機能、世代間交流・活動拠点機能の5つの機能を備えた、子どもや子育て家庭を支援するための施設を整備します。

また、子育て中の親子や小学生・中高生にとって、居心地がよく、日常的に訪れることができる場所を整備し、親子同士、子ども同士の集い・交流を促します。相談窓口と付帯して交流の場を設置することにより、相談サービスを気軽に利用できるように工夫します。

■現状

①建設基本・実施設計の作成

平成21年度に「(仮称)さいたま市子ども総合センター基本構想」を策定し、平成24年度に「(仮称)さいたま市子ども総合センター基本計画」を策定しました。平成25年度より平成27年度までの3か年継続事業として建設基本・実施設計を行い、平成25年度は基本設計を作成しました。

②事業具体化調査の実施

幼稚園や保育所等の子育ての担い手に対し、本施設に対するニーズ調査を行い、その結果を設計へ反映しました。

③事業用地の調査・保守管理

事業用地の地質調査やレベル測量等を行うとともに、仮囲いを設置する等の適正な維持管理を行いました。

④IPW研修の実施

相談に関わる専門職、及び地域の子育て支援・子育て相談の担い手が、相談者本位の視点で各々の連携について理解し、多職種間でのサービスのコーディネートが

できるようにするために、専門相談機関職員を主な対象として I P Wについて研修会を実施しました。

⑤管理運営計画の策定

平成 26 年度に、基本計画に基づき、施設運営段階における管理運営計画を策定しました。

■取組内容

①建設実施設計の作成

建設基本設計に基づき、平成 27 年中に建設実施設計を作成します。

②建築・外構工事

平成 27 年度中に施工業者を選定のうえ建設工事を行い、平成 29 年に完成、同年度中に施設開設の予定です。

③事業用地の調査・保守管理

建設工事に必要な土壌調査を行うほか、建物の完成まで事業用地の適正な保守管理を行います。

④ I P W研修の実施

I P W研修は、本施設の相談対応の基本的な考え方として位置付けているため、継続して研修を実施します。



【(仮称) 子ども総合センターのコンセプト・方向性と施設機能イメージ】

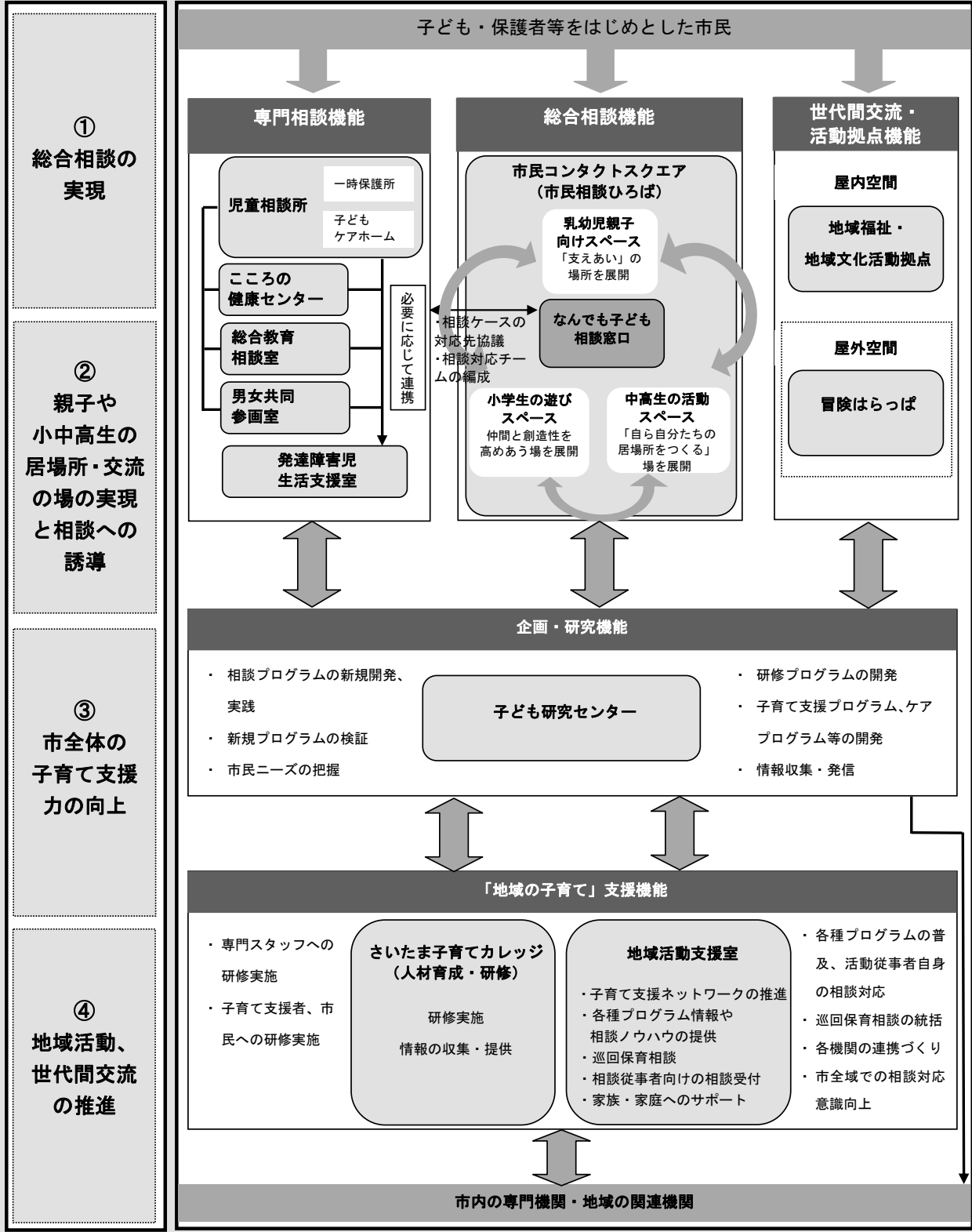
施設のコンセプト・方向性

子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の
子育て機能を総合的に支援する、さいたま市らしさを生かした中核施設

～市民・事業者・行政が絆で結ばれた子どもが輝くまちの実現を目指して～

施設の目的

施設機能イメージ



5

ひとり親家庭高等技能訓練促進費・生活支援給付金

【子育て支援政策課】

■重点プログラム

ひとり親家庭の父又は母が、経済的自立に効果的な資格を取得するため、2年以上養成機関などで修学する場合に高等技能訓練促進費を支給します。

また、平成25年度以降の入学者を対象に、高等技能訓練促進費の支給対象期間外となる修学3年目について、生活支援給付金を支給します。

■趣旨・ねらい

平成25年度に実施した、本計画の策定に係る基礎調査（ひとり親世帯調査）によると、さいたま市の母子世帯の平均年間収入は384万円、父子世帯の平均年間収入は663万円となっており、平成24年度国民生活基礎調査による児童のいる世帯に対し、それぞれ母子世帯は約5割（55.1%）、父子世帯は約9割（95.1%）程度の収入となっています。

この現状を鑑み、ひとり親家庭の経済的自立及び生活の安定を促進するため、高等技能訓練促進費及び生活支援給付金を支給することで、常勤での就職に結びつきやすい資格の取得を支援します。

■現状

ひとり親家庭高等技能訓練促進費は、平成24年度までの入学者については、修学期間の全期間（上限3年）支給されます。

しかし、平成25年度以降の入学者については、支給対象期間が縮小され、修学期間の全期間（上限2年）となりました。そのため、取得するために3年間養成機関で修学する必要がある資格は、修学期間の3年目について、高等技能訓練促進費が支給されません。

そのため、市の単独事業として生活支援給付金を給付することで、3年以上養成機関で修学する方が安心して修学できるよう、支援します。

<参考> 高等技能訓練促進費資格別支給者数

	看護師	准 看護師	歯科 衛生士	介護 福祉士	保育士	理学 療法士	作業 療法士	合計
平成23年度	31	29	5	1	4	2	0	72
平成24年度	29	29	4	2	4	2	0	70
平成25年度	25	15	1	0	1	2	1	45



■取組内容

①ひとり親家庭高等技能訓練促進費の支給

ひとり親家庭の父又は母が、経済的自立に効果的な資格を取得するため、2年以上養成機関などで修学する場合に高等技能訓練促進費を支給します。

②生活支援給付金の支給

平成 25 年度以降に入学したひとり親家庭の父又は母で、養成機関で3年以上修学する場合、高等技能訓練促進費の支給対象期間外となる修学期間の3年目について、生活支援給付金を支給します。

【目標値】

養成機関修了者の常勤就職・進学率

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
85%	85%	90%	90%	90%	90%

6

若者自立支援ルーム事業 【青少年育成課】

■重点プログラム

社会生活を営むうえで、困難を有する市内在住で30歳代までの子ども・若者を対象に、その個人の状態に合わせた様々な自立支援プログラムを実施し、その個人が目指す自立に向け支援を行います。

■趣旨・ねらい

支援の入口である各種相談窓口や、自立に向けた出口であるハローワークなどに対し、本施設は、毎日通え、様々な体験や経験を積める中間的支援の役割を担うことで、より円滑な自立が果たせることをねらいとします。

■現状

平成25年8月22日大宮区桜木町に開設した若者自立支援ルームの8月～3月までの利用状況は、見学者338名、相談者117名、利用者1,615名です。

様々な人と接し、経験や体験を積むことで、自立に向けての気づきやきっかけの機会となっており、実際にアルバイトや短期就労、復学に向けて勉強に励む利用者が出始めています。

■取組内容

①利用者数

年間の延べ利用者5,800人を目指します。

②新規整備

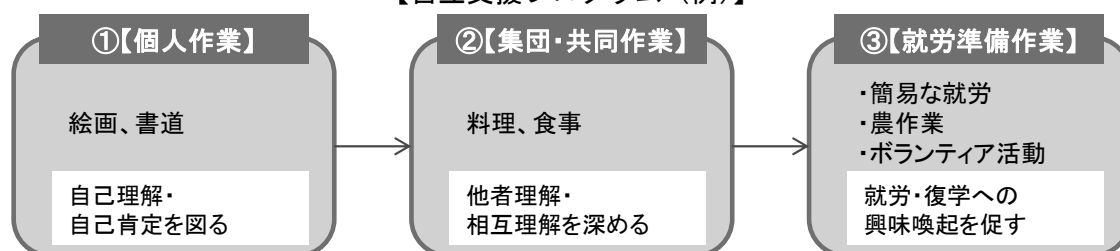
2か所目の若者自立支援ルームの開設に向けて、平成28年度以降に建築設計や建設工事を行います。

③自立支援プログラムの実施

その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを実施します。

例として、状態の重い者に対しては、個人作業（絵画や書道）を通じて自己理解、自己肯定を図ります。次の段階では、集団・共同作業として皆で料理を作り、食べるなど他者とのコミュニケーションを図り他者理解、相互理解を深めます。最終段階では、簡易な就労や農作業、ボランティア活動などを実施し、働くことへの興味喚起を支援します。

【自立支援プログラム（例）】





第5章 施策の展開



第5章 施策の展開

本章では、国により目標値（量の見込み・確保方策）の策定が義務付けられている事業について、下記のとおり記載しています。

この目標値は、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用状況・利用希望を把握するため市民に対し行った基礎調査の結果や、過去の実績から算出しています。

本市では、本計画の計画期間である平成27年度から平成31年度の5年間で、この目標値が達成できるよう、各種施策を推進していきます。

●各事業の目標値の見方

(例)

【提供区域：全市】

指標		延べ利用者数／施設数			単位	人／施設	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	9,850	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000
	確保方策	10	11	12	13	14	15

・提供区域

目標値の設定に使用する区域（範囲）。全市（市全体で1つの目標値を設定）と行政区（行政区ごとに目標値を設定）の2種類。

・指標

目標値に使用する指標。量の見込みと確保方策で指標が異なる場合は、「量の見込みの指標／確保方策の指標」と表記。

・単位

目標値に使用する単位。量の見込みと確保方策で単位が異なる場合は、「量の見込みの単位／確保方策の単位」と表記。

・目標値

計画期間である平成27年度から平成31年度までの、各年度の目標値。ただし、年度欄がH25又はH26である数値は、直近の実績値。

・量の見込み

市民の推計利用希望量（需要量）。

・確保方策

量の見込みが叶えられるよう、市が実施・提供する体制・施策等の整備量（供給量）。

1 乳幼児期の教育・保育の充実

(1) 教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所等を整備します。また、幼稚園・認可保育所・認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

1) 幼稚園・認定こども園 《幼児政策課・のびのび安心子育て課》

幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）で、教育を希望する3歳～小学校就学前までの児童に対して、幼稚園などの施設の必要量を確保し、教育・保育の提供体制を整えます。

【区域設定：行政区】

指標		利用者数			単位	人		
目標値		H27	H28	H29	H30	H31		
西区	量の 見込み	計	1,644	1,635	1,625	1,617	1,607	
		内 訳	1号認定	1,489	1,451	1,413	1,376	1,338
			2号認定	155	184	212	241	269
	確保方策		1,644	1,635	1,625	1,617	1,607	
北区	量の 見込み	計	2,003	1,975	1,946	1,918	1,889	
		内 訳	1号認定	1,895	1,847	1,798	1,750	1,701
			2号認定	108	128	148	168	188
	確保方策		2,003	1,975	1,946	1,918	1,889	
大宮区	量の 見込み	計	2,224	2,198	2,171	2,144	2,118	
		内 訳	1号認定	2,072	2,017	1,962	1,906	1,851
			2号認定	152	181	209	238	267
	確保方策		2,224	2,198	2,171	2,144	2,118	
見沼区	量の 見込み	計	2,045	2,027	2,007	1,988	1,968	
		内 訳	1号認定	1,898	1,853	1,807	1,762	1,716
			2号認定	147	174	200	226	252
	確保方策		2,045	2,027	2,007	1,988	1,968	
中央区	量の 見込み	計	1,020	1,014	1,006	1,000	992	
		内 訳	1号認定	930	907	883	860	836
			2号認定	90	107	123	140	156
	確保方策		1,020	1,014	1,006	1,000	992	



目標値			H27	H28	H29	H30	H31	
桜区	量の 見込 み	計	2,463	2,448	2,432	2,416	2,401	
		内 訳	1号認定	2,250	2,197	2,143	2,090	2,037
			2号認定	213	251	289	326	364
	確保方策		2,463	2,448	2,432	2,416	2,401	
浦和区	量の 見込 み	計	2,601	2,573	2,545	2,518	2,490	
		内 訳	1号認定	2,402	2,336	2,270	2,204	2,138
			2号認定	199	237	275	314	352
	確保方策		2,601	2,573	2,545	2,518	2,490	
南区	量の 見込 み	計	2,258	2,230	2,211	2,184	2,162	
		内 訳	1号認定	2,100	2,044	1,994	1,940	1,888
			2号認定	158	186	217	244	274
	確保方策		2,258	2,230	2,211	2,184	2,162	
緑区	量の 見込 み	計	2,192	2,171	2,149	2,128	2,107	
		内 訳	1号認定	2,025	1,973	1,920	1,868	1,816
			2号認定	167	198	229	260	291
	確保方策		2,192	2,171	2,149	2,128	2,107	
岩槻区	量の 見込 み	計	2,545	2,539	2,533	2,527	2,521	
		内 訳	1号認定	2,284	2,235	2,186	2,136	2,087
			2号認定	261	304	347	391	434
	確保方策		2,545	2,539	2,533	2,527	2,521	
全市 (合計)	量の 見込 み	計	20,995	20,810	20,625	20,440	20,255	
		内 訳	1号認定	19,345	18,860	18,376	17,892	17,408
			2号認定	1,650	1,950	2,249	2,548	2,847
	確保方策		20,995	20,810	20,625	20,440	20,255	

2) 保育所等（3～5歳児） ≪幼児政策課・のびのび安心子育て課≫

待機児童が多く、保育需要の高い地域を中心に、保護者の就労などの事由により保育を必要とする3歳～小学校就学前までの児童を保育するため、認可保育所などの新設や定員増を進め、待機児童の解消を目指します。

【区域設定：行政区】

指標		定員			単位	人	
目標値		H26	H27	H28	H29	H30	H31
西区	量の見込み		588	618	647	657	667
	確保方策	564	587	617	647	657	667
北区	量の見込み		1,354	1,408	1,462	1,480	1,498
	確保方策	1,311	1,354	1,408	1,462	1,480	1,498
大宮区	量の見込み		985	1,026	1,068	1,082	1,096
	確保方策	952	984	1,026	1,068	1,082	1,096
見沼区	量の見込み		1,142	1,165	1,189	1,196	1,203
	確保方策	1,123	1,141	1,165	1,189	1,196	1,203
中央区	量の見込み		998	1,030	1,062	1,072	1,082
	確保方策	973	998	1,030	1,062	1,072	1,082
桜区	量の見込み		960	986	1,013	1,022	1,031
	確保方策	939	959	986	1,013	1,022	1,031
浦和区	量の見込み		1,212	1,278	1,343	1,366	1,389
	確保方策	1,153	1,207	1,275	1,343	1,366	1,389
南区	量の見込み		1,679	1,777	1,875	1,909	1,943
	確保方策	1,593	1,673	1,774	1,875	1,909	1,943
緑区	量の見込み		892	925	958	969	980
	確保方策	860	888	923	958	969	980
岩槻区	量の見込み		726	738	749	753	757
	確保方策	717	725	737	749	753	757
全市 (合計)	量の見込み		10,536	10,951	11,366	11,506	11,646
	確保方策	10,185	10,516	10,941	11,366	11,506	11,646

※定員：認可保育所、認定こども園（保育所部分）、ナーサリールーム、家庭保育室、地域型事業所内保育施設の合計定員



3) 保育所等（0～2歳児） 《幼児政策課・のびのび安心子育て課》

待機児童が多く、保育需要の高い地域を中心に、保護者の就労などの事由により保育を必要とする0歳～2歳までの児童を保育するため、認可保育所や地域型保育事業などの新設や定員増を進め、待機児童解消を目指します。

【区域設定：行政区】

【0歳児】

指標		定員			単位	人			
目標値		H26	H27	H28	H29	H30	H31		
西区	量の見込み			82	97	113	118	123	
	確保 方針 訳	計	69	81	97	113	118	123	
		内 訳	認可保育所等		81	91	107	112	117
			地域型保育		0	6	6	6	6
北区	量の見込み			249	277	305	314	323	
	確保 方針 訳	計	226	249	277	305	314	323	
		内 訳	認可保育所等		243	265	287	290	293
			地域型保育		6	12	18	24	30
大宮区	量の見込み			169	190	211	219	227	
	確保 方針 訳	計	151	169	190	211	219	227	
		内 訳	認可保育所等		163	178	193	195	197
			地域型保育		6	12	18	24	30
見沼区	量の見込み			195	207	219	223	227	
	確保 方針 訳	計	186	195	207	219	223	227	
		内 訳	認可保育所等		189	195	201	201	201
			地域型保育		6	12	18	22	26
中央区	量の見込み			176	192	209	215	220	
	確保 方針 訳	計	163	176	192	209	215	220	
		内 訳	認可保育所等		176	192	203	209	214
			地域型保育		0	0	6	6	6
桜区	量の見込み			132	146	160	165	170	
	確保 方針 訳	計	121	132	146	160	165	170	
		内 訳	認可保育所等		132	140	154	159	164
			地域型保育		0	6	6	6	6

目標値			H26	H27	H28	H29	H30	H31	
浦和区	量の見込み			221	257	292	304	316	
	確保 方策	計	193	220	256	292	304	316	
		内 訳	認可保育所等		214	238	262	268	274
			地域型保育		6	18	30	36	42
南区	量の見込み			307	360	412	429	446	
	確保 方策	計	266	307	360	412	429	446	
		内 訳	認可保育所等		301	342	382	393	404
			地域型保育		6	18	30	36	42
緑区	量の見込み			172	189	206	212	218	
	確保 方策	計	156	170	188	206	212	218	
		内 訳	認可保育所等		170	182	194	200	206
			地域型保育		0	6	12	12	12
岩槻区	量の見込み			106	112	118	120	122	
	確保 方策	計	101	106	112	118	120	122	
		内 訳	認可保育所等		106	112	112	114	116
			地域型保育		0	0	6	6	6
全市 (合計)	量の見込み			1,809	2,027	2,245	2,319	2,392	
	確保 方策	計	1,632	1,805	2,025	2,245	2,319	2,392	
		内 訳	認可保育所等		1,775	1,935	2,095	2,141	2,186
			地域型保育		30	90	150	178	206
	保育利用率			15.1%	18.3%	20.8%	23.3%	24.3%	25.2%

※認可保育所等：認可保育所、認定こども園（保育所部分）、ナーサリールーム、家庭保育室、地域型事業所内保育施設



【1～2歳児】

指標		定員			単位	人			
目標値		H26	H27	H28	H29	H30	H31		
西区	量の見込み			356	413	470	489	508	
	確保 方針 策	計	310	356	413	470	489	508	
		内 訳	認可保育所等		356	400	457	476	495
			地域型保育		0	13	13	13	13
北区	量の見込み			928	1,033	1,138	1,174	1,210	
	確保 方針 策	計	845	928	1,033	1,138	1,174	1,210	
		内 訳	認可保育所等		915	1,007	1,099	1,122	1,145
			地域型保育		13	26	39	52	65
大宮区	量の見込み			685	766	847	875	903	
	確保 方針 策	計	615	681	764	847	875	903	
		内 訳	認可保育所等		668	738	808	823	838
			地域型保育		13	26	39	52	65
見沼区	量の見込み			773	817	862	877	892	
	確保 方針 策	計	734	770	816	862	877	892	
		内 訳	認可保育所等		757	790	823	825	827
			地域型保育		13	26	39	52	65
中央区	量の見込み			658	720	782	803	824	
	確保 方針 策	計	608	656	719	782	803	824	
		内 訳	認可保育所等		656	719	769	790	811
			地域型保育		0	0	13	13	13
桜区	量の見込み			518	570	623	640	657	
	確保 方針 策	計	473	515	569	623	640	657	
		内 訳	認可保育所等		515	556	610	627	644
			地域型保育		0	13	13	13	13
浦和区	量の見込み			934	1,063	1,191	1,235	1,279	
	確保 方針 策	計	811	917	1,054	1,191	1,235	1,279	
		内 訳	認可保育所等		904	1,015	1,126	1,157	1,188
			地域型保育		13	39	65	78	91
南区	量の見込み			1,188	1,381	1,573	1,638	1,703	
	確保 方針 策	計	1,009	1,167	1,370	1,573	1,638	1,703	
		内 訳	認可保育所等		1,154	1,331	1,508	1,560	1,612
			地域型保育		13	39	65	78	91

目標値			H26	H27	H28	H29	H30	H31	
緑区	量の見込み			595	660	724	746	768	
	確保 方策	計	530	584	654	724	746	768	
		内 訳	認可保育所等		584	641	698	720	742
			地域型保育		0	13	26	26	26
岩槻区	量の見込み			380	403	427	434	441	
	確保 方策	計	351	373	400	427	434	441	
		内 訳	認可保育所等		373	400	414	421	428
			地域型保育		0	0	13	13	13
全市 (合計)	量の見込み			7,015	7,826	8,637	8,911	9,185	
	確保 方策	計	6,286	6,947	7,792	8,637	8,911	9,185	
		内 訳	認可保育所等		6,882	7,597	8,312	8,521	8,730
			地域型保育		65	195	325	390	455
	保育利用率			28.3%	31.2%	36.3%	42.5%	44.3%	46.1%

※認可保育所等：認可保育所、認定こども園（保育所部分）、ナーサリールーム、家庭保育室、地域型事業所内保育施設



(2) 教育・保育の一体的提供・連携の推進

幼稚園と保育所の機能や長所をあわせ持ち、教育・保育を一体的に提供する認定こども園の普及を図ります。また、幼稚園・保育所等・小学校の連携を推進します。

4) 認定こども園の普及 《のびのび安心子育て課》

幼稚園が多い本市の特徴に鑑み、既存幼稚園による幼保連携型認定こども園への移行を中心に、幼稚園型認定こども園も含めた、既存幼稚園の受け入れ枠を活用しつつ保育の受け皿を拡大していく方向で認定こども園の普及を図ります。

5) 保幼小連携推進事業 《幼児政策課》

さいたま市幼児教育推進のための有識者会議の専門部会として、市内の幼稚園・保育所等と小学校の関係職員による保幼小連携推進実務担当者会を設置し、有識者会議から示された事柄等について、現状や課題、具体的な解決策等を明らかにし、幼稚園・保育所等と小学校との連携を一層推進します。

6) 公開保育研究推進事業 《幼児政策課》

幼稚園や保育所等で公開保育研究会を開催し、互いの保育を参観し合い、幼稚園・保育所等と小学校の交流を深めることにより、相互理解と資質の向上を図ります。

7) 保育者小学校等体験研修事業 《幼児政策課》

幼稚園・保育所等の保育者が、小学校や特別支援学校の授業を参観・体験し、小学校等の教員との交流を深めることにより、相互理解と資質向上を図ります。

8) 幼稚園・保育所等と小学校の連携 《指導1課》

小学校教諭が、保育所保育士や幼稚園教諭と情報交換や保育参観をすることにより、保育所・幼稚園の教育内容について理解を深め、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ります。

2 地域における子育て支援の充実

(1) 多様なニーズに応じた保育・子育て支援事業の充実

放課後児童クラブや子育て支援センター事業、一時預かり事業、病児保育事業など、子育て家庭の多様なニーズに応じた、多様な保育・子育て支援事業を充実させます。

9) 放課後児童クラブ 《青少年育成課》

小学校に就学している児童の保護者が、就労等により児童を保育できない場合に、放課後等に家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援を図ります。

放課後児童クラブの待機児童の解消は喫緊の課題となっていますが、児童福祉法の改正に伴い、平成27年度からは公設クラブの対象児童が全学年に拡大されるため、民設クラブの整備をより積極的に進め、待機児童の解消を図ります。

また、毎年度、関係部局と協議の上で新たな活用可能校の選定を行い、学校、地域との連携のもと、余裕教室の活用を引き続き推進します。さらに、国が推進している18時半以降の開所について、引き続き実施します。

【区域設定：行政区】

指標		受入可能児童数			単位	人	
目標		H26	H27	H28	H29	H30	H31
西区	量の見込み		614	619	630	633	629
	確保方策	512	574	599	630	633	629
北区	量の見込み		1,117	1,124	1,136	1,144	1,136
	確保方策	1,099	1,045	1,089	1,136	1,144	1,136
大宮区	量の見込み		738	745	758	762	763
	確保方策	729	690	721	758	762	763
見沼区	量の見込み		1,047	1,062	1,081	1,086	1,084
	確保方策	973	979	1,028	1,081	1,086	1,084
中央区	量の見込み		701	721	732	735	733
	確保方策	641	656	698	732	735	733
桜区	量の見込み		849	859	873	879	873
	確保方策	764	794	832	873	879	873
浦和区	量の見込み		1,107	1,124	1,139	1,144	1,138
	確保方策	1,011	1,035	1,089	1,139	1,144	1,138
南区	量の見込み		1,178	1,186	1,204	1,209	1,195
	確保方策	977	1,101	1,149	1,204	1,209	1,195
緑区	量の見込み		911	936	948	951	944
	確保方策	830	852	906	948	951	944



目標		H26	H27	H28	H29	H30	H31
岩槻区	量の見込み		880	901	916	920	917
	確保方策	687	823	872	916	920	917
全市 (合計)	量の見込み		9,142	9,277	9,417	9,463	9,412
	確保方策	8,223	8,549	8,983	9,417	9,463	9,412

10) 時間外保育（延長保育）事業 《保育課》

保護者の就労形態の多様化や通勤の長時間化等に伴い、11 時間の開所時間を超えて必要とされる、保育需要に対応します。

【区域設定：全市】

指標		延べ利用者数／施設数			単位	人／施設	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	312,393	366,000	410,000	454,000	460,000	466,000
	確保方策	145	163	178	193	195	197

11) 子どもショートステイ事業 《子育て支援政策課》

乳児から小学校修了までの児童の保護者が、疾病、疲労、怪我、看護、冠婚葬祭、出張、災害等などの理由により、家庭での養育が一時的に困難になったとき、児童養護施設等で、児童を短期間預かることにより、緊急時における子育て負担の解消を図ります。

【区域設定：全市】

指標		延べ利用者数／施設数			単位	人／施設	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	51	70	70	70	70	70
	確保方策	5	6	6	6	6	6

12) トワイライトステイ事業 《保育課》

保護者が仕事や緊急の所用により、夜間に不在となり、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童を一時的に預かります。

【区域設定：全市】

指標		延べ利用者数／施設数			単位	人／施設	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	164	220	220	220	220	220
	確保方策	2	2	2	2	2	2

13) 子育て支援センター（単独型）事業 《子育て支援政策課》

子育て家庭の負担感、不安感を軽減するため、市内に10施設ある子育て支援センター（単独型）において、育児相談や保護者の交流が気軽にできる仕組みや場所を提供することで、地域の子育て支援機能の充実を図り、子どもの健やかな育ちを促進します。

【区域設定：全市】

指標		延べ利用者数／施設数			単位	人／施設	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	239,536	373,000	440,000	507,000	574,000	641,000
	確保方策	10	10	10	10	10	10

14) 子育て支援センター（保育所併設型）事業 《保育課》

保育所を地域の子育て家庭に開放し、子育てに関する相談指導や、交流の場を提供することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。

【区域設定：全市】

指標		延べ利用者数／施設数			単位	人／施設	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	119,934	139,000	150,000	161,000	172,000	183,000
	確保方策	48	50	51	52	53	54

15) のびのびルーム事業 《子育て支援政策課》

子育て中の保護者と3歳未満の子どもの遊び場・交流の場として、学校開校日の午前9時から12時まで、放課後児童クラブを無料で開放することで、親子で一緒に遊んだり、子育てに悩む親同士が語り合える場を類似施設と整理・統合を行いながら整備し、核家族世帯にある子育て家庭の孤立化を防止するとともに、乳幼児の健全育成と公共施設の有効活用を図ります。

【区域設定：全市】

指標		延べ利用者数／施設数			単位	人／施設	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	54,603	65,000	71,000	77,000	83,000	89,000
	確保方策	34	33	33	33	33	33

**16) 預かり保育事業（幼稚園） 《幼児政策課》**

市内に104施設ある私立幼稚園（認定こども園含む）において、正規の教育時間の前後に預かり保育を行うことで、就労を希望する保護者に、幼稚園という選択肢を提供し、保育の受け入れ先を拡大します。

【区域設定：全市】

指標		延べ利用者数／施設数			単位	人／施設	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	220,589	227,000	229,000	230,000	232,000	233,000
	確保方策	83	85	86	87	88	89

17) 一時預かり事業（保育所） 《保育課》

保護者の就労形態の多様化、傷病、入院、及び保護者の育児疲れの解消等に対応するため、一時的に保育を必要とする児童を保育所において預かります。

【区域設定：全市】

指標		延べ利用者数／施設数			単位	人／施設	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	36,892	37,200	37,700	38,200	38,700	39,200
	確保方策	62	69	70	71	72	73

18) 一時預かり事業（単独型子育て支援センター） 《子育て支援政策課》

子育て支援事業としての一時預かりを単独型子育て支援センターにおいて実施することにより、保護者の子育てに起因する心理的・身体的負担の軽減を図り、子どもの健やかな育ちを促進します。

【区域設定：全市】

指標		延べ利用者数／施設数			単位	人／施設	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	1,061	1,100	1,600	2,300	2,300	2,300
	確保方策	1	1	2	3	3	3

19) 病児保育事業 《保育課》

認可保育所等に通所中の児童が、病気又は病気の回復期にあつて、保育施設での集団保育が困難な期間に、医療機関等に併設した専用スペースにおいて一時的に保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。

【区域設定：全市】

指標		延べ利用者数／施設数			単位	人／施設	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	2,662	3,200	3,400	3,700	4,100	4,400
	確保方策	6	8	9	10	10	11

20) ファミリー・サポート・センター運営事業 《子育て支援政策課》

育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）の相互援助活動により、子どもの預かりや保育施設などへの送迎を行うことで、子どもを持つすべての家庭が安心して育児・仕事を続けられる環境を整備し、地域の子育て支援の推進を図ります。

【区域設定：全市】

指標		延べ利用者数／提供会員数			単位	人	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	16,148	17,500	18,300	19,000	19,500	20,000
	確保方策	848	885	910	930	950	970

21) 子育て緊急サポート事業 《子育て支援政策課》

育児の援助を受けたい方（利用会員）と育児の援助を行いたい方（サポート会員）の相互援助活動により、病児の預かりや宿泊を伴う子どもの預かりなどを行うことで、地域の子育て支援の推進を図ります。

【区域設定：全市】

指標		延べ利用者数／サポート会員数			単位	人	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	1,829	1,900	2,000	2,000	2,100	2,100
	確保方策	96	100	103	106	109	112



22) 多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営 《のびのび安心子育て課》

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、多様な事業者（株式会社、NPO法人など）の能力を活用した施設の設置や運営を促進します。

(2) 子育て相談・情報提供の充実

子育て支援総合コーディネート事業や保育コンシェルジュ事業、保育コーディネーター事業などを推進し、各子育て家庭が必要とする支援を選択して利用できるよう、充実した情報の提供や、相談・援助などを実施します。また、妊婦健康診査をはじめ、妊娠期から出産後に続く一貫した支援を実施します。

23) (仮称) さいたま市子ども総合センター整備事業**《子ども総合センター開設準備室》**

子ども・家庭をとりまく課題に総合的に取り組み、子ども・家庭、地域の子育て機能を総合的に支援する、さいたま市らしさを生かした中核施設として、(仮称)さいたま市子ども総合センターを整備するため、平成27年度から建設工事を行い、平成29年度中の施設開設を目指します。

24) 子育て支援総合コーディネート事業 《子育て支援政策課》

子育て家庭や子育て支援関係者の最も高いニーズは、「いつ・どこで・誰が・どんな事を行っているのか」という情報であることが再認識されたことから、市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していく体制作りを行います。

【区域設定：全市】

指標		箇所数			単位	か所	
目標値	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み		1	11	11	11	11
	確保方策	1	1	11	11	11	11

25) 保育コンシェルジュ事業 《幼児政策課》

保育コンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者からの保育施設に関する相談を受け、保護者の就労状況やニーズを踏まえながら、保育所や幼稚園、一時預かり保育、幼稚園の預かり保育等、情報の提供を行います。

また、保育所に入所できなかった世帯への情報提供や状況確認を行うことで、保護者のニーズに沿えるようアフターフォローを行います。

【区域設定：全市】

指標		保育コンシェルジュの人数			単位	人	
目標値	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	10	10	10	—	—	—
	確保方策	10	10	10	—	—	—



26) 保育コーディネーター事業 《保育課》

保護者や保育施設に対する相談支援や、行政と保育施設または保育施設相互の連携強化のため、各区役所支援課に公立保育園の園長経験者からなる保育コーディネーターを配置し、地域における保育施設の質の向上を図ります。

27) 妊婦健康診査事業 《地域保健支援課》

妊娠中の異常を早期に発見するとともに、心身ともに母体の健康を保ち胎児の健全な発育を促すため、健康診査費用の一部助成を行います。

【区域設定：全市】

指標		件数			単位	件	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み		10,192	10,104	10,035	9,978	9,940
	確保方策	10,860	10,192	10,104	10,035	9,978	9,940

28) 出産前教室事業 《地域保健支援課》

初産の妊婦とその夫等を対象に、母体の健康の保持・増進、育児知識の習得、妊娠中の交流の場の提供など、妊娠・出産・育児に関する情報を提供し、協力して育児に取り組むことができるよう、講義や実習を行います。

29) 妊産婦・新生児訪問指導事業 《地域保健支援課》

妊婦健康診査の結果、保健指導が必要とされた妊婦、出生連絡票により訪問希望のあった新生児、乳児及びその保護者（里帰り出産を含む）を対象とし、妊産婦・新生児及び乳児の健康増進と育児不安の軽減を図るため助産師・保健師等が訪問指導を実施します。

【区域設定：全市】

指標		訪問件数			単位	件	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み		10,320	10,400	10,520	10,640	10,780
	確保方策	11,773	10,320	10,400	10,520	10,640	10,780

30) ハローエンゼル訪問事業 《子育て支援政策課》

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭のうち、産婦・新生児訪問等を利用しなかった家庭を、民生委員・児童委員や保健愛育会員などの子育て支援経験者が訪問し、子育てに関する不安や悩みの相談や子育て支援の情報提供を行います。

【区域設定：全市】

指標		実施件数／実施体制・機関			単位	件	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	量の見込み	4,616	4,570	4,410	4,260	4,110	3,980
	確保方策	実施体制 72人 実施機関 子育て支援 政策課	実施体制 75人 実施機関 子育て支援 政策課	実施体制 75人 実施機関 子育て支援 政策課	実施体制 75人 実施機関 子育て支援 政策課	実施体制 75人 実施機関 子育て支援 政策課	実施体制 75人 実施機関 子育て支援 政策課

再掲) 子育てヘルパー派遣事業 → 98 ページに掲載

再掲) 子ども虐待予防家庭訪問事業 → 98 ページに掲載

31) 乳幼児健康診査事業 《地域保健支援課》

乳幼児の育児支援及び疾病等の早期発見のため、各種健康診査を実施します。また、乳幼児健康診査後の保健指導や、未受診フォローを行います。

32) 育児相談事業 《地域保健支援課》

子どもの発育・発達を促し、保護者の不安の軽減を図るため、適切な保健指導を行います。

33) 子育て支援医療費助成事業 《年金医療課》

少子化問題への対策及び子育て家庭の経済的負担の軽減という観点から、乳幼児・児童の健やかな育成を図り、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境づくりの推進に資するため、乳幼児・児童にかかる健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。

34) さいたま子育てWEB事業 《子育て支援政策課》

子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していく体制作りを行うことを目的として、子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベントなどの様々な情報の提供や、メールによる育児相談、市民からの書き込み掲示板などの利用者参加型のメニューを組み込んだWebサイトを構築、運営します。



35) 子育て支援ネットワーク事業 《子育て支援政策課》

様々な情報や支援策を保護者や子どもたちが効果的・効率的に活用できる環境整備、家庭や地域における育児力の向上とよりよい子育て・子育て環境の整備を進めるため、子育て支援ネットワーク会議を開催します。

36) 子育て応援ブック事業 《子育て支援政策課》

市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していく体制作りを行うことを目的として、市内の官民の子育て支援情報を集約し掲載した「子育て応援ブック」を発行します。また、「子育て応援ブック」から抜粋した子育て情報などを盛り込んだ「子育て応援ブック外国語版」を作成します。

37) 子育てきっかけ応援ブック事業 《子育て支援政策課》

市内の子育てに関する情報を一元的に把握し、発信していく体制作りを行うことを目的として、地域の子育て関連施設・子育てサークル情報などを取りまとめた「子育てきっかけ応援ブック」を作成します。

38) ブックスタート事業 《子育て支援政策課》

赤ちゃんと保護者が絵本を通じて楽しいひと時をもち、親子の絆を深め「心の通い合う人間関係」を創造する一助とするため、各区に1か所設置している単独型子育て支援センターにおいて、開館時間中随時、絵本の配布を行います。

39) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進事業

《子育て支援政策課、男女共同参画課、契約課、経済政策課、労働政策課》

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のため、市民・企業等に対し、仕事と生活の調和に関する情報・関係法令等の提供・啓発や、講座の開催、認証制度の実施、入札制度における優遇措置等を行います。

3 専門的な知識・技術を要する支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の発生予防や援助に関する職員の能力を向上させるとともに、要保護児童対策地域協議会事業や子ども虐待予防家庭訪問事業、24時間・365日体制強化事業などの施策を推進することで、児童虐待の防止と早期発見、早期対応を図ります。

再掲) (仮称) さいたま市子ども総合センター整備事業 → 93 ページに掲載

40) 要保護児童対策地域協議会事業 《子育て支援政策課》

虐待を受けた子どもをはじめとする、保護を要する子どもの情報交換や、支援を行うための協議を行う要保護児童対策地域協議会を充実させ、関係機関の連携強化を図り、虐待の早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うとともに、家族再統合を円滑に図るための体制を整えます。

41) 家庭児童相談事業 《子育て支援政策課》

子どものしつけや生活習慣、学校生活、非行などに関する相談を相談員が受け付け、子育てに関する不安を解消します。

42) 児童相談所における支援 《児童相談所》

増加する児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応を確保するため、関係機関と連携を深め、専門性を高めるための職員の育成を行い、あらゆる児童相談に対応できる体制を推進します。

43) 虐待の発生予防・援助における職員の能力の向上 《児童相談所》

急増する児童虐待相談に対応するため、児童相談所の職員の専門性を強化するとともに、各区支援課等を交えた研修の充実を進めるほか、地域の主任児童委員等を対象にした研修を実施し、虐待予防の充実を図ります。

44) 児童虐待防止啓発事業 《子育て支援政策課》

オレンジリボンキャンペーンの実施などにより、虐待防止の啓発を図り、児童虐待のない社会づくりを推進します。



45) 子育てヘルパー派遣事業 《子育て支援政策課》

体調不良で、昼間、家事や育児の手伝いをしてくれる方がいないなど、妊娠中や産褥期を含め、一定条件を満たす子育て家庭に保護者の在宅時にヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行うことにより、体調不良時における子育て負担の軽減を図ります。

また、保健所・保健センターが実施する各種母子保健事業により、虐待予防の視点から把握された養育支援が必要である家庭に対してヘルパーを派遣し、家事・育児援助を行います。

【区域設定：全市】

指標		実施事業者数			単位	者	
目標値	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	確保方策		1	2	2	2	2

46) 子ども虐待予防家庭訪問事業 《地域保健支援課》

子育ての不安や虐待のおそれ、そのリスクを抱える家庭に対し、子ども家庭支援員を派遣し、子育て等の相談・支援を行うことにより、地域における児童虐待発生予防を図ります。

【区域設定：全市】

指標		支援目標の達成率			単位	%	
目標値	年度	H25	H27	H28	H29	H30	H31
	確保方策		78.8	90	90	90	90

再掲) ハローエンゼル訪問事業 → 95 ページに掲載

47) 24 時間・365 日体制強化事業 《児童相談所》

児童虐待の早期発見と早期対応を強化するとともに、48 時間以内の児童の安全確認を実施していくため、24 時間児童虐待通告電話による夜間休日を問わずいつでも通告・相談に応じる体制の充実強化を図ります。

48) 社会福祉審議会児童虐待検証専門分科会 《子育て支援政策課》

重篤な児童虐待事例が発生した際に、同様の事例の再発防止に向けて審議し、抽出された問題点や課題などを踏まえ、その解決に向けた具体的な対策について、報告書をもって提言します。

(2) 社会的養護施策の充実

様々な事情により家庭での養育が困難な子どもを入所させ、その自立を支援する児童養護施設等を整備するほか、里親委託の推進や里親への支援の充実を図ります。

49) 里親制度 《児童相談所》

里親になるための、里親公開講座等を継続的に企画・実施し、里親の登録数を増やし、里親委託を推進します。また、里親基礎研修・更新研修等を実施し里親の資質の向上を図るとともに、里親応援の集いの開催や里親委託推進員の配置等により里親の支援を図ります。

50) 児童養護施設等整備推進事業 《子育て支援政策課》

家庭における養育が困難な児童等を、家庭的な環境で養育、自立支援するため、児童養護施設の本体施設の小規模化や施設機能の地域分散化等を推進し、家庭的養護の充実を図ります。また、養育単位が小規模化された乳児院を整備するなど、施設の特性と役割を踏まえた適切な養育体制を構築し、社会的養護の充実を図ります。

51) 母子生活支援施設事業 《子育て支援政策課》

18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が、生活上の問題のため子どもの養育が十分にできない場合に、母子生活支援施設において母子の生活を支援します。また、入所者が自立し退所できるように支援体制を強化するとともに、すべての母子家庭の方が安心・安定した環境で子育てができるよう支援します。

52) 児童虐待防止家族支援事業 《児童相談所》

虐待を受けた子どもとその保護者等の家族再統合への取組の充実を図るため、精神科医師や弁護士及び専門家に助言を受け、相談援助活動の充実を図ります。また、家族支援のための評価やプログラムによる家族再統合の促進を図ります。



(3) 障害児施策の充実

障害のある子どもや特別な支援が必要な子どもが年々増加傾向にあるなか、今後は小児医療センターがさいたま新都心に移転することに伴い、さらなる増加が見込まれます。

特に、乳幼児期は早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要とされ、早期発見・早期支援の対応が求められており、さまざまな障害児施策の必要性がますます高まっています。これらに対応するため「さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会」からの提言も踏まえ、専門的な医療や療育を提供する総合療育センターの体制を強化して、子どもや保護者への支援の充実を図ります。

また、住み慣れた地域で安心して過ごせるように保育所等や放課後児童クラブにおいて障害児の受け入れを拡充します。

再掲) 乳幼児健康診査事業 → 95 ページに掲載

53) 総合療育センター事業 <総合療育センターひまわり学園総務課>

医療・福祉が一体となって行う障害児等の早期診断・早期治療、障害に応じた訓練・指導及び家庭支援を継続して実施するために、さいたま市発達障害者支援体制整備検討委員会からの提言を踏まえ、診察や療育を受けるまでの待ち期間の短縮や、療育センター機能の見直しを図ります。

また、障害児やその保護者が地域で安心して生活できるよう、診療所や児童発達支援センターの専門職員数の適正な配置を図り、複数専門職員による保育所・幼稚園等への訪問支援、保健センター主催の親子教室への協力及び特別支援教育相談センターや小学校との連携を図る地域支援を実施し、障害児の福祉の増進を図ります。

54) 特別支援事業 <幼児政策課>

幼稚園に通園する障害児やその疑いのある幼児を対象に、補助職員の採用や特別支援に必要な用具の設置や教諭の研修等、園運営の円滑化や保育環境の充実に資することを目的に助成を行います。

また、臨床心理士等を希望する幼稚園に派遣し、対象幼児の行動観察を行ったうえで、保育やクラス運営に関する相談を受ける等、担当教諭のみならず園全体の保育の質の向上を図ります。

55) 保育施設等における障害児保育の推進 《保育課》

障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対し、より多くの認可保育所等での受け入れを拡大し、専門的な知識・技術を有する療育機関（総合療育センターひまわり学園等）と連携した保育の充実に努め、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、子どもの健やかな育ちを目指します。

さらに、個々の発達状況や個性を踏まえながら、集団保育の中で成長を支援できるよう専門職員による巡回指導等の対象施設を拡充し、障害の特性に配慮した体制の整備を推進します。

また、認可保育所等における障害児の受け入れを実施するに当たり、必要となる保育士の確保等が円滑に行えるように補助制度の充実に努め、様々な障害に対応するための専門知識等に関する研修を実施するなど、保育士の資質向上と質の高い障害児保育を推進します。

56) 放課後児童クラブにおける障害児保育の推進 《青少年育成課》

障害のある児童が住み慣れた地域で安心して放課後を過ごすことができるよう、すべての放課後児童クラブにおいて受入体制を整えます。

公設放課後児童クラブにおいては、定員に障害のある児童の優先受入枠を設けます。

民設放課後児童クラブにおいては、「さいたま市放課後児童健全育成事業実施要綱」及び「さいたま市放課後児童健全育成事業委託実施基準」に基づき、障害のある児童を受け入れるクラブに対する職員の加配、委託料の増額を行うとともに、バリアフリー等の施設改修費を助成します。

また、障害児支援に関する研修を実施するほか、専門知識を備えた職員による保育相談を実施し、障害のある児童のみならず、特別な支援が必要な児童の保育を行うクラブを支援します。

57) 発達障害者支援センターの充実 《障害者総合支援センター》

これまで相談の受け皿が乏しく、支援方法の未確立な成人期（当事者及び家族、支援者）の相談支援の充実に努めます。同時に普及啓発活動や連絡協議会の開催等を通じ、地域支援体制の構築を推進します。また、思春期から成人期にわたる発達障害に特化した居場所・日中体験活動の場を創出し、発達障害者の社会参加の向上を図ります。さらに二次障害予防として高校生年代の支援を見直し、思春期支援体制の整備に努めます。

58) 自立支援医療（育成医療）給付 《疾病予防対策課》

身体に障害のある子どもまたは、現存する病気を放置すると障害を残すと認められる子どもであって、確実な治療効果が期待できる場合に、医療費の給付及び補装具費の給付を実施します。



4 ひとり親家庭等への支援の充実

(1) 子育て・生活の場の支援

ひとり親家庭等が、子育てと就業・就業のための訓練を安心して両立できるよう、保育所・放課後児童クラブへの優先入所や、保育・子育て支援の提供など、子育てや生活面での支援を実施します。

再掲) ファミリー・サポート・センター運営事業 → 91 ページに掲載

59) 保育所の優先入所 《保育課》

ひとり親家庭等の子育てと仕事の両立を支援するため、ひとり親家庭等の子どもが優先的に保育所へ入所できるよう配慮します。

60) 放課後児童クラブの優先入所 《青少年育成課》

ひとり親家庭等が、子育てと仕事の両立を図ることができ、生活の安定と自立を促進するために、放課後児童クラブの入室における審査基準点の加点などによる優遇措置を講じます。

再掲) 母子生活支援施設事業 → 99 ページに掲載

61) 市営住宅における母子世帯等の優先入居 《住宅課》

市営住宅の定期募集に際し、母子世帯等の社会的弱者の当選確率を優遇し、居住の安定を図ります。

62) さいたま市入居支援制度 《住宅課》

民間賃貸住宅への入居を拒まれがちな高齢者、障害者、ひとり親世帯等に対し、賃貸人への啓発や情報提供により、民間賃貸住宅への入居を支援します。

再掲) 子育てヘルパー派遣事業 → 98 ページに掲載

再掲) 子どもショートステイ事業 → 88 ページに掲載

再掲) トワイライトステイ事業 → 88 ページに掲載

63) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（生活支援） 《子育て支援政策課》

ひとり親家庭の母等の抱える日常生活上の様々な悩み等の相談に関し、母子・父子自立支援員等による適切な助言や指導を行うとともに、各種行政支援策等の情報提供を行うなど、直面する諸問題の解決に向け支援します。

また、法律知識が必要となる親権等の相談に関しては、弁護士による法律相談を実施します。



(2) 就業支援

ひとり親家庭等が十分な収入を得ることができ、自立した生活を送ることができるよう、自立支援プログラムの策定や、就業のための訓練にかかる給付など、就業面での支援を実施します。

64) ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業 《子育て支援政策課》

ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、対象者に合った自立支援計画を立てて、就職等のサポートを行います。また、必要に応じて、ハローワーク等との連携による職業訓練の支援要請を行います。

65) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（就労支援）《子育て支援政策課》

ひとり親家庭の母等の就業・自立を促進するため、就業に関する各種相談に応じるほか、就業に必要な知識や技能の習得を図るための就業支援講習など就業に向けた支援を行います。

66) ひとり親家庭高等技能訓練促進費・生活支援給付金 《子育て支援政策課》

ひとり親家庭の一層の生活の安定を図るため、就職に有利な資格の取得を目指し、2年以上養成機関などで修学する場合に、高等技能訓練促進費を支給します。また、高等技能訓練促進費の支給対象期間外となる修学期間の3年目について、高等技能訓練促進費の代わりとなる市単独事業の生活支援給付金を支給します。

67) ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 《子育て支援政策課》

ひとり親家庭の自立の促進を図るため、教育訓練講座を受講し修了した場合、経費の一部を支給します。

68) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 《子育て支援政策課》

母子・父子及び寡婦に対して、必要な資金を貸す母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を推進し、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進を図ります。

(3) 経済的支援

支援を必要とするすべてのひとり親家庭等が、経済的支援を受けられるよう、養育費に関する相談や、各種貸付・助成制度の実施・周知など、経済面での支援を実施します。

69) ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（養育費相談）

《子育て支援政策課》

ひとり親家庭の母等の養育費に関して専門家との相談を実施するほか、養育費取得等に関する相談機関や各種支援策などの情報提供を行います。

再掲) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 → 104 ページに掲載

70) 児童扶養手当 《子育て支援政策課》

父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に児童扶養手当を支給します。

71) ひとり親家庭等医療費支給事業 《年金医療課》

受給資格者〔1. 母子家庭の母、2. 父子家庭の父、3. 養育者家庭の養育者（1人）、4. 父又は母に一定の障害がある場合は当該障害の状態にない方の1人、5. 上記1～4に監護されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日までのもの（一定の障害のある児童については20歳未満）〕の中で、受給資格証の交付を受けたものの健康保険各法に規定する保険診療一部負担金を助成します。

72) ひとり親家庭等児童就学支度金 《子育て支援政策課》

中学校に入学予定の児童を養育している市町村民税非課税世帯（生活保護受給世帯は除く）の母子家庭の母、父子家庭の父又は父母のいない児童を養育している人に、その児童の入学準備に必要な経費の一部を助成します。

73) 就学援助制度 《学事課》

経済的な理由で、小・中学校へ通う児童生徒の学用品の購入や給食費の支払いが困難な保護者に対し、それらの費用の一部を援助します。



5 青少年・若者への支援の充実

(1) 青少年・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組

青少年・若者の好奇心や感動する心を育み、健やかに成長・発達するための基礎となるよう、様々な社会参加・体験活動の充実や、職業教育の推進を図ります。

74) チャレンジスクール推進事業 《生涯学習振興課》

地域社会の中で心豊かで健やかな児童生徒を育むため、児童生徒や学校、地域社会の実情に応じて放課後や土曜日などに全市立小・中学校で実施しているチャレンジスクールを一層充実させていきます。

75) さいたま市放課後子ども総合プラン 《青少年育成課・生涯学習振興課》

希望するすべての就学児童が多様な体験・活動を行えるよう、放課後児童クラブに入室する児童がチャレンジスクールにも参加できる一体型又は連携による実施を推進します。

また、子ども未来局及び教育委員会共催による本プランの推進委員会を開催し、両事業の進行管理を行います。

【区域設定：全市】

指標		対象箇所数			単位	箇所	
目標値	年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	確保方策		18	27	36	45	54

※対象箇所数：学校敷地内に放課後児童クラブとチャレンジスクールを設置し、両事業を一体型で実施している箇所数

再掲) 放課後児童クラブ → 87 ページに掲載

76) 非行防止対策の推進 《青少年育成課》

青少年の健全育成・非行防止に関する市民意識の高揚を図るため、子ども・若者育成支援強調月間中に、青少年健全育成に関わる団体等が協力し、非行防止キャンペーンを各区で展開します。

また、青少年の健全育成・非行防止のため、大宮駅周辺のパトロール及び各地区における巡回活動を実施します。

77) 成人式 《青少年育成課》

成人の日に新しい人生の門出を祝福し、成人としての自覚を促すとともに、将来の幸せを願うため、成人式を実施します。

78) グリーンライフ猿花キャンプ場運営事業 《青少年育成課》

青少年や青少年団体が、集団野外宿泊、デイキャンプ、レクリエーション、自然体験等を通して、社会性、協調性、ルールや命の大切さなどを学ぶ施設として、利用の推進を図ります。

79) 児童センター事業 《青少年育成課》

子どもや保護者が交流し、親子で一緒に運動や工作などの体験ができ、また、各種催し物や子育てサークル・子ども会の開催など、地域組織の活動を支援する児童センターの充実を図ります。

行政区に最低1館設置することを目標とし、未整備区である緑区を優先することとしますが、利用者の利便性や行政区の面積・児童数などにも配慮し整備を進めます。

80) さいたま市中学生職業体験事業「未来（みら）くるワーク体験」**《生涯学習振興課》**

キャリア教育の視点から、市立中学校等の生徒を対象に、勤労観、職業観を育み、学ぶことの意義を考える機会とするため、地域の事業所等の協力を得て、さいたま市中学生職場体験事業「未来（みら）くるワーク体験」を実施します。



(2) 困難を有する青少年・若者やその家族を支援する取組

不登校やひきこもりなど、様々な困難を有し特別な支援が必要な青少年・若者やその家族に対し、円滑に社会的な自立が果たせるよう、関係機関と連携しながら各種取組を推進します。

81) 子ども・若者支援ネットワーク事業 《青少年育成課》

子ども・若者育成支援推進法に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的に実施するためにネットワーク会議を開催します。

82) 若者自立支援ルーム事業 《青少年育成課》

社会生活を送るうえで、困難を有する市内在住 30 歳代までの若者に対し、個人の状態に合わせた、自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑に社会的自立が果たせるよう継続的な支援を行います。

83) 若者ユースアドバイザー事業 《青少年育成課》

子ども・若者の自立支援に関する専門的な相談に対応するため、若者自立支援ルーム、児童相談所等の職員、ボランティアに対するスキルアップを目指した講座を開催します。

84) 地域若者サポートステーションの設置 《労働政策課》

若年者の職業的自立を図るため、地域若者サポートステーション事業をはじめとする各種若年者就業支援を行います。

85) いじめのないまちづくり推進事業 《青少年育成課》

「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を活用し、いじめ防止等に関わる関係機関や団体と連携し、啓発活動を行うことで、いじめ撲滅に向けた市全体の気運を高めるとともに、相談体制の整備を行うなど、いじめ防止等のための対策を推進します。

86) ひきこもり対策推進事業 《こころの健康センター》

平成 25 年 1 月 7 日にこころの健康センター内に「ひきこもり相談センター」を開設し、電話・面接・グループ活動・訪問・メールによる相談支援を実施しています。ひきこもり相談センター開設後、相談が増加し、本人、家族に対して、訪問や外出同行等の個別に合わせた細やかな支援が難しくなっています。そのため、「(仮称) ひきこもりサポーター」を養成し、派遣することで支援の充実を図ります。

87) 不登校の子どもへの支援 《指導2課》

学校に行く気持ちをもちながら、様々な理由で登校することができない児童生徒に対して、適応指導教室において個別又は小集団により集団生活への適応力や社会的自立心を養います。

また、生活のリズムを整えさせながら、学校へ復帰することができるよう支援します。



(3) 地域における多彩な担い手の育成

青少年・若者が、地域づくりの担い手としての自覚と自信をもち、積極的に地域活動に参加できるよう、青少年の主張大会・青少年フォーラムや、青少年団体等への支援を実施します。

88) 青少年の主張大会・青少年フォーラム 《青少年育成課》

青少年が日々の暮らしの中での思いを、自分の言葉としてまとめ、発表することにより、いかに生きていくか、どのように協働していくかのテーマを見つけ、自ら考え行動することの契機として、実施します。

89) 青少年による郷土芸能伝承活動支援事業 《青少年育成課》

青少年の地域へのかかわりや地域の人々との交流を一層推進するため、青少年の健全育成及び郷土芸能を伝承する目的を持った団体活動を支援します。

90) 青少年団体補助事業 《青少年育成課》

青少年団体の自主活動や育成組織活動を促進するためのボランティア活動・イベント事業などについて、青少年団体等に補助を行い、青少年の健全育成を推進します。

※本計画に記載されている所管課名は、平成27年4月1日時点のものです。

卷末資料



巻末資料

さいたまキッズな City 大会宣言

さいたま市の 未来を担う子ども・青少年が 夢と希望を持ち 生き生きと輝きながら成長することは 市民すべての願いです

この願いを実現するためには 人々が互いに助け合い いたわりあい 支えあいながら 子ども・青少年を 社会全体で育むことが大切です

わたしたちは すべての子ども・青少年が その個性を尊重され 健やかに育ち 自立し 社会で輝いて生きられるよう 子ども・青少年の幸せと命の尊さを第一に考える 地域社会の実現を目指します

未来のさいたま市をつくります

- 1 わたしたち子ども・青少年は 輝かしい未来のある社会の一員として たくましく生きる力と 生きる知恵を育み 人を思いやり 感謝の気持ちを忘れない 素直で優しい心を持ち続けます

家族の絆を深めます

- 1 わたしたち家族は 子どもを育てる責任を自覚し 子どもと共に 学び 喜び 楽しむことができるよう 互いに十分愛情を注ぎ 共に過ごす時間を大切にします

市民の絆で 子ども・青少年を育みます

- 1 わたしたち市民は 人と人とのふれあいや つながりを大切にし 子ども・青少年が 安心して学び 遊び 暮らせるよう 多世代が参加した地域ぐるみで しっかり見守り 心豊かな 笑顔があふれる 地域社会をつくります

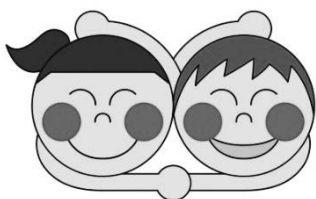
働きやすい環境をつくり 子育て支援に貢献します

- 1 わたしたち事業者は 働く人たちが喜びにあふれるよう 「仕事と生活の調和」を実現し 地域における社会貢献活動に取り組みます

地域社会を支えます

- 1 わたしたち行政・子どもが育ち学ぶ施設は 地域社会の絆をしっかり結び 遊び 学習 養育 保育を通して 子どもが健やかに育つまちをつくります

以上、ここに宣言します



平成23年10月9日
さいたまキッズな City

計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成 25 年 8 月 26 日	平成 25 年度第 1 回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・子ども・子育て支援事業計画策定に伴う基礎調査について (国のひな形、調査項目等)
平成 25 年 9 月 26 日	平成 25 年度第 2 回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・子ども・子育て支援事業計画策定に伴う基礎調査について (調査対象、調査項目、調査票イメージ等)
平成 25 年 10 月 28 日～ 11 月 22 日	基礎調査
平成 26 年 1 月 15 日	平成 25 年度第 3 回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・子ども・子育て支援事業計画について (概要、計画策定に伴う基本方針、構成案等)
平成 26 年 3 月 5 日	平成 25 年度第 4 回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・子ども・子育て支援事業計画について (基礎調査の結果、基礎調査報告書案等)
平成 26 年 3 月 24 日	平成 25 年度第 5 回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・子ども・子育て支援事業計画について (量の見込みの算出方法、量の見込みの算出結果等)
平成 26 年 6 月 10 日	平成 26 年度第 1 回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・子ども・子育て支援事業計画について (計画骨子案、掲載事業等)
平成 26 年 8 月 28 日	平成 26 年度第 2 回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・子ども・子育て支援事業計画について (計画たたき台、量の見込み・確保方策等)
平成 26 年 9 月 25 日	平成 26 年度第 3 回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・子ども・子育て支援事業計画について (計画素案、量の見込み・確保方策等)
平成 26 年 10 月 31 日～ 11 月 30 日	パブリック・コメント
平成 26 年 11 月 18 日	平成 26 年度第 4 回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・「さいたま子ども・青少年 ^{ゆめ} 希望プラン」の進行管理について ・子ども・子育て支援事業計画について (第 3 章)
平成 27 年 2 月 3 日	平成 26 年度第 5 回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・子ども・子育て支援事業計画について (計画確定案)
平成 27 年 3 月 23 日	平成 26 年度第 6 回さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 ・子ども・子育て支援事業計画について (計画書報告)



委員名簿

さいたま市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（地方版子ども・子育て会議）

	氏名	所属（役職）	備考
会長	吉川 はる奈	埼玉大学（教育学部）教授	
職務代理	刀根 洋子	目白大学（看護学部）教授	
委員	五十嵐 千代	さいたま市教育委員会委員	
委員	伊藤 巖	さいたま市社会福祉協議会副会長	
委員	稲垣 克行	さいたま市立中学校長会	～H26. 7. 27
委員	岩木 晃	さいたま市里親会会長	
委員	内山 ひで	さいたま市母子寡婦福祉会会長	
委員	大野 智子	さいたま市私立保育園協会副会長	
委員	小川 直美	さいたま市立小学校校長会	
委員	勝田 寿郎	さいたま市私立幼稚園協会会長	
委員	工藤 啓介	埼玉弁護士会	
委員	小島 久司	児童養護施設いわつき園長	
委員	田部井 功	さいたま商工会議所常議員	
委員	鶴巻 一郎	さいたま市立中学校長会	H26. 7. 28～
委員	戸部 桂子	さいたま市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会 部会長	
委員	富田 晶子	市民公募委員	
委員	羽鳥 孝	さいたま市歯科医師会会長	
委員	福田 博之	連合埼玉さいたま市地域協議会議長	
委員	松本 辰美	さいたま市4医師会連絡協議会	
臨時委員	小田 未央	子育て当事者	
臨時委員	笠原 昭子	さいたま市ボーイスカウト協議会地区コミッショナー	
臨時委員	片山 篤美	さいたま市保健愛育会理事	
臨時委員	久世 晴雅	青少年育成さいたま市民会議会長	
臨時委員	久手 仁美	くでこどもクリニック副院長	
臨時委員	佐久間 由記	さいたま市ガールスカウト連絡協議会副代表	
臨時委員	照沼 香織	子育て当事者	
臨時委員	西田 隆良	さいたま市学童保育連絡協議会会長	
臨時委員	平栗 恵美子	子育て当事者	
臨時委員	森 一夫	さいたま市立高等学校校長会	

※50音順、敬称略

用語集

用語	解説
IPW	Interprofessional Work の略。専門職の間に特段のコーディネーターを置かずとも、個々の専門職が市民個々の状況を見極め、自ら責任を持ってサービスを個々に取れんさせる調整者としての役割を担う考え方。
NPO 法人	NPO とは、NonProfit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、特定非営利活動法人という。
育児休業制度	育児・介護休業法に規定される、子どもが生まれた後、1年間（両親ともに育児休業を取得した場合は1歳2か月。保育所に預けられないなどの事情がある場合は最長1年半。）子の養育のために勤務を休業することができる制度。
オレンジリボンキャンペーン	栃木県小山市の団体「カンガルーOYAMA」の取組を起源とする児童虐待防止運動で、一人でも多くの人に関心を持ってもらい、行動を起こしてもらおうとするもの。自治体、児童福祉関係者、各種団体や企業等、全国へその運動が広がっている。厚生労働省は2007年から児童虐待防止推進月間にその取組を展開している。
家庭児童相談室	家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する種々の児童問題を解決するために、福祉事務所に家庭児童相談員や社会福祉主事を配置し、生活習慣、学校生活、非行等に関する相談指導業務を行う組織。
家庭保育室	児童福祉法に基づく認可外保育施設のうち、本市の基準を満たし市から認定を受けた施設で、定員6人から19人までの家庭的な温かい環境の中で、0歳から3歳までの子どもを入所対象としている。
居宅訪問型保育	ベビーシッターのような保育者が、子どもの家庭を訪問し保育する事業。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当する。
子育てヘルパー	訪問介護員（ホームヘルパー）等を子育てヘルパーとして派遣し、家事・育児の援助を行う。
子ども家庭支援員	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・看護師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う事業の従事者の名称。
しあわせ倍増プラン2013	平成25年度から平成28年度までの4年間に、本市が特に力を入れて取り組むべき施策を盛り込んだ計画。市民一人ひとりが更なる「しあわせを実感できる都市」を目指し、その達成に向けて全庁を挙げて取り組んでいる。



用語	解説
事業所内保育施設	企業・病院などが職場の労働力確保と福利厚生サービスの一環として、事業所内の建物などの一部を使用して行っている保育施設で、事業所などの就労者の子どもに加え、地域の子どもの入所対象としている。
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	幸福で豊かな人生を送るために、自分の価値観や状況に応じた働き方の選択や、仕事と家庭、両者の充実を実現させようという考え方。
児童相談所	児童の福祉に関する各般の問題について家庭その他からの相談に応じ、調査、診断、判定の上、児童の真のニーズに応じた援助活動を通じて、子どもの福祉と権利擁護を行うことを業務とする児童福祉行政機関。
児童発達支援センター	障害児を通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練などを行う施設。
児童養護施設	児童福祉法第 41 条の規定に基づき、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。
社会福祉審議会	社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項を審議するために、都道府県、指定都市、中核市に設置される機関で、長の監督に属し、その諮問に答えるとともに、関係行政庁に意見を具申する。委員は社会福祉に従事する者や学識経験者等の内から市長が任命する。各専門領域別に専門分科会と調査部会を持つ。
周産期医療	妊娠や分娩時の母体と胎児・新生児の生命の安全及び健康に関する医療分野。産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要になる。
待機児童解消加速化プラン	待機児童の解消に向け、国が平成 25 年 4 月に発表したもので、平成 29 年度までに潜在的なニーズを含め、約 40 万人分の保育の受け皿を確保し、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度末までに待機児童解消を目指すもの。
地域型保育事業	子ども・子育て支援法に規定される、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと。
地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第 59 条に規定される、以下の 13 事業のこと。（）内は本計画での事業番号を指す。 ①利用者支援事業（24, 25）②時間外保育（延長保育）事業（10）③実費徴収に係る補足給付を行う事業④多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営事業（22）⑤放課後児童健全育成事業（9）⑥子育て短期支援事業（11, 12）⑦乳児家庭全戸訪問事業（29, 30）⑧養育支援訪問事業（45, 46）⑨地域子育て支援拠点事業（13, 14, 15）⑩一時預かり事業（16, 17, 18）⑪病児保育事業（19）⑫子育て援助活動支援事業（20, 21）⑬妊婦健康診査事業（27）

用語	解説
ナーサリールーム	児童福祉法に基づく認可外保育施設のうち、本市の基準を満たし市から認定を受けた施設で、定員 30 人以上で規模・基準ともに認可保育所に近い状況の中で 0 歳から 5 歳までの子どもを入所対象としている。
認定区分 (1号認定、2号認定、 3号認定)	<p>子ども・子育て支援法第 19 条に規定される、教育・保育施設を利用するに当たり市町村から認定を受ける以下の 3 区分のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号認定：満 3 歳以上で、教育（幼稚園・認定こども園）を希望する場合 ・ 2号認定：満 3 歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合 ・ 3号認定：満 3 歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、保護者の就労状況にかかわらず教育・保育を一体的に行う機能と、地域におけるすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行う機能を備えた施設で、構成する施設の種類によって幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の 4 つの類型がある。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害であって、通常、低年齢において発現するものをいう。
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭、寡婦（配偶者のいない者で、かつて母子家庭の母であった者）、養育者（父母の代わりに児童を養育する者）のこと。
不育症	妊娠はするが、2 回以上の流産・死産もしくは生後 1 週間以内に死亡する早期新生児死亡によって児が得られない状態のこと。（平成 23 年度 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業での定義）
不妊症	生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある一定の期間、性生活を行っているにもかかわらず、妊娠の成立をみない状態のこと（日本産科婦人科学会定義）。ここでいう一定の期間とは諸説あるが、2 年間と考えるのが一般的である。
保育コーディネーター	保護者の保育施設に対する相談支援や、行政と保育施設または保育施設相互の連携強化のため、区役所に配置されている公立保育園の園長経験者からなる者。
保育コンシェルジュ	保育を希望する保護者からの保育施設に関する相談を受け、保護者の就労状況やニーズを踏まえながら、情報の提供や入所できなかった世帯へのアフターフォローなどを行う。
保育利用率	対象年齢の子ども全体の数に占める、保育所等の利用者数の割合。
保健愛育会員	地域住民の健康保持増進を図ることを目的とし、母子の健康や育児支援、健康づくりに関する知識、技術の習得、普及に関する事業などを行う。



用語	解説
母子生活支援施設	児童福祉法第 38 条の規定に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭等の相談に応じ、自立を促進するための指導をする者のこと。
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねる。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、庁内の関係部局のほかに、警察署、民生委員児童委員協議会、保育園、幼稚園、医療機関などの様々な機関が、関係機関として参加し、要保護児童等に関する情報共有、支援内容の協議などを行う。

さいたま子ども・青少年のびのび^{ゆめ}希望プラン

-さいたま市子ども・子育て支援事業計画-

《平成27年度～平成31年度》



発行 平成27年3月
企画・編集 さいたま市子ども未来局子ども育成部
子育て支援政策課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048-829-1909
URL <http://www.city.saitama.jp/index.html>



※この計画書は1,000部作成し、1部当たりの印刷経費は1,000円です。
(さいたま市子ども・子育て支援事業計画策定業務のうちの印刷に要した経費です。)

